

第15回緊急災害対策本部会議及び第13回原子力災害対策本部会議

於：官邸4階 大会議室

議 事 次 第

1. 開会 【内閣官房長官】
2. 内閣総理大臣あいさつ 【内閣総理大臣】
3. 各省庁からの報告
被災者生活支援の状況報告等について 【防災担当大臣】
原子力発電所の状況、対策及び被災者支援
の状況について 【経済産業大臣】
【その他】
4. 閉会 【内閣官房長官】

概要版

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震について(第97報)

平成23年4月11日(10:30)現在
緊急災害対策本部

概要

1 地震の概要(気象庁)

- (1) 発生日時 平成23年3月11日(金)14時46分頃
 (2) 震源及び規模(推定)
 三陸沖(北緯38.1度、東経142.9度、牡鹿半島の東南東130km付近)
 深さ約24km、モーメントマグニチュード Mw9.0
 (3) 各地の震度(震度6弱以上)
 震度7 宮城県北部
 震度6強 宮城県南部・中部、福島県中通り・浜通り、茨城県北部・南部、
 栃木県北部・南部
 震度6弱 岩手県沿岸南部・内陸北部・内陸南部、福島県会津、群馬県南部、
 埼玉県南部、千葉県西北部

(4) 津波

3月11日14時49分 津波警報(大津波)を発表 ※現在は津波注意報も解除
 津波の観測地(検潮所)

・えりも町庶野	最大波	15:44	3.5m
・宮古	最大波	15:26	8.5m以上
・大船渡	最大波	15:18	8.0m以上
・釜石	最大波	15:21	4.1m以上
・石巻市鮎川	最大波	15:25	7.6m以上
・相馬	最大波	15:50	7.3m以上
・大洗	最大波	16:52	4.2m

2 政府の主な対応(初動対応)

3月11日	14:50	官邸対策室設置、緊急参集チーム招集
	15:00	緊急参集チーム協議開始
	15:14	緊急災害対策本部設置(本部長:内閣総理大臣)
	15:37	第1回緊急災害対策本部開催 「災害応急対策に関する基本方針」策定 (以後、4月10日までに合計14回開催)

3 被害状況等

(1) 人的被害		
ア 死者	13,116名	(+103名)
イ 行方不明	14,337名	(△271名)
ウ 負傷者	4,792名	(+108名)
(2) 建築物被害		
ア 全壊	48,747戸	(+108戸)
イ 半壊	11,010戸	(+45戸)
ウ 流失	6戸	(+0戸)
(3) 避難者	147,536名	(△3,579名)

※数値等に記載した増減は、前報との比較である。

4 被災者の救助活動状況

救出等総数	26,666名	(+0名)
-------	---------	-------

※各機関等共同で救出活動を実施しているため重複している場合がある。

※数値等に記載した増減は、前報との比較である。

5 主要緊急物資の支援状況(到着済みの累計数)(4月11日00:00現在)

(1) 食糧等		
ア パン	8,172,705食	(+335,000食)
イ 即席めん類	2,140,016食	(+0食)
ウ おにぎり等	3,030,452食	(+120,000食)
エ 精米	3,282,236食	(+20,000食)
オ その他(缶詰等)	5,142,654食	(+103,400食)
カ 飲料水	6,761,805本	(+20,400本)
(2) 生活用品		
ア トイレットペーパー	328,480個	(+0個)
イ おむつ	269,170枚	(+0枚)
ウ 一般薬	229,284箱	(+0箱)
エ マスク	4,380,442枚	(+0枚)
(3) 燃料等	15,341,000ℓ	(+0ℓ)

※数値等に記載した増減は、前報との比較である。

6 部隊派遣等の状況

(1) 警察庁

ア 広域緊急援助隊（活動中の人員）： 2, 951名

イ 広域緊急援助隊（これまでに派遣された総数）： 14, 080名

ウ 航空機（ヘリ）9機派遣

(2) 消防庁

ア 緊急消防援助隊実派遣部隊（活動中の人員・隊数）：

245隊 856人

イ 緊急消防援助隊実派遣部隊（これまでに派遣された人員・隊数）：

約6, 700隊 約26, 000人

(3) 海上保安庁

ア 巡視船艇等 54隻

イ 航空機 19機

ウ その他、特殊救難隊等にて対応

(4) 防衛省

約106, 450名の派遣規模（これまでの最大派遣規模 約107, 000名）

ア 陸上自衛隊 約70, 000名

イ 海上自衛隊 約14, 400名

ウ 航空自衛隊 約21, 600名

エ 原子力災害派遣部隊 約450名

(5) 厚生労働省

ア 医師等の派遣 137チーム

イ 保健師派遣 133チーム

7 海外支援の受け入れ状況

(1) 在日米軍による協力

ア 空母・艦船 約20隻

イ 航空機 約160機

ウ 人員 約20, 000名以上

(2) 外国による支援

ア 海外支援 134ヶ国・地域及び39国際機関が支援を表明

イ 援助隊 24ヶ国・地域・国際機関から受入れ（現在3ヶ国が活動中）

ウ 援助物資 43ヶ国・地域・国際機関から受入れ

平成 23 年 4 月 11 日 (10:30) 現在
原子力災害対策本部

1. 直近の主要な事象・対応等

(4月9日)
03:29 1号機に関し、一旦弁を全閉し、高純度窒素ガス発生装置へ切り替える作業を開始 (03:59 注入弁開操作開始、04:10 弁全開)
13:10 2号機に関し、復水器から復水貯蔵タンクへの移送完了
(4月10日)
09:30 1号機に関し、復水器から復水貯蔵タンクへの移送完了

2. 福島第一原発における作業の進行状況

(1) 使用済燃料プールへの注水

	累積水量	実施機関
1号機	約 90t	東電 (実施: 3月31日、水量: 計約 90t)
2号機	約 359 ~374t	東電 (実施: 3月20、22、25、29、30日、4月1、4、7、10日、水量: 計約 359~374t)
3号機	約 5,203t	自衛隊 (実施: 3月17、18日、水量: 計約 100t)
		機動隊 (実施: 3月17日、水量: 計約 44t)
		緊急消防援助隊 (実施: 3月19、20、22、25日、水量: 計約 4,227t)
		東電 (実施: 3月18、23、24、27、29日、31日、4月2、4、7、8、10日、水量: 計約 832t)
4号機	約 1,621t	自衛隊 (実施: 3月20、21日、水量: 約 250t) 東電 (実施: 3月21、22、23、24、25、27日、30日、4月1、3、5、7、9日、水量: 約 1,371t)
共用 プール	約 130t	東電 (実施: 3月21日、水量: 約 130t)

(2) 電源復旧状況

- ・1号機: 中央制御室の照明の点灯及び監視系の復旧 (3月24日)
- ・2号機: 中央制御室の照明の点灯及び監視系の復旧 (3月26日)
- ・3号機: 中央制御室の照明の点灯及び監視系の復旧 (3月24日)
- ・4号機: 中央制御室の照明が点灯及び監視系の復旧 (3月29日)
- ・5号機: すべて外部電源に切替完了
- ・6号機: すべて外部電源に切替完了

3. 発電所の状況

(1) 福島第一		主要事象・対応	主要データ
1号機 ※INES評価レベル5 (広範囲な影響を伴う事故)	<3月>		・水位 (11日06:00) (A) -1650mm (B) -1650mm
	11日15:42	10条通報 (全交流電源喪失)	
	11日16:36	15条事象発生 (非常用炉心冷却装置注水不能)	・原子炉圧力 (11日06:00) (A) 0.410MPaG、(B) 0.873MPaG
	12日01:20	15条事象発生 (格納容器圧力異常上昇)	・格納容器圧力 (11日06:00) 0.195MPaabs
	12日10:17	ベント開始	・圧力容器温度 (給水ノズル) (11日06:00) : 222.9°C (調査中)
	12日15:36	水素爆発	・サーモグラフィ (8日07:30頃) 格納容器: 33°C プール: 23°C
	12日20:20	原子炉への海水注水開始	
	22日11:20	圧力容器温度上昇	
	24日11:30	中央制御室の照明が点灯	
	25日15:37	原子炉への淡水注水開始	
	27日07:30	タービン建屋の溜まり水を復水器へ移送	
	31日09:20	トレンチ内滞留水の排水	
	31日12:00	復水貯蔵タンクの水をサージタンクへ移送開始	
	31日13:03	使用済燃料プールへ注水開始	
	<4月>		
3日12:18	原子炉への注入仮設電動ポンプの電源を電源車から本設電源へ切替		
7日01:31	1号機原子炉格納容器内へ窒素ガス注入を開始		
10日09:30	復水器から復水貯蔵タンクへの移送完了		
2号機 ※INES評価レベル5	<3月>		・水位 (11日06:00) (A) -1500mm
	11日15:42	10条通報 (全交流電源喪失)	
	11日16:36	15条事象発生 (非常用炉心冷却装置注水不能)	・原子炉圧力 (11日06:00) (A) -0.025MPaG、(D) -0.029MPaG
	13日11:00	ベント開始	・格納容器圧力 (11日06:00) 0.090MPaabs
	14日13:25	15条事象発生 (原子炉冷却機能喪失)	・圧力容器温度 (給水ノズル) (11日06:00) : 153.6°C
	14日16:34	原子炉への海水注入開始	・使用済燃料プール水温 (11日06:00) : 71.0°C
	14日22:50	15条事象発生 (格納容器圧力異常上昇)	・サーモグラフィ (8日07:30頃) 原子炉建屋屋上: 30°C
	15日00:02	ベント開始	
	15日06:10	圧力抑制室付近で異音発生	
	15日06:20頃	圧力抑制室損傷の疑い	
15日08:25	白煙発生		

	<p>20日15:05 使用済燃料プールへ注水開始</p> <p>26日10:10 原子炉への淡水注水開始</p> <p>26日16:46 中央制御室の照明が点灯</p> <p>29日16:45 復水貯蔵タンクの水をサージタンクへ移送</p> <p><4月></p> <p>2日16:25 取水口付近ピットからの水漏れに関し、コンクリート注入による止水作業開始</p> <p>2日17:10 復水器から復水貯蔵タンクへの水の移送開始</p> <p>3日12:18 原子炉への注入仮設電動ポンプの電源を電源車から本設電源へ切替</p> <p>5日15:07 2号機取水口付近のピット側面のコンクリート部分からの漏水に関し、取水口付近のピット周辺に穴を開け、凝固剤を注入(6日05:38頃、汚染水の海への流出停止を確認)</p> <p>9日13:10 復水器から復水貯蔵タンクへの移送完了</p>	
3号機	<p><3月></p> <p>11日15:42 10条通報(全交流電源喪失)</p> <p>13日05:10 15条事象発生(非常用炉心冷却装置注水不能)</p> <p>13日08:41 ベント開始</p> <p>13日13:12 原子炉への海水注入開始</p> <p>14日05:20 ベント開始</p> <p>14日07:44 15条事象発生(格納容器圧力異常上昇)</p> <p>14日11:01 水素爆発</p> <p>17日09:48 使用済燃料プールへ注水開始</p> <p>22日22:46 中央制御室の照明が点灯</p> <p>25日18:02 原子炉への淡水注水開始</p> <p>28日17:40 復水貯蔵タンクの水をサージタンクへ移送</p> <p>(※) P.7 (注) 参照</p> <p><4月></p>	<p>・水位(11日06:00) (A)-1900mm、(B)-2250mm</p> <p>・原子炉圧力(11日06:00) (A)-0.015MPaG、(C)-0.081MPaG</p> <p>・格納容器圧力(11日06:00) 0.1031MPaabs</p> <p>・圧力容器温度(給水ノズル) (11日06:00): 97.7℃(調査中)</p> <p>・サーモグラフィ(8日07:30頃) 格納容器: 35℃ プール: 56℃</p>
※INES評価レベル5		

	<p>3日12:18 原子炉への注入仮設電動ポンプの電源を電源車から本設電源へ切替</p>	
4号機	<p><3月></p> <p>14日04:08 使用済燃料プール水温度が84℃に上昇</p> <p>15日09:38 火災発生</p> <p>16日05:45 火災発生</p> <p>20日08:21 使用済燃料プールへ注水開始</p> <p>29日11:50 中央制御室の照明が点灯</p>	<p>・サーモグラフィ(8日07:30頃) プール: 46℃</p>
※INES評価レベル3 (重大な異常事象)		
5号機	<p><3月></p> <p>19日05:00 残留熱除去系ポンプで使用済燃料プール冷却開始</p> <p>20日14:30 冷温停止</p> <p>22日19:41 外部電源に切替完了</p>	<p>・プール水温(11日07:00): 36.1℃</p>
6号機	<p><3月></p> <p>19日22:14 残留熱除去系海水ポンプで使用済燃料プール冷却開始</p> <p>20日19:27 冷温停止</p> <p>22日19:41 外部電源に切替完了</p> <p><4月></p> <p>1日13:40 6号機廃棄物処理施設設備の床の溜まり水を5号機の復水器へ移送開始</p>	<p>・プール水温(11日07:00): 23.0℃</p>
共用プール	<p><3月></p> <p>21日10:37 注水実施</p> <p>24日18:05 冷却ポンプを外部電源により起動</p>	<p>共用プール水温(10日07:40): 31℃程度</p>
<p>(2) 福島第二 全号機が冷温停止中(1、2、4号機<INES評価レベル3>は15条事象から復帰済み)</p>		
<p>4. 緊急事態宣言</p> <p>3月11日19:03 原子力緊急事態宣言発令(福島第一発電所)</p> <p>3月12日07:45 原子力緊急事態宣言発令(福島第二発電所)</p>		
<p>5. 総理指示</p> <p>3月11日 福島第一発電所の半径3km圏内の避難、3km~10km圏内の屋内退避</p> <p>3月12日 福島第一発電所の半径10km圏内の避難</p> <p>3月12日 福島第二発電所の半径3km圏内の避難、3km~10km圏内の屋内退避</p> <p>3月12日 福島第二発電所の半径10km圏内の避難</p> <p>3月12日 福島第一発電所の原子炉への海水注入</p>		

- 3月12日 福島第一発電所の半径20km圏内の避難
- 3月15日 福島第一発電所の半径20～30km圏内の屋内退避
- 3月20日 福島第一発電所施設の作業に関する現場の実施要領及び作業実施について、現地調整所における自衛隊を中心とした調整・決定及び管理
- 3月21日 福島、茨城、栃木及び群馬県産ホウレンソウ、カキナ及び福島県産原乳の出荷制限
- 3月23日 福島県産ホウレンソウ、コマツナ、キャベツ、ブロッコリー、カリフラワー等の摂取及び出荷制限並びに茨城県産原乳及びパセリの出荷制限
- 4月 4日 千葉県香取市及び多古町産ホウレンソウ及千葉県旭市産ホウレンソウ、チンゲンサイ、シュンギク、サンチュ、セルリー、パセリの出荷制限
- 4月 8日 福島県喜多方市、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町又は南会津町産原乳の出荷制限を解除
群馬県産ホウレンソウ及びカキナの出荷制限を解除
- 4月10日 茨城県産原乳の出荷制限を解除

6. 食品等の摂取及び出荷制限

(1) 出荷制限・摂取制限品目 (4月10日現在)

都道府県	出荷制限品目	摂取制限品目
福島県	非結球性葉菜類、結球性葉菜類、アブラナ科の花蕾類（ホウレンソウ、キャベツ、ブロッコリー、カリフラワー、小松菜、茎立菜、信夫冬菜、アブラナ、ちぢれ菜、山東菜、紅菜苔、カキナなど）、カブ、原乳（喜多方市、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町又は南会津 町を除く）	非結球性葉菜類、結球性葉菜類及びアブラナ科の花蕾類（ホウレンソウ、キャベツ、ブロッコリー、カリフラワー、小松菜、茎立菜、信夫冬菜、アブラナ、ちぢれ菜、山東菜、紅菜苔、花ワサビ、カキナなど）
茨城県	ホウレンソウ、カキナ、パセリ	
栃木県	ホウレンソウ、カキナ	
千葉県	香取市	ホウレンソウ
	多古町	ホウレンソウ
	旭市	ホウレンソウ、チンゲンサイ、シュンギク、サンチュ、セルリー、パセリ

※自粛品目 ・福島県いわき市：原木しいたけ（露地） ・栃木県：シュンギク
・茨城県（茨城県海域）：イカナゴ

(2) 水道水の飲用制限

制限範囲	対象自治体（水道事業）
乳児	福島県飯舘村（飯舘村飯舘簡易水道事業） 3/21 ～

平成23年4月11日

被災者生活支援特別対策本部

被災者生活支援特別対策本部

被災者支援の状況

1. 取組みの概要

2. 被災者等の状況

(1) 被災者の推計

(2) 被災者の避難状況等

(3) インフラ等の被害・復旧状況

3. 課題と当本部の取組み

(1) 現地の課題と当本部の取組み（分類）

(2) 原子力被災者支援チームと当本部との連携

(3) 物資・燃料の供給

(4) 各避難所の要支援度の把握と定点観測

(5) 二次避難の受け入れ先の状況

被災者支援取組の概要

1. 被災者等の状況

(1) 避難所におられる避難者の現状 [P3～P5]

全国で約16万人、東北3県で13万人。

ほぼ一定数に落ち着いている。

今後、二次避難によって人数や場所が変わることが予想される。

(2) 避難所以外に避難された方等

例えば知人宅に避難された方、及び、自宅におられる被災された方、ライフラインが復旧せず避難所に食事などを求めに来ておられる方の数は、把握できていない。

(3) インフラ等の被害・復旧状況 [P6～P7]

各省庁において被害・復旧の状況を把握し、復旧を急いでいる。

2. 課題と当本部の位置づけ

(1) 現地の課題と当本部の取組み [P8～P10]

(2) 原子力被災者支援チームと当本部との連携 [P11]

3. 物資等の支援

(1) 物資の支援状況 [P12～P13]

① 当初は、食料、水、毛布の需要が多く、現在までに食料2,180万食、水680万本、毛布39万枚及び燃料15,000キロリットルを支援。

② 現在は、避難所の生活改善のための物資へと変化。

(パーテーション、シャンプー、調理器具等が増加傾向)

(2) 燃料の供給 [P14~P16]

東北地方への燃料の安定供給を図るため、西日本製油所からの大量転送、3製油所の運転再開、盛岡・郡山向け鉄道輸送や塩竈油槽所等輸送ルート改善、タンクローリーの大量投入、仮設ミニSSの実施、ドラム缶による灯油等の供給、SSの復旧、原発周辺地域への燃料供給等を最大限実施。また、4月6日までに1,380件、約1.5万KLの燃料を病院等に供給。

これらにより、被災地への供給は、一部の地域を除き、着実な改善が見られている。

4. 今後に向けて

(1) 各避難所の要支援度の把握等 [P17~P20]

- ① 東北3県(岩手県、宮城県、福島県)において、すべての避難所(4月4日現在:1,159か所)を対象に、生活環境に関する状況について実態把握を行う。具体的には、4月6日から、週1回程度、食事や医師等の巡回などに関する状況を把握し、特に厳しい状況下にある避難所に対して、重点的に支援を行う。
- ② さらに、6つの避難所(3県×2カ所)を対象に、生活環境等に関する詳細な状況について定期的に実態把握を行う。具体的には、週1~2回、運営状況、施設の状況、食事、衛生環境等、多岐にわたる項目について、数量的なデータのみならず、定性的かつ具体的な実態を把握し、避難所全体の状況を踏まえた効果的な支援に資する。

(2) 二次避難の受け入れ先の確保 [P21]

- ① 4月8日時点で6,054戸の応急仮設住宅が着工済(うち36戸は入居者決定済)。
- ② 岩手県・宮城県・福島県等6県における必要戸数62,290戸の供給に向けて準備を進める。
- ③ また、全国各地(47都道府県)で、公営住宅や国家公務員宿舎等を合計46,035戸確保(うち4,169戸は入居済。4月4日現在)。

被災者の推計

(単位:人)

	全国	うち3県	注
1. 死者(把握できた数)	13,013	12,951	4月10日18:00現在 警察庁調べ
2. 行方不明者			
(1) 届出のあった数	14,608	14,604	4月10日18:00現在 警察庁調べ
(2) 届出のない者	不明	不明	
3. 避難所にいる避難者	151,115	127,817	4月10日18:00現在 警察庁調べ
4. 避難所以外に避難した者	不明	不明	各県・市町村が一部の者について把握しているが、その他については調査中
5. 自宅にいるが被災している者	不明	不明	・家が壊れた者 ・ライフラインが復旧していない家

避難所の避難者数(総括表)

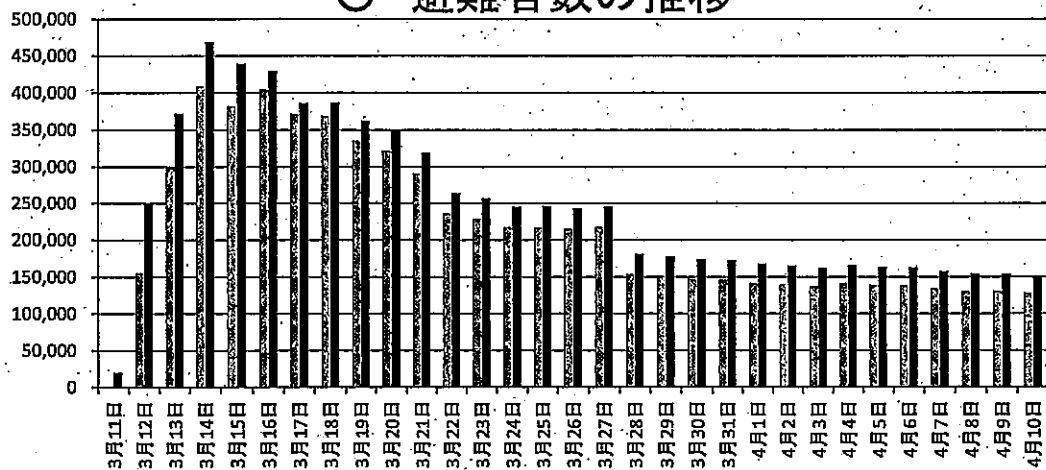
4月10日18:00現在 4月10日19:00現在

		避難者数(※)	避難所数	市町村数
全国計		151,115	2,383	
	岩手県	48,736	373	23
	宮城県	53,412	472	24
	福島県	25,669	245	43
	3県合計	127,817	1,090	90

※一部、自宅等避難を含む

出典:緊急災害対策本部及び警察庁緊急災害警備本部資料

○ 避難者数の推移



■ 3県合計 ■ 全国 *警察庁による

避難所の避難者数

4月10日18:00現在 4月10日19:00現在

	避難者数(※)	避難所数
北海道	703	208
青森県	920	236
岩手県	48,736	373
宮城県	53,412	472
秋田県	558	96
山形県	1,868	46
福島県	25,669	245
東京都	1,204	27
茨城県	805	50
栃木県	1,111	28
群馬県	2,861	57
埼玉県	3,514	49
千葉県	1,382	62
神奈川県	534	70
新潟県	5,390	60
山梨県	828	147
長野県	880	95
静岡県	740	43
合計	151,115	2,364

※一部、自宅等避難を含む

出典:緊急災害対策本部及び警察庁緊急災害警備本部資料

インフラ等の被害・復旧状況について(岩手県、宮城県、福島県中心)

被災者生活支援特別対策本部事務局

- 直近の数値や状況を暫定的に取りまとめたものです。
- 詳しくは、各省庁のHP等に掲載されていますのでご覧ください(一部を除く)。

1. 交通

項目	被害・復旧の状況	担当省庁HP等
道路	高速道路、直轄国道の99%で一般利用が可能。県管理国道28箇所、地方道230箇所で開催止め。直轄国道においては、国道45号の広域迂回の解消を図るとともに、片側交互通行の解消等、順次、復旧作業を実施。	国土交通省 関係HP
港湾	被災地の重要港湾15港の一部の岸壁が利用可能。バース数で見ると35%利用可能。航路の啓開、岸壁の応急復旧等により、緊急物資等の輸送能力を増強中。	
鉄道	秋田・山形新幹線は100%、東北新幹線は47%、在来幹線は78%。早期復旧作業を実施中。運転再開予定：東北新幹線 4月下旬、東北線 4月中旬、常磐線(上野～いわき) 4月下旬。	
航空	仙台空港を含め、被災地周辺の13空港全て利用可能。仙台空港の民航機就航に向け、土砂・ガレキ等の除去や必要な航空保安施設の復旧作業を実施中(4月13日 再開予定)。	
バス	高速バスは順次運行再開。首都圏～東北方面の輸送力は、地震発生前と比較して257%まで増強。	

2. ライフライン

項目	被害・復旧の状況	担当省庁HP等
食料・飲料	避難所における食料・飲料支援は必要量を確保し、ニーズの変化も踏まえ、カップスープ、缶詰、ようかん等の副食や果汁飲料なども順次供給(自宅退避者にも対応)。卸売市場等による物流機能は回復傾向(中央卸売市場関係、盛岡の青果は通常比9割、仙台の食肉は一部営業開始、福島は通常通り、水産は通常比9割)。	農林水産省 関係資料①(pdf) 関係資料②(pdf)
燃料	(製油所) 6箇所中3箇所(いずれも関東)が復旧。残りは復旧までに長期化。(油槽所) 塩竈油槽所が一部機能回復(3月27日以降、5,000klタンカーが着積可能)。(SS) 東北3県の稼働率は53%(3月20日)から85%(4月4日)に向上。陸前高田市等9市町村に仮設ミニSSを設置。	経済産業省 関係HP
電気	停電戸数(東北3県)は、約274万戸(3月11日)から約16万戸(4月5日)に減少。家屋が健全な約1万戸は2週間程度で復旧見込み。約1万戸は家主の不在等により送電を保留中。残りの約14万戸については、家屋流出等地域であるため、復旧時期は未定。	経済産業省 関係資料(pdf) 東北電力 関係HP
ガス	都市ガスの供給停止戸数は、約42万戸(3月11日)から約17万戸(4月6日)に減少。仙台市(停止戸数15万戸)では、4月中旬に概ね復旧の見通し。LPGガスの供給停止戸数は、約166万戸(3月11日)。現在、供給再開に向けた作業を進めており、4月中旬を目途に、家屋流出等地域を除いて概ね復旧見込み。	経済産業省 関係資料(pdf)

項目	被害・復旧の状況	担当省庁HP等
水道	これまで復旧した総数は約199万戸。8県で約16万戸が断水(岩手県約4万戸、宮城県約7万戸、福島県約2万戸)。全国の水道事業者が給水車による応急給水や応急復旧活動を支援中。	厚生労働省 関係資料(pdf)
下水道	1都11県において、処理施設64箇所、ポンプ施設72箇所が被害。全国の自治体等の広域的な支援のもとで早期復旧に向けた被災状況の早期把握、日本下水道事業団による大規模被災施設の復旧支援を実施中。	国土交通省 関係HP
銀行	東北6県及び茨城県に本店がある銀行等の閉鎖店舗は144支店(約5.3%)、相当数のATM拠点が閉鎖中。一部銀行では、早期復旧の困難な支店について、役場等に設置した臨時窓口で対応。	金融庁 関係HP
郵便	郵便局(東北3県1,103局)の被害は、震災直後(3月14日)では、583局が営業停止であったが、115局(4月7日)に減少。郵便(配達：東北3県301拠点)の被害は、震災直後(3月14日)では、44拠点が配達不能であったが、14拠点(4月6日)に減少。	総務省 関係HP 関係資料①(pdf) 関係資料②(pdf)
電話	NTTの固定電話は沿岸部を中心に、4月6日現在で約5.5万回線が不通(最大時約100万回線)。携帯電話の基地局は4社合計で約1,000局が停波(最大時約14,800局)。NTTは4月末を目途に、一部の地域を除き、通信ビルや携帯基地局の復旧を目指している。	総務省 関係HP 関係資料(pdf)
テレビ	岩手県、宮城県でテレビジョン中継局の停波は174箇所中12箇所(うち、停電11、損壊1)。(カバーする世帯数は少数であるため、放送の広範囲にわたる影響はなし。)	総務省 関係HP 関係資料(pdf)

3. その他

項目	被害・復旧の状況	担当省庁HP等
ガレキの処理	岩手県、宮城県及び福島県における損壊家屋等のガレキ、被災車両等の処理状況について、現在、各県内の市町村に仮置き場が設置され、一部の市町村では、当該仮置き場への運搬に着手したところ。	環境省 関係資料(pdf)
仮設住宅の整備	応急仮設住宅について、概ね2ヶ月で3万戸、その後の3ヶ月で3万戸を供給する準備を実施中。現在、4,551戸着工済み、1,731戸着工予定。	国土交通省 関係HP
河川	直轄河川で堤防崩壊等1,725箇所の被害が発生。特に緊急的な対応が必要な箇所について出水期までに緊急復旧を実施中。	
海岸	岩手、宮城、福島3県の海岸堤防約300kmのうち約190kmが全壊・半壊。津波による浸水被害は、青森、岩手、宮城、福島4県で443km ² 。	農林水産省 関係資料(pdf)
漁港	3県で約260の漁港のほぼ全てが壊滅的な被害。緊急に航路・泊地のガレキの除去や岸壁の補修等の応急工事を実施中。	
農地等	津波による農地被害面積は推定約2.3万ha。被害報告のある水路等の農業用施設は約3,700箇所。二次災害防止のため、浸水区域に、災害応急ポンプを62台搬送し排水対策を支援、一部の排水樋門周辺のガレキを緊急に除去作業中。	農林水産省 関係HP① 関係HP② 関係資料(pdf)

【連絡先】
被災者生活支援特別対策本部事務局
地域班：松島参事官、田中
代表：03-3581-4571 (内線85700)

平成23年4月6日
被災者生活支援特別対策本部

被災者生活支援

現地の課題と生活支援本部の取組（分類）

次のような項目に分けて、現地の課題に対し、取り組んでいます。

I. 避難者等支援

項目	現地の課題	生活支援本部の取組
1. 物資の配送	<p>必要な量・品目が届いていないところがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 現場まで届くのが遅れている。 長期化による品目の変化 <p>県や市町村による調達と配送が困難</p>	<p>【調達計画を作り、実行中】</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要な物資の計画的配送 専門家による物流の改善 <p>現在は、政府（生活支援本部）が代行しているが、今後、順次、災害救助法の枠組み（県による調達配送）へ移行させる。</p>
2. 避難所等における生活改善	<p>物資以外の支援が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難所の生活環境改善 <p>生活インフラ、下着と洗濯、プライバシー保護、医師・看護師・保健師の巡回、薬、入浴、トイレ、ごみ処理 等</p>	<p>【方針を決定し、順次実行中】</p> <ol style="list-style-type: none"> ニーズの把握 <ol style="list-style-type: none"> 客観的に <ul style="list-style-type: none"> 定点観測（2か所×3県）と全避難所の要支援度の把握 個別に <ul style="list-style-type: none"> 災対本部現地事務局による聴取 等 対策 <ol style="list-style-type: none"> 必要なところに重点的に対策 特に対策の必要なところ 改善状況の確認 <ul style="list-style-type: none"> 上記1.（1）により、全避難所の改善状況も確認する。
	個別事項（略）	<ol style="list-style-type: none"> 各省において取り組み中。 本部では、必要事案の調整・解決・指示をしている。

3. 必要な情報の提供	情報の不足	<p>【内閣広報官と協力し、充実中】</p> <p>被災者に必要な情報の提供を、官邸HP、壁新聞等政府広報を通じて、また、マスコミの協力を得て行う。</p>
4. 二次避難対策	<ol style="list-style-type: none"> 住民の誘導 <ol style="list-style-type: none"> 公営住宅等への移住 旅館等への一時避難 仮設住宅の建設 	<p>【順次実行中】</p> <ol style="list-style-type: none"> 県の対策への支援 仮設住宅検討会議（3月28日発足）
5. 原発事故被災者	一般被災者と違った配慮が必要な面も。	<p>【原子力被災者支援チームと協力して実施】</p> <ol style="list-style-type: none"> 基礎データの把握 対策の実行

II 復旧に向けて

項目	現地の課題	生活支援本部の取組
1. インフラ等の早期復旧	<ol style="list-style-type: none"> 被害・復旧状況の把握 公共インフラ等の応急復旧 	<p>【各省において取組中。生活支援本部で整理した各省の数字を官邸HP等で公表予定】</p> <ol style="list-style-type: none"> 交通等 ライフライン その他インフラ <p>【自治体の意向を尊重しつつ、政府全体の取組が必要】</p> <ol style="list-style-type: none"> 災害廃棄物処理検討会議（3月21日発足） 仮設住宅検討会議（3月28日発足） 復旧対策検討会議（3月29日発足）
2. 生活の再建	住民生活の再建	<p>【自治体の意向を尊重しつつ、政府全体の取組が必要】</p> <ol style="list-style-type: none"> 就労推進会議（3月28日発足） 生業支援

Ⅲ 対策のための基盤の充実

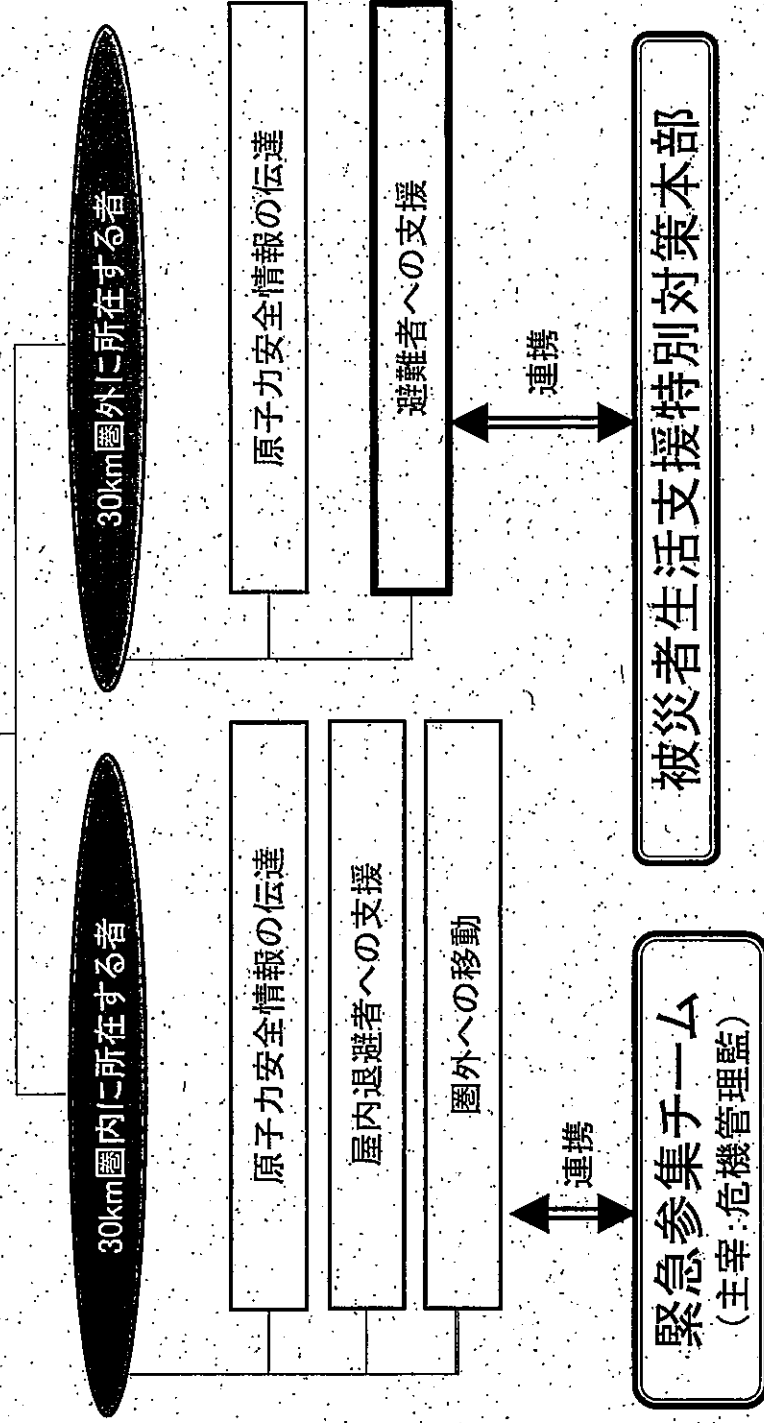
項目	現地の課題	生活支援本部の取組
1. 市町村機能の回復	1. 役場機能の回復 2. 役場を移転した市町村への支援	【総務省が中心となって、役場を支援】 1. 人的支援等 総務省職員への派遣、国家公務員の派遣、地方公務員の派遣のあっせん等 2. 相談窓口等 ・総務省と生活支援本部に窓口を作って、相談に応じている。 ・役場を区域外に移転した8町村と国との連絡手段を確保するため、パソコンや携帯電話端末の配備を進めている。 ・福島県による避難者の所在確認のためのコールセンターの設置（予定）を広報する。
2. 政府内での対策強化		1. 生活支援本部における各府省との連携強化 ・府省連絡会議による情報共有・連携 ・特定テーマについて府省間連携（各種検討会議で対応（Ⅱ参照）） 2. 地方公共団体との連携 生活支援本部に地域班を設置し、災対本部現地事務局及び県（ホットライン設置）と連携を密にして、自治体を支援している。 3. 国民に向けての広報の強化 官邸HP等を充実中

原子力被災者支援チームと被災者生活支援特別対策本部との連携

23.3.29

原子力被災者支援チーム

松下事務局長
平野事務局長
決定



主要緊急物資の支援状況

区分	調達品目	到着済み		輸送中・ 輸送準備中
			対前日同時刻比	
食料・飲料水	パン(食)	8,172,705	+ 335,000	780,000
	即席めん類(食)	2,140,016	+ 0	200,000
	おにぎり・もち・包装米飯(食)	3,030,452	+ 120,000	200,000
	精米(食)	3,282,236	+ 20,000	50,000
	その他(缶詰等)(食)	5,142,654	+ 103,400	1,057,196
	食料計(食)	21,768,063	+ 578,400	2,287,196
	飲料水(本)	6,761,805	+ 20,400	478,992
生活用品	トイレットペーパー(個)	328,480	+ 0	51,215
	おむつ(枚)	269,170	+ 0	90,544
	一般薬(箱)	229,284	+ 0	3,698
	マスク(枚)	4,380,442	+ 0	0
燃料	燃料等(リットル)	15,341,000	+ 0	0

その他の物資の例

- (飲食物) : 副食、病院食、離乳食、乳児用粉ミルク、菓子、野菜、果物
- (衣服等) : 洋服、下着、防寒着、靴下、運動靴、長靴、サンダル
- (台所用品) : 台所洗剤、鍋、ラップ、プラスチック製食器、割り箸、紙コップ、お椀、スプーン、フォーク、調理器具、電気ポット
- (衛生用品) : 生理用品、介護用手袋、タオル、お尻ふき、消毒用アルコール、歯磨きセット、石けん、シャンプー、ボディソープ、スポンジたわし、足ふきマット、手洗い洗剤、ガーゼ
- (生活用品) : 哺乳瓶、布団、マットレス、ウェットティッシュ、カイロ、ペーパータオル、ゴミ袋、軍手、つめきり、アレルギー用薬、ブルーシート、延長ケーブル、ポリタンク、ストーブ、ラジオ、ろうそく、携帯トイレ、懐中電灯、乾電池、ゴム手袋、ボックスティッシュ、エマージェンシーシート、パーティション
- (その他) : ドライアイス、不織物、遺体収納袋、棺桶、骨壺、棺桶布団、仏衣、テント、ガムテープ、土嚢袋、次亜塩素酸、消石灰

東北地方への燃料供給について

1. 供給量の確保

西日本製油所からの大量転送、民間備蓄水準の大幅引き下げ（70日→45日）、3製油所の運転再開（東燃・川崎、極東石油・千葉、JX日鉱日石・根岸）等により、東北地方の通常の需要量に相当する3.8万kl/日の供給余力を確保。現在の東北地方への供給は約3万kl/日。

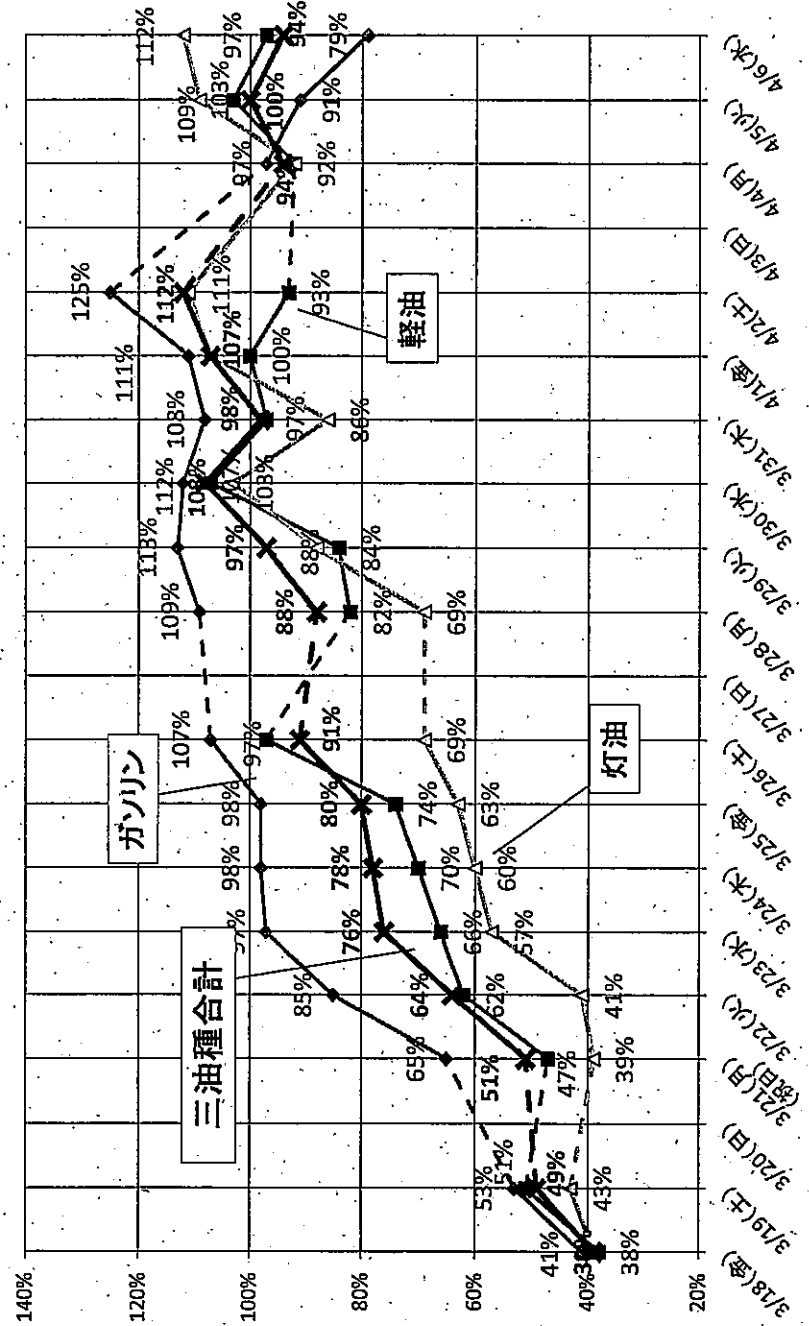
2. 輸送ルートの改善と被災地への供給対策

- (1) 塩竈港の機能回復（約5000klのタンカーが着棧可能、4/7までに約12万kl着棧済）
- (2) 鉄道輸送ルートの確保（根岸→盛岡：約1300kl/日、根岸→郡山：約600kl（4/1からは1200kl/日）、宇都宮：6000kl/日（一部を福島県等へ））
- (3) タンクローリーの大幅投入（285台を追加投入済み）
- (4) 灯油供給対策（ドラム缶約4000本搬入済み、石連からの無償提供約2000本も4/4より順次各県に向けて出荷を開始。）
- (5) 福島原発周辺地域の支援（4/7までに約1200kl）
- (6) 4/6までに病院等約1380件・約1.5万klのガソリン・軽油等を搬送（当初に比べ、燃料に対する要請は大幅に減少）。
- (7) 被災地の9市町村で仮設ミニSSを設置し、ドラム缶からガソリンを供給（3/27～4/7で約6500台）。

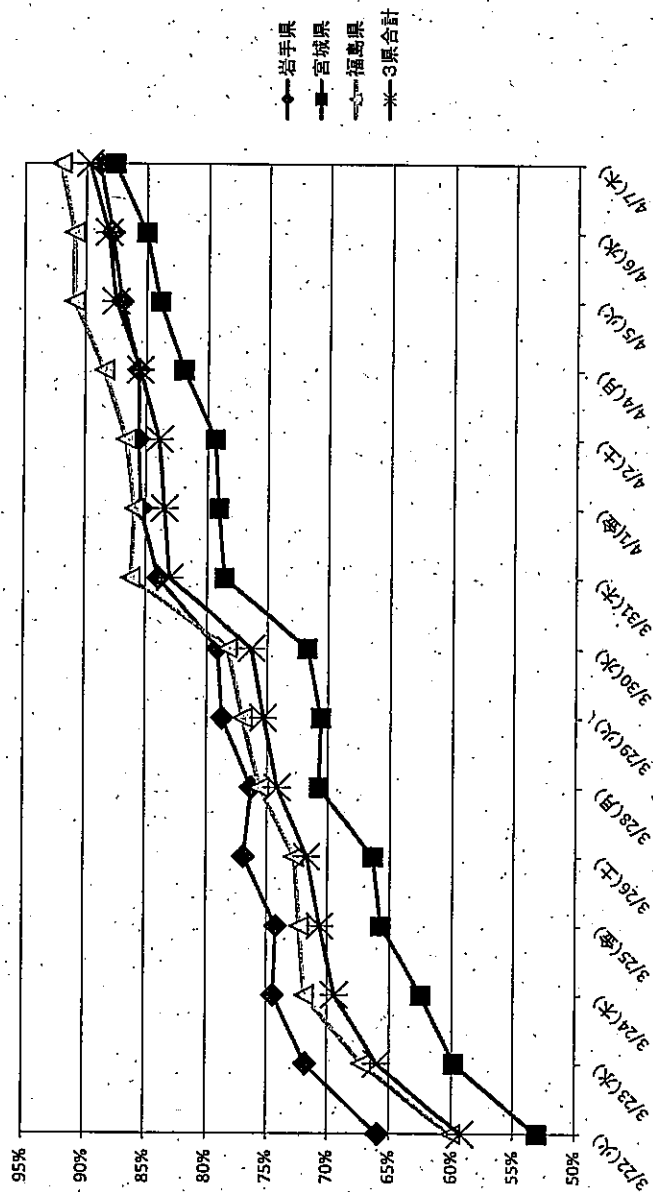
東北地方への石油製品の出荷量(昨年比)

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県の元売り系列SSへの出荷量

(単位: %)



東北3県におけるSSの稼働状況



平成 23 年 4 月 7 日

各避難所の要支援度の把握について

1 趣旨

東北の3県(岩手県、宮城県、福島県)において、すべての避難所(4月4日現在:1,159か所)を対象に生活環境に関する状況を把握する。

各避難所において支援を要する点を把握して、重点的に支援を行う。

2 把握内容及び頻度

(1) すべての避難所が対象となるため、現地事務所及び市町村、避難者にとって過度の負担にならないよう、項目を限定したうえで、各項目ごとに3ないし5段階で評価する。

(2) 項目は次の9項目とし、4月6日から開始し、当面、週1回、結果を取りまとめる予定。(第1回の取りまとめは4月15日を目標)

- ① 水道・電気・ガス・燃料 ②食 ③下着と洗濯 ④プライバシーの確保
- ⑤ 医師看護師・保健師の巡回等 ⑥薬 ⑦入浴 ⑧トイレ ⑨ゴミ処理

3 結果の集計、活用

- (1) 各避難所の生活環境を、上記の9項目の観点から評価する。
- (2) 厳しい状態にある避難所に対して、重点的に支援を行うことにより、避難所間の格差を改善する。

全避難所実態把握票

避難所名	記入日	回答者名
(例：●●県▲▲町■小学校)	年 月 日	(電話番号)

避難者数 (人)	避難所近隣の自宅等に居住し、食事のみ受け取っている人の数 (人)
--------------	--------------------------------------

該当する状態あるいは最も近い選択欄の数字に○をつけてください。

1 水道・電気・ガス・燃料

選択欄	1	2	3
状態	水道、電気は復旧しておらず、ガスの利用もできない。灯油などの燃料も著しく不足。	いずれかが復旧している。 【復旧、利用可能なものに○を付けてください。】 ・水道 ・電気 ・ガス ・灯油などの燃料	水道、電気が復旧。ガスも利用可能(都市ガスの復旧、プロパン燃料の確保)。灯油などの燃料も入手可能。

2 食事

選択欄	1	2	3	4	5
状態	毎日、おにぎりやパンのみ。	おにぎりやパンに、時々、おかずが加わる。	おにぎりやパンに、時々、おかずや温かい物が加わる。	毎日、おにぎり、パン、おかずが出るほか、時々、温かいものが加わる。	毎日、おにぎり、パン、おかず、温かい物を食べられる。

3 下着と洗濯

選択欄	1	2	3
状態	替えの下着がない。	替えの下着はあるが、洗濯ができず不足している。	数が充足し、洗濯もできる。

4 プライバシーの確保

選択欄	1	2	3
状態	間仕切りなどが全くない。	着替え場所など一部は、仕切られている。	居場所がついたで仕切られるなど、ある程度プライバシーが確保されている。

裏面へ→

5 医師、看護師又は保健師の巡回等

選択欄	1	2	3
状態	医師、看護師又は保健師の巡回がないか間遠(10日に1回程度以下)で、近隣の医療機関も利用できない。	週に数回程度の巡回がある。	・1日に1回は巡回がある 又は ・医師、看護師又は保健師が常駐している 又は ・近隣の医療機関が利用できる。

6 薬

選択欄	1	2	3
状態	一般的に入手困難(巡回医師等の携行品、支援物資のほか、薬局等の利用も含む。)	分野によっては不足(巡回医師等の携行品、支援物資のほか、薬局等の利用も含む。)	一般的に充足している。(巡回医師等の携行品、支援物資のほか、薬局等の利用も含む。)

7 入浴

選択欄	1	2	3
状態	大震災以来、入浴できていない。	週に1度程度入浴可能。	避難所施設や近隣の施設で週に数回以上入浴可能。

8 トイレ

選択欄	1	2	3
状態	トイレ(仮設トイレを含む。)の数が不十分で汲み取りなども行われていない。	トイレ(仮設トイレを含む。)の数はあるが汲み取りなどは行われていない。	仮設トイレも含めて十分な数があり、汲み取りなどが行われている。

9 ゴミ処理

選択欄	1	2	3
状態	ゴミ捨て場がない。	ゴミ捨て場は定められているが、処理は週に1、2回。	ゴミ捨て場が定められ、週に数回は処理されて、衛生的に保たれている。

平成23年4月6日

避難所の実態把握（モニタリング）

1. 趣旨

被災した東北の3県（岩手県、宮城県、福島県）において、避難所を抽出した上で、その実態を定期的に把握することにより、被災者の生活環境の改善に資する。

2. 実態把握の内容

個々の避難所におけるライフライン、食事、衛生環境、物資、医療、教育等の避難所における生活全般にわたり、数量的なデータのみならず、避難者の生活状況を具体的に示す定性的かつ具体的な実態を内容とする。

3. 実態把握の方法

3県それぞれに少なくとも2カ所の避難所を、可能な限り対照的なもの（環境、規模、都市とへき地、など）となるよう選定し、原則として週1～2回の頻度で定点観測する。

※ 本件実態把握の対象となる個別の避難所名及び結果については公表しない。

二次避難の受入れ先の状況

(戸)

	入居済又は 入居者決定戸数	提供可能戸数
応急仮設住宅(4/8時点) 【国土交通省調べ】	36	6,054 (着工済戸数)
公営住宅等(4/4時点) 【国土交通省調べ】	2,554	20,033
国の宿舎等(4/4時点) 【財務省調べ】	1,615	26,002
計	4,205	52,089

第15回東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部会議及び第13回原子力災害対策本部 会議資料

- ・ 福島第一原子力発電所の状況
- ・ モニタリングデータ
- ・ 現地对策本部における取組状況
- ・ 屋内避難区域における生活インフラの回復状況
- ・ 避難指示及び屋内退避区域の避難者数等
- ・ 原子力被災自治体との連絡通報体制

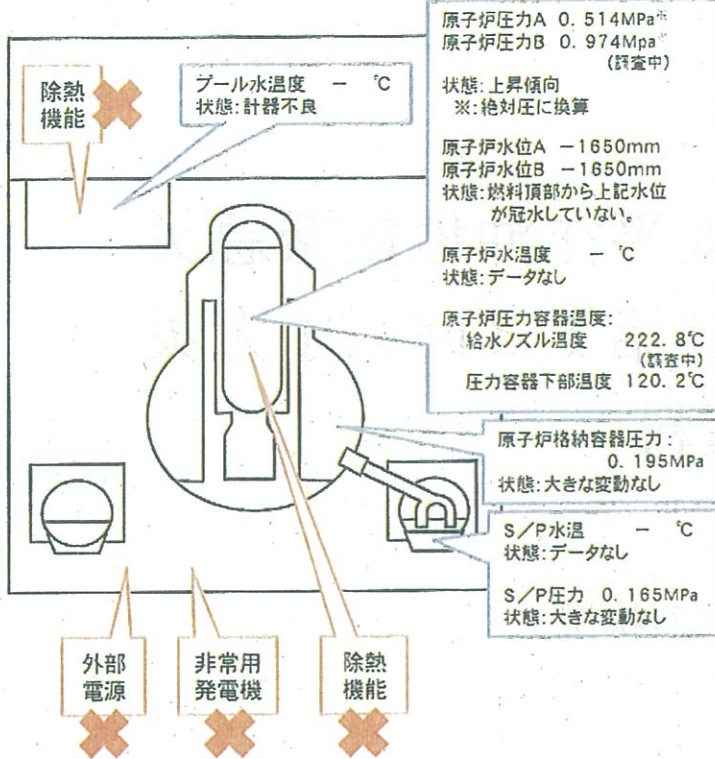
平成23年4月11日

経 済 産 業 省

福島第一原子力発電所1号機の状況 (4月11日 02:00現在)

発生後の主要なできごと

- 11日14:46 運転中、地震により自動停止
- 11日15:42 10条通報(全交流電源喪失)
- 11日16:36 15条事象の発生(非常用炉心冷却装置注水不能)
- 12日01:20 15条事象の発生(格納容器圧力異常上昇)
- 12日10:17 ベント開始
- 12日15:36 爆発音
- 12日20:20 海水及びホウ酸の炉心注水開始
- 23日02:33 消火系に加え、給水系を使うことにより炉心への注水量増量(2m³/h → 18m³/h)。9:00に給水系のみに切替(18m³/h → 11m³/h)
- 24日11:30 中央制御室の照明復帰
- 25日15:37 淡水の炉心注水開始
- 29日08:32 仮設電動ポンプでの炉心注水に切替
- 31日12:00~2日15:26 復水貯蔵タンク(CST)からサブプレッションプール水サージタンク(SPT)へ移送開始
- 31日13:03 ~16:04 コンクリートポンプ車による放水(淡水)
- 3日12:02 仮設電動ポンプの電源を仮設電源から外部電源に切替
- 3日13:55 復水器からCSTへ移送開始
- 6日22:30 原子炉格納容器への窒素封入操作開始
- 7日01:31 原子炉格納容器への窒素封入開始を確認
- 9日04:10 原子炉格納容器への窒素封入を高純度窒素発生装置に切替
- 10日9:30 復水器からCSTへの移送完了

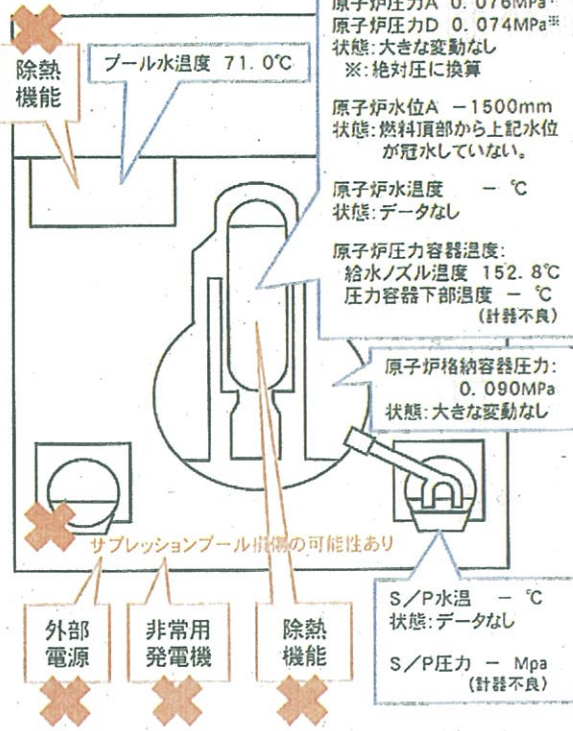


現状: プール及び炉心への淡水注入を継続

福島第一原子力発電所2号機の状況 (4月11日 02:00現在)

発生後の主要なできごと

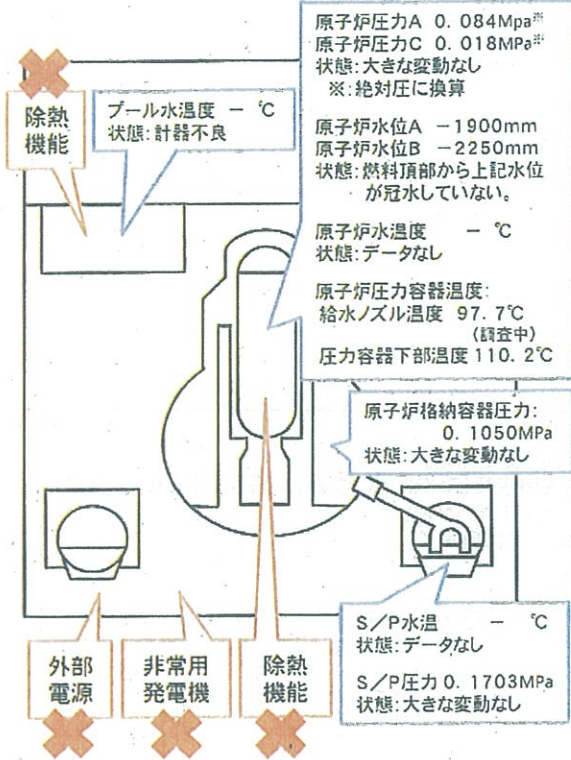
- 11日14:46 運転中、地震により自動停止
- 11日15:42 10条通報(全交流電源喪失)
- 11日16:36 15条事象の発生(非常用炉心冷却装置注水不能)
- 13日11:00 ベント開始
- 14日13:25 15条事象の発生(原子炉冷却機能喪失)
- 14日16:34 海水の炉心注水開始
- 14日22:50 15条事象の発生(格納容器圧力異常上昇)
- 15日0:02 ベント開始
- 15日06:10 爆発音発生
- 15日06:20頃 サプレッションプール(圧力抑制室)損傷の可能性あり
- 20日15:05~17:20 使用済燃料プール冷却系(FPC)から使用済燃料プール(SFP)に海水約40t注水
- 20日15:46 パワーセンター受電
- 21日18:22 白煙が発生。22日7:11にほとんど見えなくなる程度に減少
- 22日16:07 SFPに約18tの海水を注水
- 25日10:30~12:19 FPCからSFPに海水を注水
- 26日10:10 淡水の炉心注水開始
- 26日16:46 中央制御室の照明復帰
- 27日18:31 仮設電動ポンプでの炉心注水に切替
- 29日16:30~18:25 仮設電動ポンプでの淡水のSFP注水に切替
- 29日16:45~1日11:50 復水貯蔵タンク(CST)からサブプレッションプール水サージタンク(SPT)へ移送
- 30日9:25~23:50 SFPへ注水していたところ、仮設電動ポンプの不調を確認(9:45)。消防ポンプに切替えて注水するが、ホース破損が確認(12:47,13:10)されたため、注水中断。19:05に淡水注水を再開
- 1日14:56~17:05 FPCからSFPへ仮設電動ポンプにより淡水注水
- 2日9:30頃 取水口付近のビットに1000m³/hを超える水が溜まっていること及びビット側面から、水が流出していることを確認
- 2日17:10 復水器からCSTへ移送開始
- 3日12:12 仮設電動ポンプの電源を仮設電源から外部電源に切替
- 3日13:47~14:30 ビット内に、おがくず20袋、高分子吸収材80袋、裁断処理した新聞紙3袋を投入
- 4日7:08~7:11 トレーサー(入溶剤)約13kgを海水配管トレンチ立坑から投入
- 4日11:05~13:37 FPCからSFPへ仮設電動ポンプにより淡水注水
- 5日14:15 トレーサーが立坑周辺の隙間から海へ流出していることを確認。15:07から凝固剤の注入開始
- 6日5:38頃 ビット側面からの水の流出が止まったことを確認
- 7日13:29~14:34 FPCからSFPに淡水注水(約36トン)
- 9日13:10 復水器からCSTへの移送完了。
- 10日10:37~12:38 FPCからSFPへ仮設電動ポンプにより淡水注水(約60トン)



現状: プール及び炉心への淡水注入を継続

福島第一原子力発電所3号機の状況 (4月11日 02:00現在)

発生後の主要なできごと



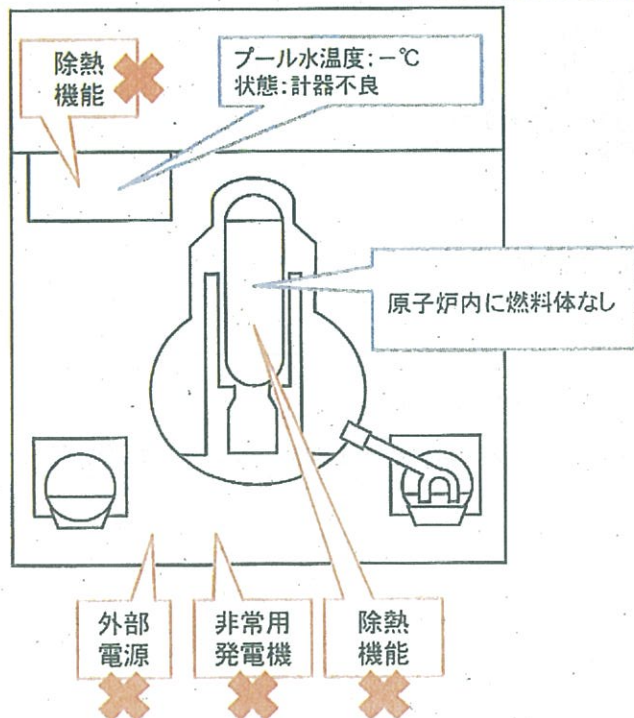
- 11日14:46 運転中、地震により自動停止
- 11日15:42 10条通報(全交流電源喪失)
- 13日05:10 15条事象の発生(非常用炉心冷却装置注水不能)
- 13日08:41 ベント開始
- 13日13:12 海水及びホウ酸の炉心注水開始
- 14日05:20 ベント開始
- 14日07:44 15条事象の発生(格納容器圧力異常上昇)
- 14日11:01 爆発音
- 16日08:30頃 白煙が発生
- 17日09:48~10:01 自衛隊ヘリによる放水
- 17日19:05~19:15 警察の高圧放水車による散水
- 17日19:35~20:09 自衛隊の消防車により放水
- 18日14時前~14:38 自衛隊消防車6台による地上放水~14:45 米軍消防車1台による地上放水
- 19日0:30~01:10 東京消防庁ハイパーレスキュー隊放水
- 19日14:10~20日3:40 東京消防庁ハイパーレスキュー隊放水
- 20日11:00 格納容器内圧力が上昇(320kPa)。その後、低下。
- 20日21:36~21日3:58 東京消防庁ハイパーレスキュー隊放水
- 21日15:55頃 灰色がかった煙が発生。17:55に煙が収まっていることを確認
- 22日15:10~16:00 東京消防庁ハイパーレスキュー隊及び大阪市消防局放水
- 22日22:46 中央制御室の照明復帰
- 23日11:03-13:20 使用済燃料プール冷却系(FPC)から使用済燃料プール(SFP)に約35tの海水を注水
- 23日16:20頃 黒煙が発生。23:30頃及び24日4:50に煙の発生が止んでいることを確認。
- 24日05:35~16:05 FPCからSFPに約120トンの海水を注水
- 25日13:28~16:00 東京消防庁の支援を受けた川崎市消防局による放水
- 25日18:02 淡水の炉心注水開始
- 27日12:34~14:36 コンクリートポンプ車による放水
- 28日17:40~31日8:40頃 復水貯蔵タンク(CST)からサプレッションプール水サージタンク(SPT)へ移送
- 28日20:30 仮設電動ポンプでの炉心注水に切替
<コンクリートポンプ車による放水(淡水)>
- 29日14:17~18:18、31日16:30~19:33、2日09:52~12:54、4日17:03~19:19、7日06:53~8:53
8日17:06~20:00、10日17:15~19:15
- 3日12:18 仮設電動ポンプの電源を仮設電源から外部電源に切替

現状: プール及び炉心への淡水注入を継続

福島第一原子力発電所4号機の状況 (4月11日 02:00現在)

発生後の主要なできごと

定検停止中

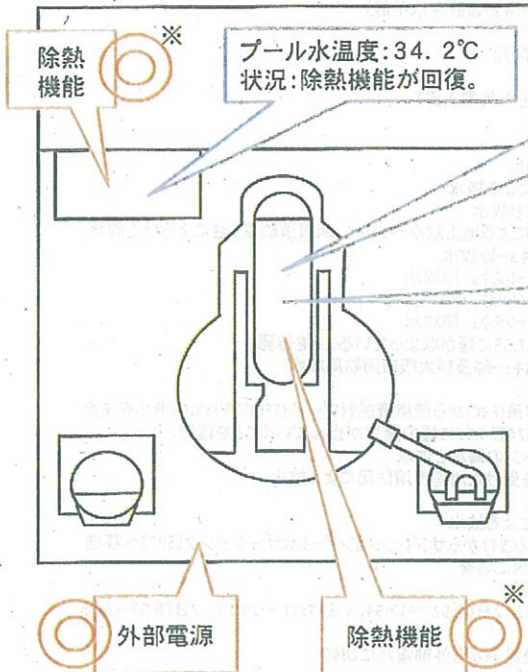


- 地震発生時、定期検査により停止中
- 14日04:08 使用済燃料プール温度84°C
- 15日06:14 4Fの壁が一部破損の確認
- 15日09:38 3階部分で火災(12:25鎮火)
- 16日05:45 4号機で火災。事業者によると現場での火は確認できず(06:15)
- 20日08:21~9:40 自衛隊による使用済燃料プール(SFP)への放水
- 20日18:30頃~19:46 自衛隊によるSFPへの放水
- 21日06:37~08:41 自衛隊によるSFPへの放水
- 21日15:00頃 パワーセンターまでのケーブル敷設完了
- 22日10:35 パワーセンター受電
<コンクリートポンプ車による放水>
- 22日17:17~20:32、23日10:00~13:02、24日14:36~17:30、25日19:05~22:07
27日16:55~19:25
- 25日06:05~10:20 使用済燃料プール冷却系(FPC)からSFPに海水を注入
- 29日11:50 中央制御室の照明復帰
- 30日14:04~18:33、1日8:28~14:14、3日17:14~22:16、5日17:35~18:22、
<コンクリートポンプ車による放水(淡水)>
- 7日18:23~19:40、9日17:07~19:24

現状: 原子炉圧力容器に燃料体が存在しない
プールへの淡水注入を継続

福島第一原子力発電所5号機の状況 (4月11日 02:00現在)

定検停止中



プール水温度: 34.2℃
状況: 除熱機能が回復。

原子炉圧力: 0.108MPa[※]
原子炉水位: 1974mm
原子炉水温度: 36.3℃
状況: 操作により圧力等を制御中。
※: 絶対圧に換算

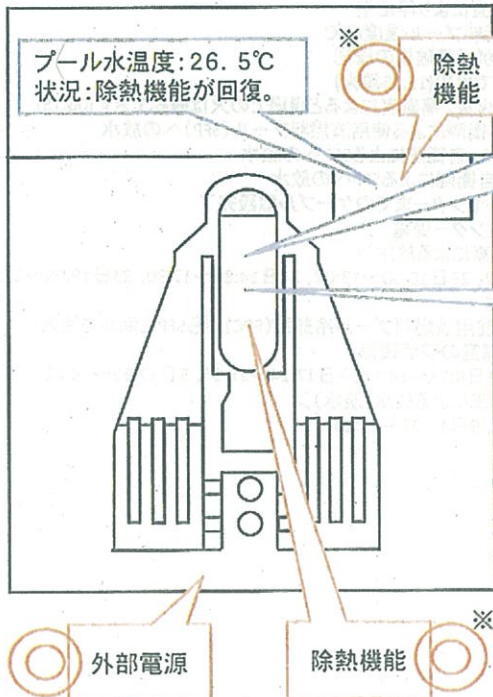
原子炉圧力容器温度:
原子炉水温度にて監視中。

現状: 20日14:30 冷温停止。
21日11:36 外部電源から受電開始。
23日17:24 残留熱除去海水系(RHRS)ポンプが、仮設から本設の電源への切り替えの際に自動停止。
24日16:14 RHRSポンプの修理完了。
24日16:35 冷却開始。
4日21:00~
8日12:14 サブドレンピットの低レベルの地下水を海洋に放出(約950t)。

※ 炉水とプール水を切替えて除熱

福島第一原子力発電所6号機の状況 (4月11日 02:00現在)

定検停止中



プール水温度: 26.5℃
状況: 除熱機能が回復。

原子炉圧力: 0.117MPa[※]
原子炉水位: 2523mm
原子炉水温度: 38.9℃
状況: 操作により圧力等を制御中。
※: 絶対圧に換算

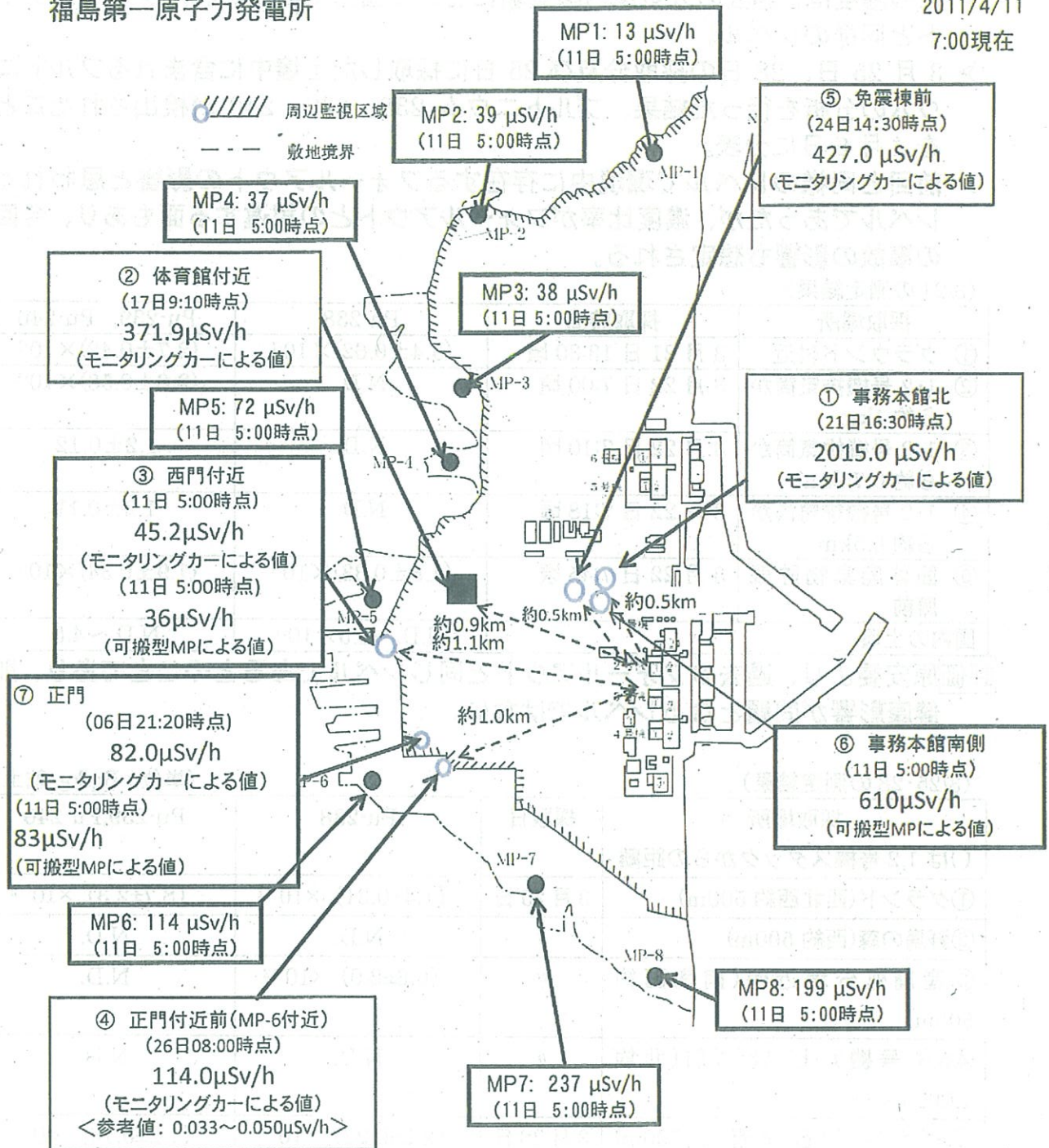
原子炉圧力容器温度:
原子炉水温度にて監視中

現状: 20日19:27 冷温停止。
22日19:17 外部電源から受電開始。
4日21:00~
9日18:52 サブドレンピットの低レベルの地下水を海洋に放出(約373t)。

※ 炉水とプール水を切替えて除熱

福島第一原子力発電所

2011/4/11
7:00現在



福島第一原子力発電所内の土壌モニタリングの状況

- 3月21日及び22日に採取した土壌中に含まれるプルトニウムの分析を行った結果、プルトニウム 238、239、240 が検出。(3月28日)
- この濃度は、過去の大気圏内核実験において国内で観測されたフォールアウトと同様のレベル。
- 3月25日、28日の採取分及び25日に採取した土壌中に含まれるプルトニウムの分析を行った結果、プルトニウム 238、239、240 が検出されたことを4月6日に公表。
- 前回と同様のレベルで環境中に存在するフォールアウトの影響と思われるレベルであったが、濃度比率がフォールアウトとの相違する面もあり、今回の事故の影響も想定される。

(3/21の測定結果)

採取場所	採取時間	Pu-238	Pu-239、Pu-240
① グラウンド付近	3月21日 13:30頃	$(5.4 \pm 0.62) \times 10^{-1}$	$(2.7 \pm 0.42) \times 10^{-1}$
② 1・2号機排気筒から約1km	3月22日 7:00頃	N.D.	$(2.6 \pm 0.58) \times 10^{-1}$
③ 1・2号機排気筒から約0.75km	3月22日 7:10頃	N.D.	1.2±0.12
④ 1・2号機排気筒から約0.5km	3月22日 7:18頃	N.D.	1.2±0.11
⑤ 固体廃棄物貯蔵庫前	3月22日 7:45頃	$(1.8 \pm 0.33) \times 10^{-1}$	$(1.9 \pm 0.34) \times 10^{-1}$
国内の土壌		N.D.~ 1.5×10^{-1}	N.D.~4.5

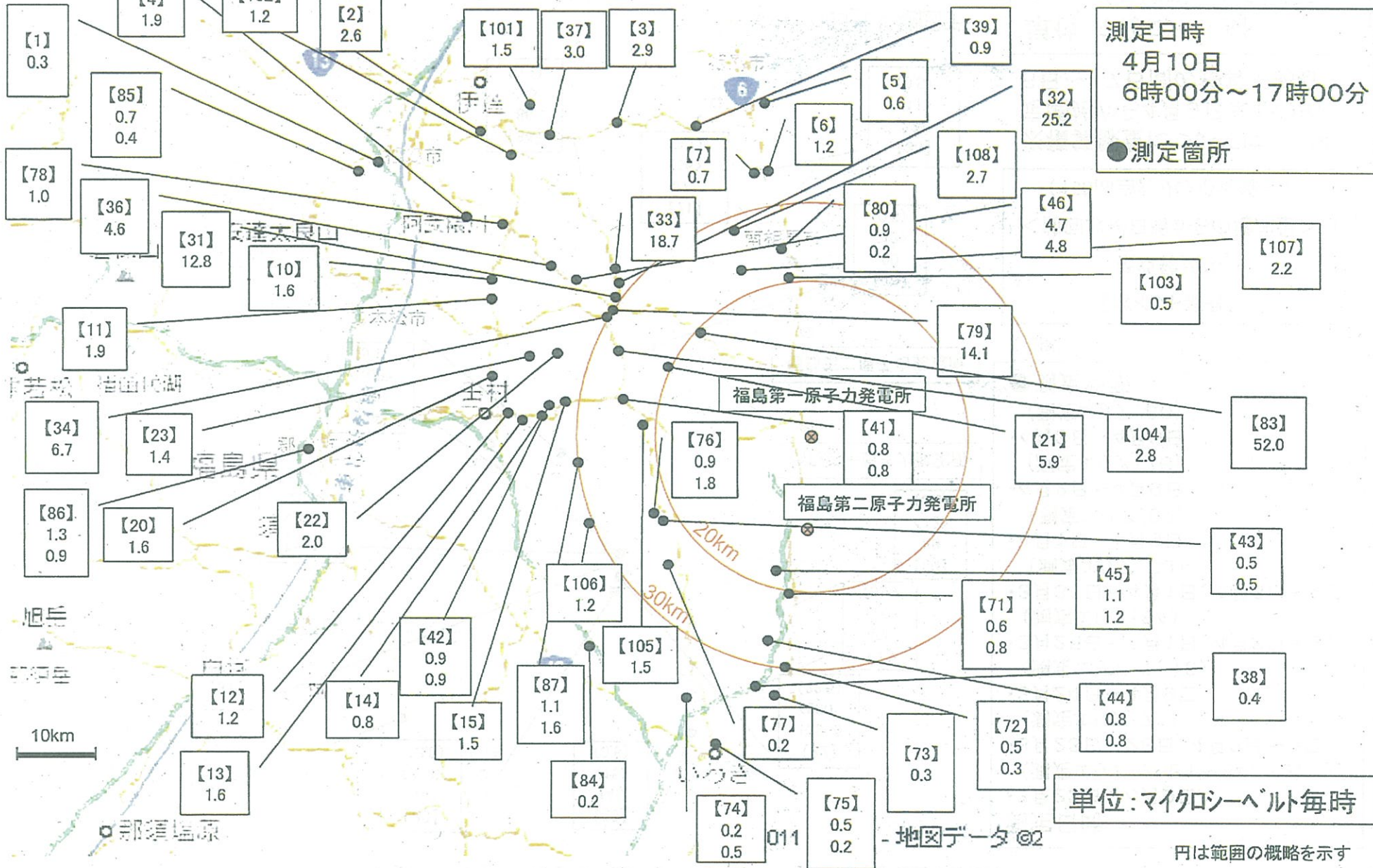
評価 原安委より、過去のフォールアウトと同じレベルであるとのことであり、即健康影響が問題となるレベルではない。

(3/25・28の測定結果)

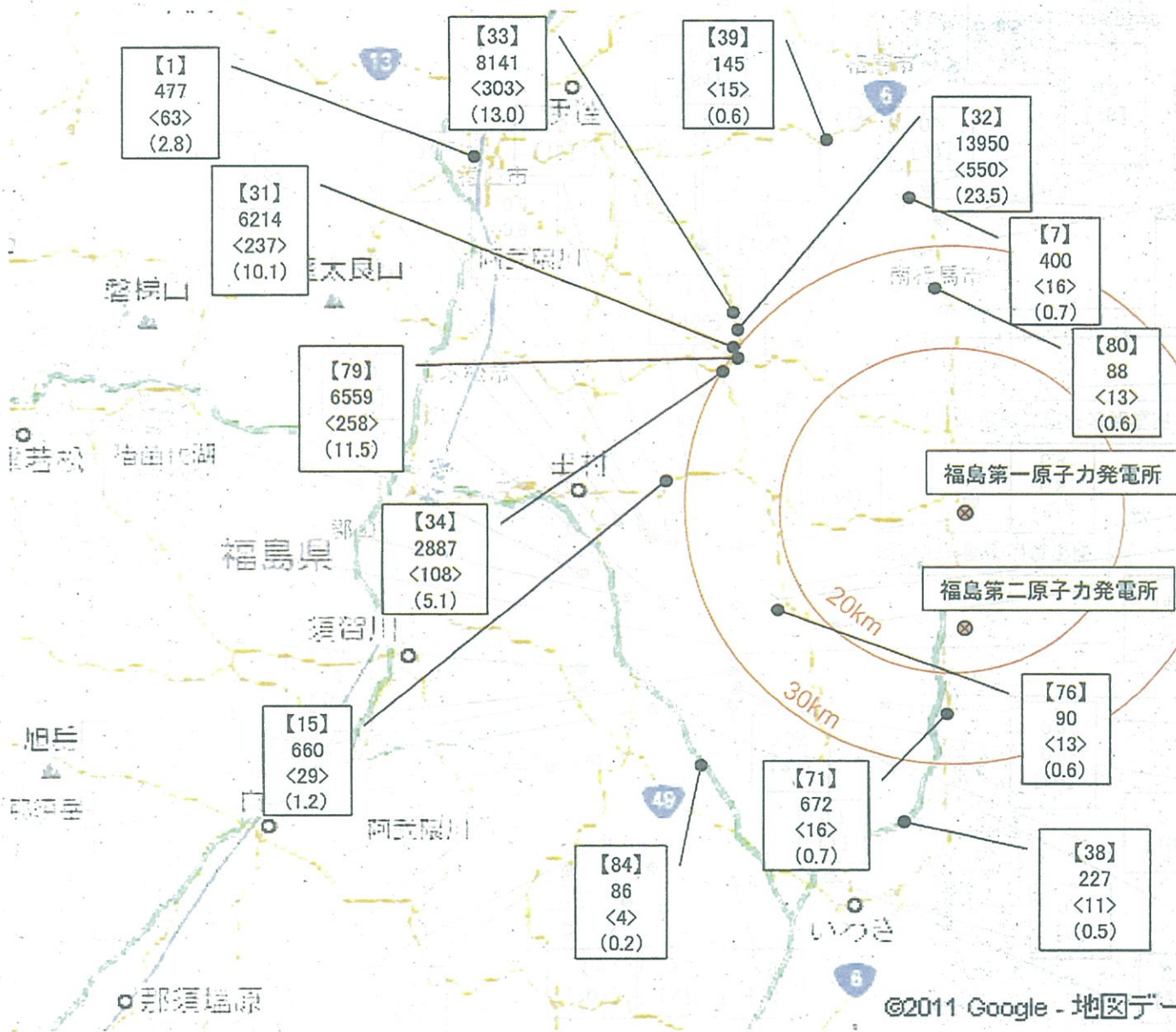
(単位: Bq/kg・乾土)

採取場所	採取日	Pu-238	Pu-239、Pu-240
()は1,2号機スタックからの距離			
① グラウンド(西北西約500m)	3月25日	$(1.4 \pm 0.31) \times 10^{-1}$	$(8.7 \pm 2.3) \times 10^{-2}$
② 野鳥の森(西約500m)	"	N.D.	N.D.
③ 産廃処分場近傍(南南西約500m)	"	$(6.6 \pm 2.0) \times 10^{-2}$	N.D.
④ 5,6号機サービシビル前(北約1,000m)	"	N.D.	N.D.
⑤ グラウンド(西北西約500m)	3月28日	$(2.6 \pm 0.22) \times 10^{-1}$	$(1.2 \pm 0.14) \times 10^{-1}$
⑥ 野鳥の森(西約500m)	"	N.D.	N.D.
⑦ 産廃処分場近傍(南南西約500m)	"	$(5.1 \pm 0.83) \times 10^{-2}$	$(2.6 \pm 0.58) \times 10^{-2}$
国内の土壌		N.D.~ 1.5×10^{-1}	N.D.~4.5

福島第一原子力発電所周辺のモニタリング結果



福島第一原子力発電所周辺の積算線量結果



- 測定日時**
- ・3月23日～4月9日
(測定エリア:7、31～34、79)
 - ・3月23日～28日、4月3日～9日
(測定エリア:71)
 - ・3月24日～4月9日
(測定エリア:1、15)
 - ・3月25日～4月1日、4月3日～9日
(測定エリア:84)
 - ・3月31日～4月1日、4月3日～9日
(測定エリア:38)
 - ・4月1日～4月9日
(測定エリア:39)
 - ・4月2日～4月9日
(測定エリア:76)
 - ・4月3日～4月9日
(測定エリア:80)
- 測定箇所

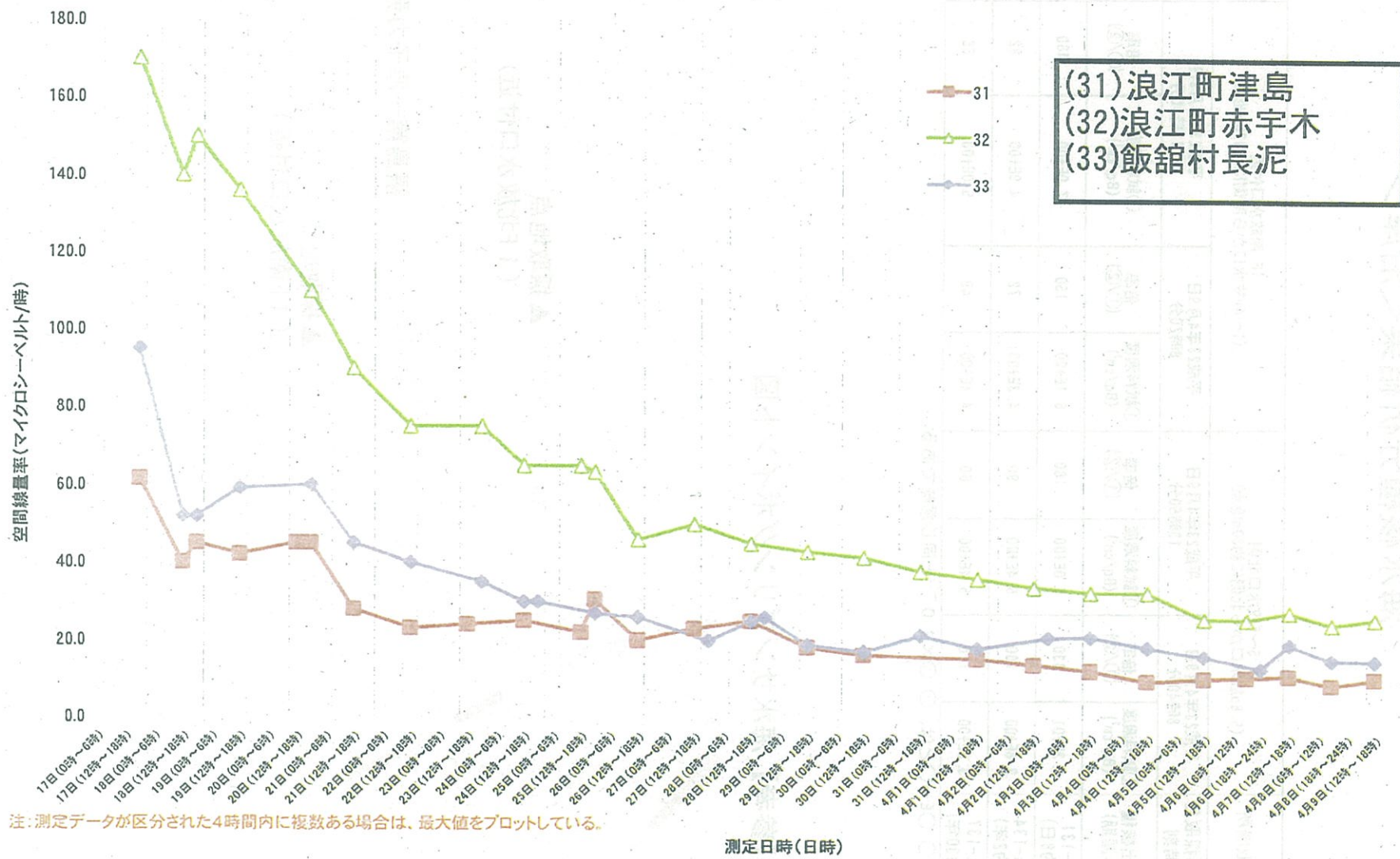
(凡例)

【ポイント番号】
積算線量*
<前回取得日時からの増加量>
(1時間当たりの平均線量)

※積算線量については、各測定開始から4月9日までの約6日～17日間の積算である。

単位:マイクロシーベルト
(マイクロシーベルト/時)

福島第一原子力発電所の20km以遠のモニタリング結果(31)～(33)の推移



注:測定データが区分された4時間内に複数ある場合は、最大値をプロットしている。

海水核種分析結果<沿岸>

採取場所	1F 5~6放水口北側 (5.6u放水口から北側に約30m地点)				1F 南放水口付近 (1~4u放水口から南側に約330m地点)				②炉規則告示 濃度限度 Bq/cm ³ (別表第2第六 欄 周辺監視区域 外の 水中の濃度限 度)				
	試料採取日 時刻	①試料濃度 (Bq/cm ³)	倍率 (①/②)	①試料濃度 (Bq/cm ³)	倍率 (①/②)	①試料濃度 (Bq/cm ³)	倍率 (①/②)	①試料濃度 (Bq/cm ³)		倍率 (①/②)			
検出核種 (半減期)													
I-131 (約8日)	平成23年4月9日 8時40分	1.3E+01	330	平成23年4月9日 13時50分	7.0E+00	180	平成23年4月9日 8時20分	6.1E+00	150	平成23年4月9日 13時30分	7.0E+00	180	4E-02
Cs-134 (約2年)		9.8E+00	160		5.4E+00	90		4.3E+00	72		4.9E+00	82	6E-02
Cs-137 (約30年)		9.8E+00	110		5.4E+00	60		4.4E+00	49		5.0E+00	56	9E-02

※ ○.○E-○とは、○.○×10^{-○}と同じ意味である。

【参考】海水サンプリングポイント図



原子力被災者生活支援に係る取組状況

平成23年4月11日

原子力被災者生活支援チーム

1. 一時立入の実施について

【実施済み】

- ・ 20 km圏への一時立ち入りについて、緊急参集チームにおいて、立ち入りの基準や防護措置、スクリーニングの実施等を盛り込んだ基本計画案を作成。
- ・ 警戒区域の設定は、一時立ち入りに先行して実施することを決定。
- ・ 警戒区域の設定について、現地対策本部から10市町村の事務方に説明し、反対意見なし。
- ・ 一時立入の実施計画については現地対策本部にて内部検討案が取りまとめられた。

【今後実施】

- ・ 警戒区域については、10市町村の首長が了解した後、設定。
- ・ 一時立入については、2週間程度を目途に実施計画案について市町村の了解を得る。その計画及び避難実施の調整のため、関係省庁の課長レベルによる実務調整会議を11日に開催。

2. 避難に関する更なる確認

【実施済み】

- ・ 南相馬市については、経済産業省から派遣した職員が核となって市と国、県が一体となって避難計画の「骨子案」を作成。

【今後実施】

- ・ 市長との打ち合わせを踏まえ、まとまりを持った受入先を市長に提示し、「避難計画案」を作成済み。市対策本部での決定待ちの段階。現地において、当該計画案を踏まえ、県や関係機関と詳細の調整を進めるとともに、上記関係省庁課長レベルの会議においても調整を実施。

3. 被災者の被ばくに係る医療等の確保

【実施済み】

- ・ 福島県においては、現在の避難区域、屋内待避区域を越える区域（約50 km圏内に相当）の市町村に対し、必要な安定ヨウ素剤を配布済み。
- ・ 避難者の避難経路調査、避難所へのアンケート、環境モニタリング結果等の活用により、避難者の被ばく線量の推定・評価を行うことを決定。
- ・ 関係省庁、関係機関による連絡会議を8日に開催し、避難者の被ばく線量の推定方法、評価方法の検討を開始。

【今後実施】

- ・ 実際の避難の際に確実に住民に安定ヨウ素剤を配布できるよう、移動手段に応じた住民への配布要領を作成済（10日）。今後、県を通じ市町村への周知徹底を図る（12日目途）。

4. 生活基盤の確保

【実施済み】

- ・ 30 km圏内の生活インフラについて実態を把握（上下水道、電気、電話、ガス等は概ね回復。郵便については、30 km圏内の郵便局で受配）。
- ・ 20 - 30 km圏内の企業40社のうち15社の稼働を確認。

【今後実施】

- ・ 30 km圏内に所在する企業につき実態調査を進める。

5. 避難所への支援

【実施済み】

- ・ 東京電力が3月13日より市町村から要望を聞いて約90の避難所約11900名に飲食料品、日用品等の物資を配送。また、3月25日から避難所へ支援要員を延べ595人日派遣。

【今後実施】

- ・ 福島県内120以上の避難所、福島県外40以上の避難所に避難する原子力被災者の所在を精査の上、各避難所における課題への対応状況を早急にとりまとめる。

6. 原子力関連情報の被災市町村・住民・企業への発信

【実施済】

- ・ ニュースレター第1号の発行（被ばくを防ぐための生活上の注意）（3月29日発行）。
- ・ ニュースレター第2号の発行（20 km圏内の避難地域への立入禁止）（3月31日発行）
- ・ 官邸壁新聞の避難所掲示（4月6日実施）。
- ・ ニュースレター第3号の発行（水道水の安全性）（4月7日実施）。
- ・ ラジオプレ放送（松下副大臣出演）（4月8日実施）ラジオ福島（14：10～）ふくしまFM（17：10～）

【今後実施】

- ・ 地元ラジオ番組（FM・AM）の本放送開始（4月11日予定）
「守ります！福島 - 政府原子力被災者生活支援チーム Q&A -」
ラジオ福島（月一金：14時台、土：17時台、日：18時台10分）
ふくしまFM（月一木：17時台、金：18時台10分、土日：14時台5分）

- ・官邸壁新聞の掲載（セーフティーネット保証（4月15日発行予定））
- ・東北北関東地元17紙へ政府広報掲載 中小企業向け支援策（セーフティーネット保証など）（4月16日予定）。

7. 避難先や雇用に関する民間の協力など

【実施済み】

- ・福島県では、全国に避難されている方々の情報を収集して所在把握をするため、4月6日からコールセンター（双葉郡支援センター）を開設（9日の受付件数は826件）。
- ・7日から警視庁及び福島県警が20km圏内の行方不明者の搜索を本格的に開始（50名から330名に増強）

【今後実施】

- ・原子力関連企業の社宅等の被災者受け入れ可能数を、12日までに取りまとめる。（東京電力は既に社宅471戸分、研修施設等901名分を提供可能と表明）

8. モニタリング・データの統一的な把握と情報提供

【実施済】

- ・4月8日、原子力災害対策本部として、稲の作付に関する考え方を示した。
- ・4月8日、食品の出荷制限を一部解除（福島県会津地方の原乳、群馬県のハウレンソウ及びカキナ）
- ・4月10日、食品の出荷制限を一部解除（茨城県の前乳）
- ・福島県から依頼を受け、工業製品の出荷前検査に係る支援を行うため、4月6日に産業技術総合研究所がサーベイメータを福島県ハイテクプラザに持ち込んだ。

【今後実施】

- ・産業技術総合研究所は、4月11日より持ち込んだサーベイメータによる工業製品の出荷前検査を開始する予定。
- ・福島県内の全ての小学校、中学校、幼稚園、保育園（1672施設）を対象に4月5日から7日に空間線量率のモニタリングを実施済。モニタリングの結果を踏まえ、文部科学省、原子力安全委員会等において、福島県内の学校等の校舎・校庭の利用についての考え方を検討中。
- ・福島県は、環境放射線モニタリング・メッシュ調査実施計画を策定し、県内を4kmメッシュに分けて空間線量率を測定するとともに、各市町村毎に1箇所以上、土壌及びダストの放射能濃度調査を行う予定。

9. 被災者・被災事業者への補償等

【実施済み】

- ・被災中小企業に対して、日本政策金融公庫等の公的金融機関が、返済猶予など既往債務の条件変更に対応。(返済期日後の申込にも対応)
- ・特に業況が悪化している中小企業者のために、信用保証協会による「セーフティネット保証(100%保証)」を原則全業種を対象として実施。
- ・特に業況が悪化している中小企業者のために、日本政策金融公庫による「セーフティネット貸付(3年間適用金利最大▲0.5%)」を実施。
- ・JAグループが、被災農家に対し、無利子融資、支払期限の延長など、資金繰り支援を決定。原子力損害賠償法に基づく損害賠償について、多数の農家を代表して損害賠償をとりまとめ請求する予定。
- ・雇用保険の特例として、避難指示地域及び屋内待避指示地域にある事業所が事業を休業し、労働者の賃金が支払われない場合、実際に離職していなくても失業手当を受給できる特例の対象とする(3月28日付けで各労働局に通知)。

【今後実施】

- ・原子力損害の賠償に関する法律に基づき、「原子力損害賠償紛争審査会」を設置する。原子力損害の範囲の判定の指針を策定する。
- ・長期の避難等を余儀なくされている方々に対して、東京電力が支援を行うべく、被災者生活再建支援制度による支援金が支払われることも踏まえつつ、具体的な支援内容について可及的速やかに決定を行う。

10. 被災市町村への支援

【実施済み】

- ・被災市町村の要望に応じ、経済産業省から常駐職員を派遣。4月5日には7市町村(広野町、富岡町、川内村、南相馬市、葛尾村、楢葉町、大熊町)に対し12名、4月6日には南相馬市に2名、浪江町に1名、双葉町に2名、4月7日には飯館村、いわき市、田村市にそれぞれ2名ずつ、4月8日には川俣町に2名を派遣し、13市町村に計25名を派遣中。
- ・被災市町村への情報提供や支援をきめ細かく実施するため、被災市町村を担当する審議官及び管理職2名を現地対策本部に配置するとともに、被災市町村を直接巡回するリエゾン(連絡員)7名を配置。
- ・役場機能を移転した8市町村に対し、現地の要望を踏まえ、政府との連絡用パソコン等を4月1日以降順次設置。各市町村のメールアドレスは各省で共有され、今後適切に情報提供がなされる予定。

屋内退避区域（20-30km 圏）における生活インフラの回復状況について

平成 23 年 4 月 11 日
原子力被災者生活支援チーム

屋内退避区域（20-30km 圏）での居住に必要な下記の生活インフラの現状について、関係行政機関、事業者、各市町村等に確認した最新の状況は以下のとおり。

- ・ 屋内退避区域に関する主要な生活インフラは、回復しつつある模様。
- ・ 電 気：利用再開する際に必要があれば各戸ごとの求めに応じて点検・対応する体制。
- ・ 郵 便：屋外活動の必要な配達はず、郵便局留置きで対応。

○ 上水道

屋内退避区域の水道サービスは、水道機能の復旧、民間物流の回復傾向、自衛隊による運送への協力等により、おおむね回復している。

- ・ 水道サービスの回復：南相馬市（被災による居住困難地区を除く）、田村市、飯館村
- ・ 民間物流の回復：いわき市
- ・ 自衛隊の運送協力：葛尾村、浪江町、広野町

○ 下水道

20-30km 圏内の居住者が生活する地域の下水処理施設は震災でも機能が損なわれずに稼動中。

○ 電気

屋内退避区域（津波の被害地域を除く）の各戸電柱までの送電は既に措置済み。個々の家屋への通電は要請があり次第作業を実施。

○ ガス

屋内退避区域に残る居住者へのサービスの回復は完了している。

○ 通信

（NTT 回線）屋内退避区域に係る 5 市町村の一部の回線が復旧していない。
（携帯電話回線）屋内退避区域のほぼ全域で回復済み。

○ 郵便

屋内退避区域に居住する方の郵便物は、留め置かれた支店の窓口で居住者が取りに行き受領。

屋内退避区域（20 - 30km 圏）内における生活インフラの回復状況

（4 / 11（月）9：00 現在）

	現状	回復に至らない理由・対応方法	回復のための課題等
上水道	<p>【復旧済】 田村市、飯舘村</p> <p>【断水中】 南相馬市（*900戸断水） *津波で住居等が破壊されている地区（鹿島区、原町区の一部）</p> <p>いわき市（*7,300戸断水） *屋内退避区域内の断水戸数は確認できていないが、残留者数は310名（8日現在）。</p> <p>葛尾村（120戸断水） 残留者64名（8日現在）</p> <p>浪江町、広野町 残留者 浪江町 150名 広野町 106名（8日現在）</p> <p>*川内村に上水道はない。</p>	<p>屋内退避区域のうち津波で破壊された地区以外については水の供給が既に回復。</p> <p>コンビニが圏内 92 店舗（6 日 18 時現在）で営業を既に再開済み。民間物資が既に出回っている模様。なお、30km 圏外は未復旧戸数減少（5 日 18000 戸→10 日 5,400 戸）。</p> <p>取水施設等破損のため復旧作業は困難。居住者が少数（64 名）で、井戸水の利用もあり、水は入手できている。</p> <p>避難指示が出された後、被害状況調査を中止。自衛隊の協力を得て 30km 圏内集配所や各家庭に水を配布。</p>	<p>現在の居住者には対応済み。</p> <p>現在の居住者には対応済み。</p> <p>現在の居住者には対応済み。本格的復旧には避難指示解除後に断水原因を調査し対応。</p> <p>現在の居住者には対応済み。本格的復旧には避難指示解除後に断水原因を調査し対応。</p>
下水道	20-30km 圏の居住者の居住区域に必要な下水処理施設は震災による影響を受けておらず正常稼働中。	震災の影響を受けていない。	現在の居住者の生活に影響せず。

屋内退避区域（20 - 30km 圏）内における生活インフラの回復状況

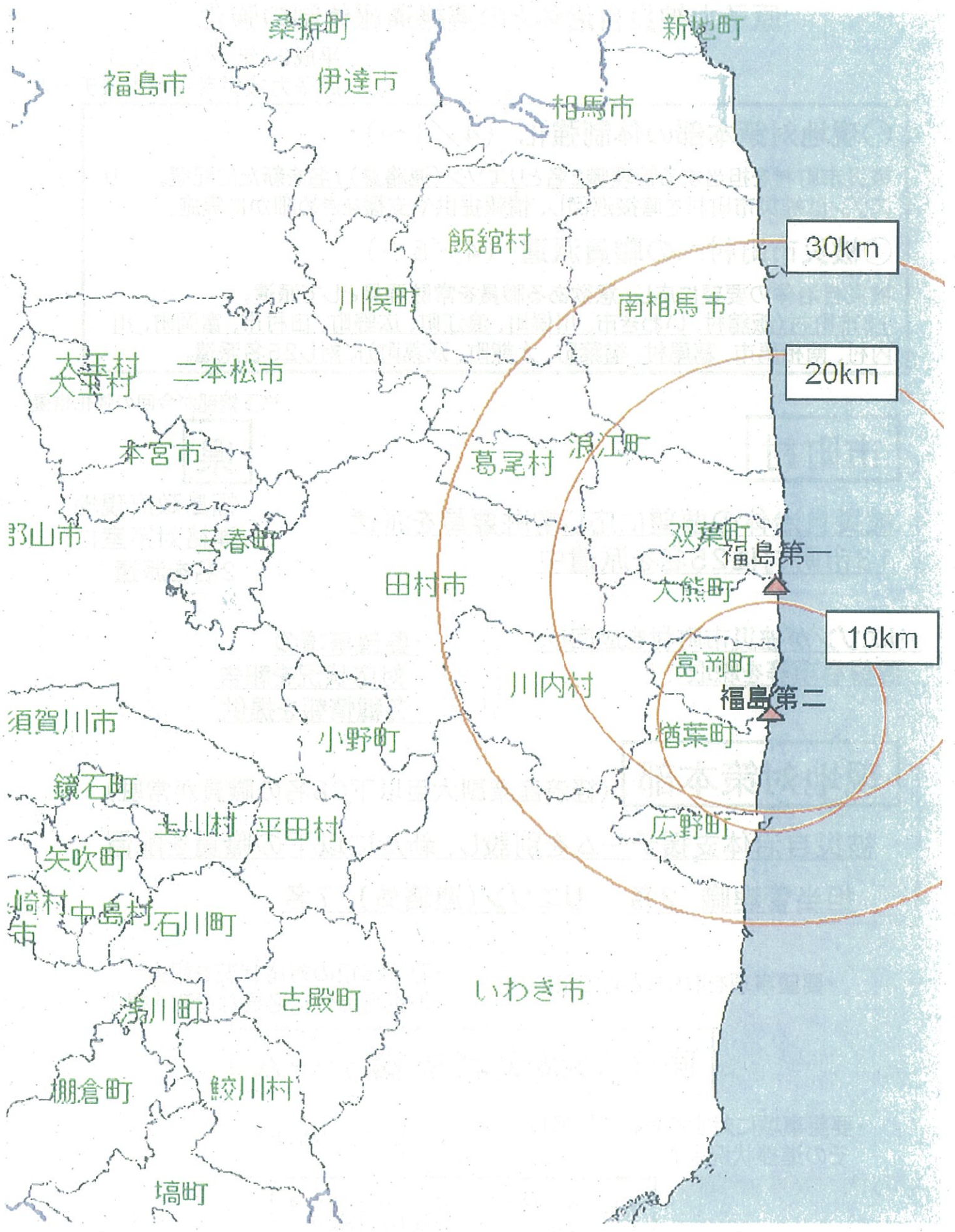
（4 / 11（月）9：00 現在）

	現状	回復に至らない理由・対応方法	回復のための課題等
通信	<p>通信が困難な地域 （下線は屋内退避区域を含む地域） NTT：双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、浪江町、葛尾村、川内村、広野町 携帯：双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、葛尾村で一部の電話会社の通信が困難。</p>	<p>地震で損壊した中継器が退避指示区域内にあるため改修が困難。</p> <p>※携帯電話は会社ごとに回復エリアが異なるため、大手電話会社のいずれかを使えば通信が可能となっているものの、地域によっては一部の会社の携帯電話しか使えない場合がある。</p>	<p>機器損壊地域への立入ができれば本格復旧工事が可能。</p>
電気	<p>津波による被害地域を除き、屋内退避区域内の各家庭への電柱までの送電は復旧済み。</p>	<p>個々の家屋等により復旧作業が必要な場合がある。要請があり次第各家庭に出向き復旧工事を実施。作業には線量計を携行。</p>	<p>現在の居住者には対応済み。必要に応じ、要請があれば復旧工事の対応が可能。</p>
都市ガス	<p>屋内退避のため3月分の検針が行えず実供給戸数の把握は困難。供給量では前年同月比35%程度（災害前2932戸に対し約1000戸）。</p>	<p>復旧自体は既に済んでいる。今後居住者が戻る場合であっても供給可能な状態であるはず。</p>	<p>現在の居住者には対応済み。</p>
LPガス	<p>屋内退避区域内の居住者に供給が継続されている。</p>	<p>復旧済（供給を継続中）。 屋内退避区域の作業を懸念する事業者あり。</p>	<p>現在の居住者には対応済み。</p>
郵便局	<p>屋内退避区域内への郵便、小包等 ・避難先届を提出→避難先へ配達。 ・提出されない場合→局留め</p>	<p>屋内退避区域内への配達再開は現状では未定。建物等の被害については順次復旧作業中。</p>	<p>配達時の安全の確保</p>

避難指示及び屋内退避区域の避難者数等

市町村名	総人口(人) (H22国勢調査速報)	0~20km圏 人口(人)	20~30km圏 人口(人)	(残留者数) (人) (4/10現在)	30km圏外 人口(人)	避難者数(人)※ (4/7現在)
田村市	40,434	648	3,208	集計中 (1,000人程度)	36,578	2,999
南相馬市	70,895	14,269	47,422	約20,000 ~約30,000	9,204	5,713
広野町	5,418	183	5,235	107	0	4,400
楢葉町	7,701	7,695	6	0	0	7,800
富岡町 (全域20km圏内)	15,996	15,996	0	—	0	15,480
川内村	2,821	1,146	1,675	集計中 (100人程度)	0	2,997
大熊町 (全域20km圏内)	11,511	11,511	0	—	0	11,363
双葉町 (全域20km圏内)	6,932	6,932	0	—	0	6,884
浪江町	20,908	19,596	1,058	集計中 (200人程度)	254	17,793
葛尾村	1,531	281	1,250	80	0	1,497
飯館村 (全域20km圏外)	6,211	0	308	140 (蔵平のみ。長泥は集計中)	5,903	2,438
いわき市 (全域20km圏外)	342,198	0	2,214	集計中 (300人程度)	339,984	2,806
合計	532,556	78,257	62,376	約22,000 ~約32,000	391,923	82,170

※避難者数には30km圏外から避難している住民、原子力以外での避難も含み得ることに留意



原子力被災自治体との連絡通報体制の強化

平成23年 4月 10日
原子力被災者生活支援チーム

○現地対策本部の体制強化 (4/1～)

被災市町村を担当する管理職2名とリエゾン(連絡員)7名を新たに配置。リエゾンは被災市町村を直接巡回し、情報提供や支援をきめ細かに実施。

○被災市町村への職員派遣 (4/5～)

被災自治体の要望に応じ、意欲ある職員を常駐要員として派遣。
13市町村(飯館村、いわき市、川俣町、浪江町、広野町、田村市、富岡町、川内村、南相馬市、葛尾村、楡葉町、大熊町、双葉町)に対し25名派遣。

※下線部が今回の強化措置

市町村

被災自治体の要望に応じ常駐要員を派遣
13市町村に25名を派遣中

県

福島政府現地
連絡対策室に
2名を派遣

・リエゾンが被災市町村を巡回し、
要望事項等を聴取

・要望事項の
対応状況を報告
・各種情報を提供

現地対策本部 (経済産業副大臣以下28名の職員が常駐)

被災自治体支援チームを別設し、新たに以下の職員を配置
担当管理職 2名 リエゾン(連絡員) 7名

・要望事項を取りまとめて報告

・要望事項の対応状況を報告
・被災自治体に必要な情報を提供

原子力被災者支援チーム

・要望事項に対する対応を依頼し、
その進捗状況を把握

・実施状況を報告

関係省庁・関係機関

被災地向け広報について

情報入手手段が限られる被災者の方々に対し、以下の手段で情報を発信。

○ラジオ「震災情報 官邸発」

- ・岩手、宮城、福島等被災県をはじめ Tokyo FM 等全国ネット FM38局、被災地の AM3局とコミュニティ FM16局で毎日定時に放送。
- ・3月28日（月）から開始。本日4月11日（月）夕刻に15回目の放送予定。

○被災地直行「壁新聞」

- ・避難所（1400程度）に直接配布（週二回程度）。
- ・配布は、当初、自衛隊の協力を得て、現在は都道府県の協力も得て行っている。
- ・3月30日（水）から開始、本日4月11日（月）に第3号を発行（住宅に関する特集。被災地の避難所の方からの意見聴取を新たに実施）。

○地方紙への政府情報掲載

- ・青森、岩手、宮城、福島、茨城の地方紙17紙（200万部）、モノクロ5段。
- ・4月6日（水）から開始、本日4月11日（月）に第2回を掲載。以後、週二回程度の掲載を予定。

被災者のみなさまへ



政府広報

政府からのお知らせ

東日本大震災の発生から、本日で1ヶ月を迎えました。あらためまして、犠牲となられた方々とご家族のみなさまに、心よりお悔やみ申し上げます。

また、今も避難所などでご辛抱をいただいているみなさまに、重ねてお見舞いを申し上げます。

少しずつ復旧活動も前進し始めていた中、先日は再び大きな余震に見舞われましたが、政府の被災地支援は、一歩も立ち止まることはありません。

本日は、被災地自治体を代表する方々や、国内各界の有識者・専門家の方々からなる「復興構想会議」のメンバーを、菅総理大臣が決定いたしました。これから、みなさまのふるさと再興への思いと、全国民の叡智とを結集して、自然災害に強く、人に優しい新しいまちを、共に創り上げてゆきましょう。

その“初めの一歩”として、目の前の困難を1つ1つ取り除いてゆくべく、「政府からのお知らせ」をお届けしています。どうぞご活用ください。

平成23年(2011年)4月11日

大切なお知らせ

不確かな情報や、デマにご注意ください。

被災地では「強盗や性犯罪が増加している」「ナイフを持った外国人窃盗団がいる」など不安をあおりたてるようなデマが流布しています。このような情報を鵜呑みにせず、報道や行政機関など、信頼できる情報源で真偽を確かめ、落ち着いて行動してください。警察で確認したところ、そのような事実はありません。不安のある方は、警察の窓口までご相談ください。

警察総合相談電話 **#9110** ※携帯電話からもご利用いただけます。

女性の悩み相談を受け付けています。

震災により生じた生活上の悩みや避難所生活での不便など、女性のみなさまの悩みをご相談ください。

● 女性の悩み全般：県等の女性相談窓口

岩手県**019-606-1762** (毎日9:00-16:00 火、金は20:00まで ※ただし、4月13日までは毎日17:30まで)

宮城県**022-211-2570** (平日8:30-16:45)

仙台市**022-224-8702** (日・祝日以外9:00-15:30)

福島県**024-522-1010** (祝日以外9:00-21:00) ※なお、福島県では各市町村の保健福祉事務所でも相談を受け付けています。(平日8:30-17:15)

● 配偶者からの暴力：DV相談ナビ**0570-0-55210** (24時間、自動音声)

※性犯罪の被害や捜査に関する相談は警察までお問い合わせください。

年金受給に必要な現況届などの提出期限が延長されました。

被災されたために「現況届・生計維持確認届・障害状態確認届」などの書類を誕生月の末日までに提出できていない方も、年金を受け取ることができます。書類の提出期限は7月31日まで延長されています。

ラジオ番組「震災情報 官邸発」毎日放送中 ※放送時間は番組編成の都合上、急遽変更・中止になる可能性もあります。予めご了承ください。

FM仙台(月~日 19:55~20:00) FM福島(月~日 20:55~21:00) FM岩手(月~金 20:55~21:00 土日 21:55~22:00) 東北放送(月~日 21:55~22:00)

ラジオ福島(月~金 21:45~21:50 土日 22:00~22:05) 岩手放送(月~木 21:55~22:00 金 22:55~23:00 土 20:55~21:00 日 21:00~21:05)

最新の情報は、「首相官邸災害対策ページ」で、お知らせしております。URL：<http://www.kantei.go.jp/saigai/>または、「首相官邸災害対策ページ」で検索。携帯電話からもご覧いただけます。



目の不自由な方がいらっしゃいましたら、周りの方が読み上げてお伝えいただきますよう、お願いいたします。

道路状況などにより本紙の到着が発行日より遅れる場合がございます。

くらしに役立つ情報

不安・悩みのこと 被災による不安や悩みを受け止める相談窓口です。

■産業保健推進センター 「心の電話相談」 ☎0120-226-272 (平日9:00～12:00、13:00～17:00)(携帯通話可能)
「健康電話相談」 ☎0120-765-551 (平日13:00～17:00)(携帯通話可能)

■チャイルドライン ☎0120-99-7777 ※18歳までの子ども専用電話です(月～土16:00～21:00)(携帯通話可能)

■児童相談所全国共通ダイヤル 0570-064-000 もしくは最寄りの児童相談所へ

■こころの健康相談

岩手県	災害時ストレス健康相談受付窓口	019-629-9617	(9:00～17:00)
宮城県	こころの健康相談電話(ホットライン): 精神保健福祉センター	0229-23-3703	(6:00～9:00) 0229-23-0302 (9:00～17:00) 0229-23-3703 (17:00～2:00)
仙台市	電話相談専用回線「はあとライン」	022-265-2229	(平日10:00～12:00、13:00～16:00)
	夜間電話相談「ナイトライン」	022-217-2279	(年中無休、18:00～10:00)
福島県	こころの健康相談ダイヤル	0570-064-556	(月～金9:00～17:00 休祝日を除く)

■いのちの電話

岩手県	社会福祉法人盛岡いのちの電話	019-654-7575	(12:00～21:00 日曜日は12:00～18:00)
宮城県	社会福祉法人仙台いのちの電話	022-718-4343	(24時間)
福島県	社会福祉法人福島いのちの電話	024-536-4343	(10:00～22:00)

土地のこと

倒壊家屋等の撤去等の復旧作業において、土地の境界を示す「境界標(コンクリート杭・金属釘など)」、塀・石垣の基礎部分や側溝などは、土地の境界の特定に役立つものですので、可能な限り保存してください。

なお、権利証(登記済証・登記識別情報通知書)を紛失しても「不動産(土地・建物)の所有権等の権利」「不動産の売却等の処分」に影響はありません。ご不明な点がありましたら、最寄り又は次の法務局にご相談ください。

■被災地の法務局の連絡先

仙台法務局 022-225-5767
盛岡地方法務局 019-624-9852
福島地方法務局 024-534-1111

法律相談のこと

生活のこと、住宅・借金・境界の問題などについて、お困りのことがありましたら、まずは日本司法支援センター(法テラス)にお問い合わせください。日本弁護士連合会等との共催により、被災者のための「東日本大震災電話相談」を実施しています。

電話はフリーダイヤル ☎0120-366-556。弁護士が無料で相談に応じます。受付は、月～金(平日のみ)、午前10時から午後3時まで。携帯電話からもご利用いただけます。



<http://www.houterasu.or.jp/k/>

水産業のこと

水産庁は、東日本大震災による被害を受けた水産業者の皆様と話し合い、具体的復興プロジェクトの策定・実施を支援すべく、チームを立ち上げました。

被災地水産業関係者の皆様、下記相談先まで遠慮なくご連絡ください。水産加工場や漁船の復旧をはじめ、被災地域からの具体的なご要望に即応できる知見を持った専門家チームを現地に派遣いたします。

■相談先: 水産業関係者の連絡先

直通: 03-6744-0508
(受付: 平日9:00～19:00)
FAX: 03-6744-0509

戸籍のこと

戸籍は、市町村で戸籍の正本を備え付け、管轄法務局で戸籍の副本及び届書を保存しており、戸籍の正本が滅失した場合には、管轄法務局で保存している戸籍の副本などに基づき戸籍を再製することができます。

ご不明な点がありましたら、最寄り又は次の法務局にご相談ください。

■被災地の法務局の連絡先

仙台法務局 022-225-5734
盛岡地方法務局 019-624-9856
福島地方法務局 024-534-1933

仕事・給付のこと

震災で事業が停止し、給料が支払われない場合には、従業員の方は離職していなくても失業給付が受けられます。災害救助法の指定地域にある事業所が災害により事業を休業し、従業員が一時的に離職しなければならなくなった場合にも、失業給付が受けられます。詳しくは、最寄りのハローワークにお問い合わせください。

勤めていた会社が倒産して給料や退職金が支払われない場合には、国が会社に代わって、その一部を立て替え払いする制度が利用できます。詳しくは、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

医療・介護のこと

被災地にお住まいの方で生活にお困りの方は、医療機関や介護施設、介護事務所などにお申し出いただければ、診療代や介護保険サービスの利用者負担を支払う必要はありません。他の市町村に避難された方も同様です。

まだ要介護認定を受けていない人や、認定の有効期限を過ぎている人でも、サービスを利用できます。お近くの市町村にご相談ください。認定を受けてはいるものの、介護保険証をなくしてしまった場合も、市町村の窓口で「名前」「生年月日」「住所」をお伝えいただければ大丈夫です。

みなさまの声を聞いて内容を充実させていきます。

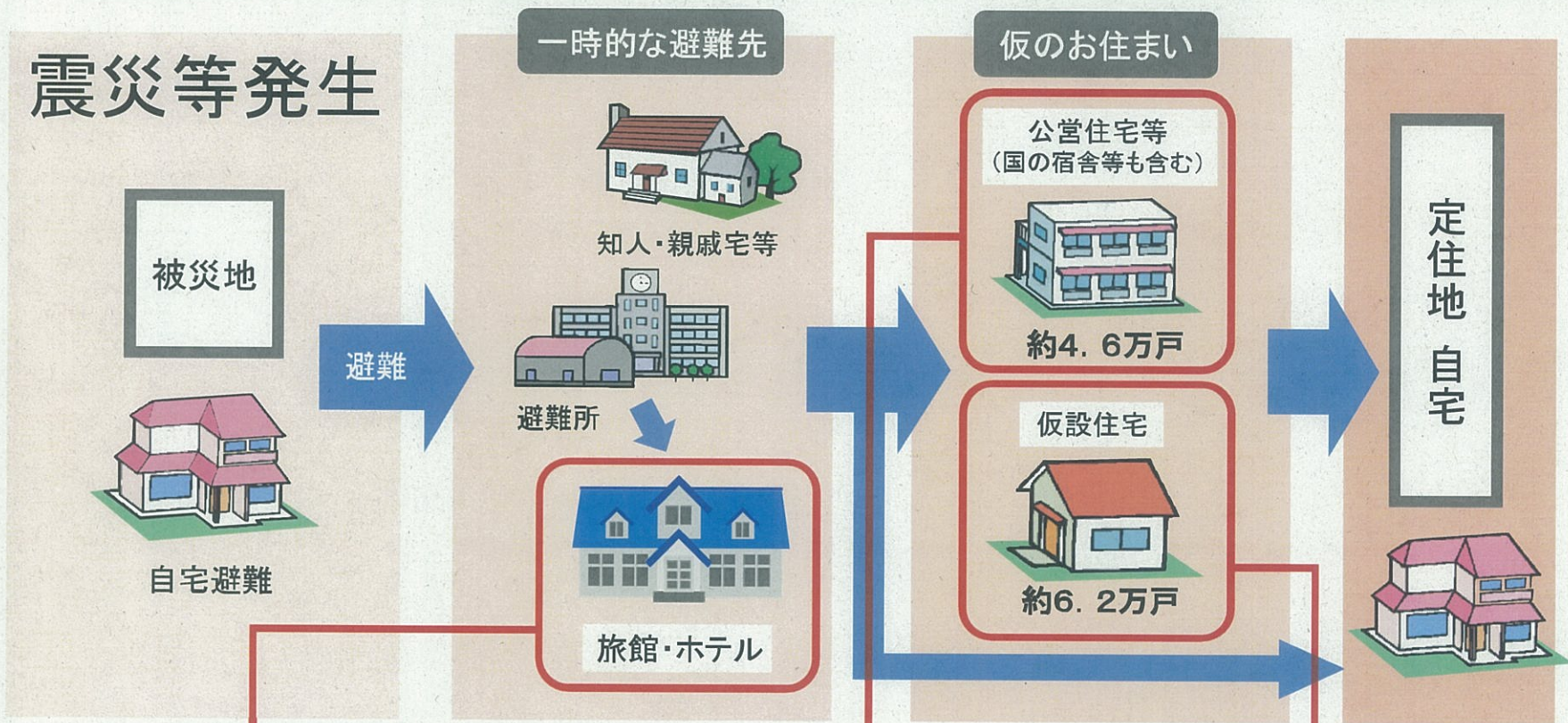
目の不自由な方がいらっしゃいましたら、周りの方が読み上げてお伝えいたしますよう、お願いいたします。

道路状況などにより本紙の到着が
発行日より遅れる場合がございます。

みなさまのお住まいについて

政府は、みなさまの避難の時期に応じ、様々なお住まいを提供します。

※自治体が避難先をご用意した場合は、移動費用、宿泊費・家賃は無料となります。



旅館・ホテル

自治体が避難所として指定した旅館・ホテルについては、継続的に居住できる施設が確保されるまでの当分の間、宿泊することが可能です。具体的なお相談については、各市町村役場にお問い合わせください。

-----〈利用者の声〉-----

- ゆっくりお風呂に入れて、ほっとしている。
- 足を伸ばして寝ることができて、疲れがとれた。
- 寝不足が続いていたので、よく眠れてうれしい。

公営住宅・国家公務員宿舎など

公営住宅・国家公務員宿舎などについては、半年～2年間程度無料で入居可能であり、現在約4万6千戸をご用意しております(4月4日時点で4,169戸提供済)。
※光熱水費については、自己負担となります。

■お問い合わせ先
被災者向け公営住宅等情報センター
☎0120-297-722
※受付時間は、9:00～18:00(土日祝も可)
※携帯電話、公衆電話からおかけになれます。

応急仮設住宅

応急仮設住宅については、2年間程度無料で入居可能であり、約6万2千戸をご用意する予定です(4月8日時点で6,054戸着工済)。
入居については、各市町村役場にお問い合わせください。
※光熱水費については、自己負担となります。
※日本赤十字社が、応急仮設住宅に対して生活家電セット(テレビ、洗濯機等)を寄贈しております。詳しくは、日本赤十字社のホームページをご覧ください。

自宅が被災した場合～様々な支援が準備されております～

被災者生活再建支援金

災害により住宅が全壊するなど、著しい被害を受けた世帯に対して支援金が支給されます。支給額は以下の2つの支援金の合計額になります。具体的なお相談については、各市町村役場にお問い合わせください。

①全壊・長期避難等：
100万円、大規模半壊：50万円【使途自由】

②建設・購入：200万円
補修：100万円
賃貸(公営住宅を除く)：50万円

※申請書には、通常、「り災証明書」及び「住民票」などの添付が必要ですが、住宅の倒壊が写真で確認できる場合には、「り災証明書」の添付が不要になるなど、弾力的な運用を行っています。
※アパートなどに賃借して居住していた場合も含まれます。

災害援護資金

災害により住居や家財に被害を受けたり、世帯主が負傷した一定所得以下の世帯に対して、最高350万円を年利3%で融資いたします。

の場合、最長で5年間借入金の返済を猶予いたします。具体的なお相談については、各市町村役場にお問い合わせください。

災害復興住宅融資

被災した住宅の補修・再建資金に対し、住宅金融支援機構が低利で融資いたします。

■お問い合わせ先
住宅金融支援機構(災害専用ダイヤル)
☎0120-086-353
※受付時間は、9:00～17:00(祝日除く)

被災住宅の無料診断等

被災した住宅の補修・再建について、無料の診断・相談を受け付けております。まずは「住まいるダイヤル」までお電話ください。

■お問い合わせ先
被災地専用フリーダイヤル(住まいるダイヤル)
☎0120-330-712
※受付時間は、10:00～17:00(日・祝日を除く)

応急修理費用

住宅が半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレなど日常生活に必要な最小限度の部分を1世帯あたり52万円まで応急的に修理します。
具体的なお相談については、各市町村役場にお問い合わせください。

既存の住宅ローンについて

金融庁・財務局は、金融機関に対して、被災者からの貸付条件の変更等の申込みに対し、積極的に対応するように要請しています。既存の住宅ローンのご相談については、まずはお取引金融機関にお問い合わせください。金融機関の相談窓口一覧は、金融庁ウェブサイト及び携帯サイトに掲載しております。

■お問い合わせ先
東北財務局金融相談窓口
専用ダイヤル 022-721-7078
※受付時間は、9:00～17:45(土日祝も可)

悪質商法にご注意ください 震災に乗じた悪質商法にご注意ください。「屋根や住宅設備の点検と称して高額な修理点検代を請求する」など、様々な手口があります。「怪しい」と思ったら警察総合相談 電話#9110(全国共通の短縮ダイヤル)へ。

目の不自由な方がいらっしゃいましたら、周りの方が読み上げてお伝えいただきますよう、お願いいたします。

避難所情報をご記入ください (岩手県

避難所) 約 名

みなさまが知りたい情報をお聞かせください

首相官邸でみなさまの声を把握し、県・市町村にもお伝えします。

ご記入いただく際に、ご意見の提出者について、いずれかに○をつけてください。
個人のご意見の場合は性別、年齢(任意)をご記入ください。

1 いま、生活を送るうえで必要な情報

- 月 日 (グループのご意見 / 個人のご意見 男・女 歳)
- 月 日 (グループのご意見 / 個人のご意見 男・女 歳)
- 月 日 (グループのご意見 / 個人のご意見 男・女 歳)
- 月 日 (グループのご意見 / 個人のご意見 男・女 歳)

2 今後、生活再建に向けて知りたい情報

- 月 日 (グループのご意見 / 個人のご意見 男・女 歳)
- 月 日 (グループのご意見 / 個人のご意見 男・女 歳)
- 月 日 (グループのご意見 / 個人のご意見 男・女 歳)
- 月 日 (グループのご意見 / 個人のご意見 男・女 歳)

3 その他知りたい情報

- 月 日 (グループのご意見 / 個人のご意見 男・女 歳)
- 月 日 (グループのご意見 / 個人のご意見 男・女 歳)

被災者の
みなさまへ

政府からのお知らせです。

相談窓口特集

今回は、被災された方のお役に立つ
様々な相談窓口などについてお知らせします。
これらの情報を必要としているお近くの方にも是非お伝えください。



医療・健康

■ 震災による不安や悩みの相談の窓口

◎「心の相談緊急電話」0120-111-916

(4月23日まで毎日13:00~22:00、携帯可)
期間延長することもあります。

◎「心の電話相談」0120-226-272

(平日9:00~12:00、13:00~17:00、携帯可)

◎「チャイルドライン」0120-99-7777

(月~土 16:00~21:00、携帯可)

*18歳までの子ども専用電話です。

■ 女性の悩み相談を受け付けています。

◎女性の悩み全般(女性相談窓口、携帯可)

青森 017-732-1022

(水曜以外9:00~16:00)

岩手 019-606-1762

(毎日9:00~16:00(火金は20:00まで)ただし、

4月13日までは毎日17:30まで)

宮城 022-211-2570(平日8:30~16:45)

仙台 022-224-8702(月~土9:00~15:30)

福島 024-522-1010(祝日以外9:00~21:00)

茨城 029-233-7837(平日9:00~17:00)

◎配偶者からの暴力(毎日24時間、携帯可)

DV相談ナビ 0570-0-55210

◎性犯罪に係る被害や捜査に関する相談

都道府県警察本部 性犯罪相談電話

◎女性の権利ホットライン 0570-070-810

(平日8:30~17:15、携帯可)

■ 妊娠中の方へ。居住地以外の市町村でも

妊婦健診を受診できるよう、市町村に配慮を

お願いしています。まずは避難先の市町村の

母子保健担当窓口にご相談ください。被災

地以外の医療機関への転院を希望する場合

などは、妊婦の受け入れに関する相談窓口

((社)日本産婦人科医会都道府県支部)や

各都道府県の相談窓口までご相談ください。

詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

■ 被災地で補聴器がなくて困っている方へ。

補聴器や、補聴器の専用電池を無料でご提供

します。修理や点検、調整もいたします。

お問い合わせは

(社)日本補聴器販売店協会 03-3258-5964

(平日10:00~17:00)まで。

暮らし

■ 被災した住宅の補修・再建のための電話

相談、現地窓口での対面相談およびお求めに

応じて相談員が現地に伺っての診断・相談を
無料で行っています。「住まいのダイヤル」まで
お問い合わせください。

被災地専用フリーダイヤル 0120-330-712

一部のIP電話等からは 03-3556-5147

(月~土10:00~17:00)

■ 地震保険の証券を紛失された場合など、

地震保険に関するご相談を受け付けています。

(社)日本損害保険協会そんがいほけん相談室

0120-107808

携帯から 03-3255-1306(平日9:00~18:00

土日祝(当分の間)9:00~17:00)

※地震保険の契約会社が不明な場合 (社)日本

損害保険協会地震保険契約会社照会センター

0120-501331(平日9:00~17:00)

■ 「震災行政相談専用フリーダイヤル」で各

種相談、お問い合わせ等を受け付けています。

東北管区行政評価局(宮城) 0120-511-556

青森行政評価事務所 0120-578-818

岩手行政評価事務所 0120-711-815

福島行政評価事務所 0120-815-681

茨城行政評価事務所 0120-188-571

※毎日8:30~17:15、携帯可

ただし、東北管区は17:30まで

仕事

■ 全国のハローワークでは「特別相談窓口」を

設置しています。被災者の方からの仕事に関す

る相談や、被災した事業主からの各種助成金

の支給申請などの相談にお応えしています。

また、内定取消しなどでお困りの方からの

相談にもお応えしています。お問い合わせは

最寄りのハローワークへ。

■ 災害救助法適用地域の方がハローワークの

紹介で遠隔地に就職面接などに行く場合の

往復運賃や宿泊料、採用された場合の引越

代などを一定の条件の下で受け取れます。

詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

■ 日本司法支援センター(法テラス)では、日本

弁護士連合会、東京三弁護士会との共催により

「東日本大震災電話相談」を実施しています。

0120-366-556

(平日10:00~15:00、携帯可)

生活のこと、住宅・債務・境界の問題などに

ついて、お困りのことがありましたら、弁護士が

無料で相談に応じます。

ご注意ください

■ 震災に乗じた悪質商法にご注意ください。

「住宅の点検と称して高額の修理・点検代を請

求する」など、様々な手口があります。

ご相談は、震災に関連する悪質商法110番

0120-214-888

(岩手、宮城、福島、茨城県のみ。毎日10:00~

16:00、携帯可)

消費者ホットライン 0570-064-370(全国)

警察総合相談電話 #9110

■ 被災地において「強盗や性犯罪が増加」

などのデマが流れています。しかし、警察で確認

したところ、そのような事実はありません。根拠

のないチェーンメールも流れていますが、こう

した情報に惑わされず冷静な対応をお願いし

ます。不安な方は警察までご相談ください。

警察総合相談電話 #9110

福島原発・放射線関連の情報については、
こちらをご覧ください。

<http://www.kantel.go.jp/saigai/monitoring/index.html>
各地のモニタリングデータがご覧になれます。

官邸からの情報を、ラジオで、毎日お伝えします!

ラジオ番組「震災情報 官邸発」毎日放送中

FM青森(月~日 19:55~20:00) FM岩手(月~金 20:55~21:00、土日 21:55~22:00)

岩手放送(月~木 21:55~22:00、金 22:55~23:00、土 20:55~21:00、日 21:00~21:05) FM仙台(月~日 19:55~20:00)

東北放送(月~日 21:55~22:00) FM福島(月~日 20:55~21:00) ラジオ福島(月~金 21:45~21:50、土日 22:00~22:05)

TOKYO FM(千葉・茨城を含む)(月~日 19:55~20:00) ※放送時間は番組編成の都合上、急遽変更・中止になる可能性があります。あらかじめご了承ください。

最新の情報は、「首相官邸災害対策ページ」を!

<http://www.kantel.go.jp/saigai/>

または、「首相官邸災害対策ページ」で検索ください。

次回は4月16日(土)

掲載の予定です。

災害警備活動の現況（発災後1か月）

警察庁緊急災害警備本部

1 死者・行方不明者等（4月11日 8時現在）

	岩手県	宮城県	福島県	合計
死者数	3,811	8,017	1,226	13,054
行方不明者数	4,721	6,416	3,236	14,373

2 活動部隊関係（4月11日活動部隊数）

	岩手県	宮城県	福島県	合計
自県体制	1,100	3,900	3,000	8,000
特別派遣	1,100	1,300	900	3,300

※ 特別派遣部隊の活動

- 警備部隊……行方不明者の搜索等
- 地域部隊……パトカーによるパトロール等
- 刑事部隊……検視、身元確認等
- 女性警察官……避難所における相談受理、防犯指導等
- 交通部隊……検問、流動警戒、交通整理等

3 これまでの特別派遣部隊数（4月11日まで）

	岩手県	宮城県	福島県	合計
特別派遣人員	約6,000	約7,000	約5,000	約18,000

4 福島第一原子力発電所周辺での警察活動

- 福島第一原子力発電所から30キロ圏内では、約1,000名の体制により、パトロール、搜索活動、圏内に流入する車両に対する検問、検視活動等各種活動を実施中。
- 4月7日からは、20キロ圏内で、福島県警及び警視庁機動隊が行方不明者の搜索活動を実施中。

東日本大震災（その45）
（外務省の対応）

平成 23 年 4 月 11 日
外務省緊急対策本部(14:30)

1. 外国による支援への対応

- (1) 134ヶ国・地域及び39国際機関が支援意図を表明。
援助チームの来訪（来訪ずみのもの計24ヶ国・機関）（別紙参照）
※援助チームと現場との調整等のため外務省員をリエゾンとして派遣。
- (a) 活動中：人道支援関係：1機関（WFP）
原子力関係：2ヶ国・機関（米、IAEA）
- (b) 活動終了（終了決定含む）：人道支援関係：22ヶ国・地域及び国際機関（シンガポール、独、スイス、メキシコ、英、米（原子力関係は活動中）、NZ、伊、豪、モンゴル、中、韓、露、仏、インドネシア、南ア、インド、トルコ、イスラエル（医療支援）、台湾、UNDAC、UNOCHA）
- (2) 在日米軍による協力
- (a) 福島第一原発に係る支援：消防車2台及びポンプ機5基の輸送・提供、防護服・マスク99着の提供（さらに、同種の防護服150着を追加提供予定）、ホウ素9tの輸送・提供。淡水を積載したバージ船（はしけ）2隻の提供。無人偵察機等の画像の提供。
- (b) その他：「トモダチ」作戦の下、空母・強襲揚陸艦等の艦船約20隻、ヘリ・給油機等の航空機約160機、人員計20,000名以上を投入（最大時）し、捜索・救助活動、食料・水・医薬品等の支援物資の輸送・提供活動等を実施。投入されている艦船等（含：空母）の数は減少傾向。
- (3) 豪軍による協力
豪軍の輸送機（C17）が自衛隊と連携し国内輸送を支援（3月15日～25日）。
福島第1原発の冷却に必要な特殊ポンプを豪州から緊急輸送。
- (4) 物資支援（別紙参照）
在日米軍が食料・水・医薬品等の支援物資を輸送・提供。各国・地域からの物資支援も順次行われ、4月11日時点で43の国・地域・機関からの物資が既に日本に到着し、順次被災地等へ配送されている。日本赤十字社への寄付金送金手続につき情報提供。
- (5) NGO等による協力
62ヶ国・地域から1900以上のお見舞い・支援申し出（NGO：約150、企業：約300、個人他：約1450）。数多くの米国企業から多額の義援金申し出。少なくとも16カ国・39団体が来日した模様。日本のNGOであるジャパン・プラットフォームが、海外NGO等の支援について調整機能を果たすべく、窓口を立ち上げた。

2. 在日外国人の安否確認

- (1) 外交団等：外交団及び国際機関に対し、関係連絡先、英語の情報提供サイト、原発事故関連情報等を累次周知。外交団等被害は軽微な物損のみ。在京大の自国民保護活動の円滑化の手続き等（チャーター機、車両交通等）につき国交省、警察庁等と調整支援。在京外交団等の機能移転につき情報収集（4月11日現在11公館が一時閉鎖）。
- (2) 在日外国人：各在京大より安否確認依頼情報を聴取し、とりまとめ警察庁と情報共有。今後の身元確認作業のため、3月22日及び24日、在京大使館へ説明会を実施。
- (3) 外務省関連事業：外務省招へい、JICA事業、国際交流基金事業の中国人高校生・外国人研修生の安否確認終了。JETは東北の2名死亡。
- (4) 外務省ホームページに本地震に関するサイト（日本語・英語）立ち上げ済み。3月15日より中国語、韓国語でも情報発信を開始。
- (5) 自治体への職員派遣：在日外国人対応のため岩手県及び宮城県に職員計6名を派遣（中国語専門家、岩手県3月17-23日（3名）、宮城県3月25-31日（3名））。（別途、被災地方公

共団体への国家公務員による人的支援として、岩手県宮古市へ職員4名を派遣（物資仕分けの支援等）（3月28日-31日）。

- (6) 加、英、仏、伊、スウェーデン、スペイン、ノルウェー、ベルギー、サウジアラビア、ASEAN 諸国（インドネシア、タイ、ベトナム等）、インド、パキスタン、スリランカ、バングラデシュ、豪、メキシコ、中国、モンゴル、台湾、ロシア、キルギス、カザフスタン、イラン等が安否確認、在日自国民等の保護（含む東北地方からの退避）等を実施。

3. 福島原発事案・原発事故を受けた各国の輸出入等関連措置への対応

- (1) IAEA及び米国、仏、英等との協力
一地震発生後の原子力発電所の状況等についてIAEA、米韓中に通報。3月18日に天野IAEA事務局長とともに放射線の計測に係るIAEA専門家チームが訪日。18日より福島県内を中心に、放射線計測を実施している。21日、ウィーンにて福島原発事故に関する事務局長の訪日報告を議題とするIAEA特別理事会が開催。26日、FAOとの合同による食品モニタリングに係る専門家チームが訪日し、27日以降関係自治体等との間で協議。31日、天野IAEA事務局長は、6月20日～24日にウィーンで原子力安全に関するIAEA閣僚会議開催を発表。4月1日、海洋における放射線計測に係る専門家が、また、3日及び7日沸騰水型原子炉（BWR）の専門家が訪日。4月4日から原子力安全条約検討会合のサイドイベントとしてIAEA及び日本政府共催のセミナーを開催。
一3月13日及び16日、米国原子力規制委員会の専門家が到着。15日までに米エネルギー省の専門家が到着。30日にはPNNL（太平洋北西国立研究所）の専門家2名が到着。21日には防護服1万着が到着。19日以降、仏より防護服、防護マスク、放射線測定器等原子力関連物資が到着。さらに、4月2日、英国より放射線測定器、防護マスク等原子力関連物資が到着。
- (2) WHOへの対応
放射能による健康リスクの関係で関心を有するWHOに対し、寿府代から現状及び政府の取組（下記外交団ブリーフの内容）についての情報を提供中（厚労省は国際保健規則（IHR）に基づき別途WHOに直接情報提供中）。WHOは、3月23日に在寿府の各国代表部を対象に震災の状況についてブリーフィングを開催。菅寿府代大使が我が国の状況につき説明。
- (3) 国際世論への働きかけ
一ハイレベルでの説明：3月14日のG8外相会合、日露外相会談、3月19日の日中韓外相会議、日中、日韓外相会談、4月9日の日ASEAN特別外相会議で松本大臣から直接説明。3月31日の日仏首脳会談で菅総理から直接説明。
一在外公館を通じた働きかけ：原子力発電施設をめぐる現状を更新し、全在外公館に送付（3月11日～4月2日、4月4日～4月9日）。関係者に正確な情報を発信し冷静な対応を要請。我が国からの輸入貨物に対する各国・地域の措置について調査、情報収集を行うとともに、各国政府等に対しては我が国のとった措置を始め事実関係の説明や、事実関係に基づく合理的な判断を御願いしたい旨の申し入れを実施。
一在京外交団・外国プレスへの働きかけ：ブリーフを毎日開催、関連情報を随時在京外国プレス他に向けて発信するとともに、英語版HPに掲載。特に原発事故を受けた各国の輸出入等関連措置等に関しては、各国の関係当局が科学的かつ合理的な判断に基づいて適切な対応を行うよう、関係省庁の参加の下、ブリーフィングを実施。官邸国際広報室に当省より応援職員2名を派遣中。3月31日、在京の外国企業等に対するブリーフを実施（外務・経産が協力しJETRO本部で開催）。
一関係省庁の副大臣会合を開催（3/31）。各国の輸入検査等の強化の現状とその対応策について協議。各国に対し、日本の措置につき丁寧に説明し、円滑な輸入手続の再開を働きかけていくことを申し合わせた。
一マルチの場を通じた働きかけ：3月29日のWTO貿易交渉委員会（TNC）及び30日のWTO衛生植物検疫措置の適用に関する委員会（SPS委員会）において、小田部在ジュネーブ代表部大使から、我が国のとっている措置について説明するとともに、各国の冷静な対応を呼びかけ。
- (4) 退避者等の受入

取扱注意

JICA 施設（二本松市。福島第一原発より 50km 強）にて原発退避者等 235 名を受入れ（4 月 11 日午前現在）。JICA 本部からも応援要員 3 名、及び青年海外協力隊員有志 5 名を派遣。

4. 会談

(1) 電話会談

*** 実施済み**

首脳：日米（3/12, 17 早朝, 30 午前）、日韓（3/13）、日豪（3/13）、日 NZ（3/14）、日露（3/14）、
国連事務総長（3/16）、日仏（3/18）、日 EU（3/22）、日印（3/23）、日英（3/24）、日独（3/30）、
日 EU（4/4）

外相：日英（3/11, 12）、日米（3/12, 23）、日豪（3/12）、日 NZ（3/13）、日ブラジル（3/17）日インド
ネシア（3/22）

(2) 会談

*** 実施済み**

首脳：日仏（3/31）

外相：日露（3/14）、日米（3/15）、日中韓・日中・日韓（3/19）、日独（4/2）、日 ASEAN・日インドネ
シア・日タイ・日カンボジア・日フィリピン（4/9）、日アルゼンチン（4/11）

（了）

諸外国・地域・国際機関からの救助チーム・専門家チーム等受入れ日程一覧

撤収済・撤収中のものは☆

平成23年4月11日現在

国・地域名	チーム構成	到着日	到着先	活動地(撤収日を含む)
☆ 韓国	①救助犬2匹、スタッフ(隊長、救助犬オペレーター等)5名 ②救助隊102名 両チームは、②が仙台に到着した14日夜に合流。	①3月12日 ②3月14日	①羽田空港→宮城 ②成田空港→福島空港→宮城	宮城県仙台市(3月23日撤収)
☆ シンガポール	スタッフ 5名 救助犬 5匹	3月12日	成田空港	福島県相馬市(3月15日撤収)
☆ ドイツ	レスキュー隊員41名、救助犬3匹	3月13日	成田空港	宮城県南三陸町(3月15日撤収)
☆ スイス	レスキュー隊員27名 救助犬9匹	3月13日	成田空港	宮城県南三陸町(3月16日撤収)
☆ 米国	人道支援関係 レスキューチーム144人 ・フェアファックス(USAR)チーム ・ロザンゼルス(USAR)チーム ・各チーム救助犬を含む	3月13日	三沢基地	岩手県大船渡市、釜石市(3月19日撤収)
	原子力関係 原子力規制委員会専門家11名、米エネルギー省34名及び PNNL2名	①3月13日(2名)、3月16日(8名) ②米エネルギー省(3月15日まで) ③PNNL(3月30日)	成田空港 横田基地など	東京、横田、福島県など
☆ 中国	レスキュー隊員15名	3月13日	羽田	岩手県大船渡市(3月20日撤収)
☆ 英国	レスキュー関係者 69名、プレス8名、救助犬2匹	3月13日	三沢基地	岩手県大船渡市、釜石市(3月17日撤収)
☆ ニュージーランド	①先遣隊7名 ②レスキュー隊(S&R)隊員45名	①3月13日 ②3月14日	①成田 ②成田	宮城県南三陸町(3月18日撤収)
☆ 国連	UNDAC 災害調整専門家7名	3月13~14日	成田	JICA東京(3月23日撤収)
	UNOCHA 災害調整専門家3名	3月13~14日	成田	JICA東京(UNDACチームを引き継ぎUNOCHA職員3名が活動、4月2日撤収)
☆ メキシコ	レスキュー関係者12名、救助犬6匹	3月14日	成田空港	宮城県名取市(3月17日撤収)
☆ オーストラリア	①救急隊員75名 ②救助犬2匹	3月14日	横田基地	宮城県南三陸町(3月19日撤収)

諸外国・地域・国際機関からの救助チーム・専門家チーム等受入れ日程一覧

撤収済・撤収中のものは☆

平成23年4月11日現在

国・地域名	チーム構成	到着日	到着先	活動地(撤収日を含む)
☆ フランス	レスキュー関係者 134名 (モナコ人11名を含む)	3月14日	羽田 →3月15日16時仙台到着済	宮城県名取市、青森県八戸市(3月23日撤収)
☆ 台湾	レスキュー隊員28名	3月14日	羽田	宮城県名取市、岩沼市(3月18日撤収)
☆ ロシア	第1陣:75名 第2陣:約80名	第1陣:3月14日 第2陣:3月16日	第1陣:成田(50名)、福島(25名) 第2陣:成田	宮城県石巻市(3月18日新潟に撤収。同22日新潟から帰国。)
☆ モンゴル	レスキュー隊員12名	3月15日	成田	宮城県名取市、岩沼市(3月19日撤収)
国連世界食糧計画(WFP)	物流支援要員14名(可動式倉庫設営、ニーズ調査)	3月15日~	成田	東京、宮城、岩手
☆ イタリア	調査ミッション6名(捜査救助、原子力安全等専門家、犬はなし)	3月16日	成田	東京都内で調査(3月21日までに全員帰国)
☆ インドネシア	11名(レスキュー)、4名(事務員、メディカル)	3月18日	成田	気仙沼、塩釜、石巻などの避難所にて自国民の安否確認を含む人道支援活動(3月23日撤収)。同27日に全員帰国。
☆ 南アフリカ	救助隊員45名	3月18日	成田	宮城県岩沼市、名取市、石巻市、多賀城市(3月25日撤収)
IAEA	放射線計測専門家チーム(のべ16名+1名(海洋における放射線計測に係る専門家))+IAEA国際支援調整官1名	3月18日~	成田	東京近辺、福島県内
	☆ 食品モニタリング専門家チーム(3名:FAO職員1名を含む)	3月26日	成田	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、東京(4月1日撤収)
	沸騰水型原子炉(BWR)専門家3名	4月3日(2名)、7日(1名)	成田	東京、福島県
☆ トルコ	救助隊32名	3月19日	成田	拠点:宮城県利府町 活動地:宮城県多賀城市、石巻市雄勝町、宮城県七ヶ浜町等(4月8日撤収)
☆ イスラエル	医療支援チーム53名	3月27日	成田	拠点:宮城県栗原市 活動地:宮城県南三陸町(4月10日撤収)
☆ インド	支援隊46名	3月28日	成田	拠点:宮城県利府町 活動地:宮城県女川町(4月6日撤収)

諸外国等からの物資支援実績一覧

2011年4月11日
外務省

国・地域・機関	物資内容	日本への受入れ日	受入れ場所
米国	米国防務省から緊急物資(寝袋、簡易ベッド、石油ストーブ、灯油等)、放射線防護服1万着、米軍から物資約200トンの配布を含む貨物約3100トンの輸送、消防車2台、ポンプ3機、核・生物・化学兵器対処用防護服99セット、ボウ素約10トン、大型放水用ポンプ1式、バージ船による淡水輸送。その他、放射線検査計30,500枚。	随時	各地
国連児童基金(ユニセフ)	水(約4万本)、子供用下着(20万枚)、おもちゃ、ぬいぐるみ、教育キット、レクリエーションキット、絵本、通学靴(文房具入り)	随時	宮城県 岩手県 福島県
中国	12人用テント500張、8人用テント400張、毛布2,000枚、手援け式応急灯200個	3月14日	宮城県
	水(6万本)、使い捨てゴム手袋(325万組)	3月28日	茨城県 宮城県他
	仮設トイレ60個、厚手ゴム手袋1万組、スニーカー2.5万足	3月31日	宮城県
	ガソリン1万トン	4月2日	各地
	ディーゼル油1万トン	4月3日	各地
香港	食料(缶詰約2万個)	4月9日	福島県
台湾	発電機500台、毛布725箱、寝袋1,689箱、スリーピングマット236箱、衣類(防寒着等を含む)3,421箱、食品16.5トン、ストーブ900台、マスク54箱、カイロ150箱	3月14日 ~21日	宮城県 福島県 岩手県
モンゴル	毛布(約2,500枚)、セーター・靴下等の防寒衣(計約800着・足)	3月14日 ~15日	宮城県
インド	毛布(28,740枚)	3月18日 ~30日	栃木県他
	水(750ml×約1.3万(約10トン分))	3月23日	宮城県
	バスケット(約10トン)	3月28日	宮城県
カナダ	毛布(約2.5万枚)、放射線計測機154台、放射線検査計5005台	3月17日 4月6日	宮城県 山形県 神奈川県 福島県他
タイ	毛布(約2万枚)	3月17日	栃木県 山形県他
	サバイバルキット(500個)、寝袋(1,000セット)、缶詰(約2.8万個)、ラーメン(2.8万食)、懐中電灯(約130個)	3月18日 ~28日	岩手県 宮城県(県及び石巻市) 福島県
	懐中電灯(約400個)		埼玉県 東京都
	水(1.5L×約9,000本)		茨城県
	防寒具(420箱)、缶詰(17箱)、サバイバルキット600セット、水(500ml×4.8万本)、ラーメン252食		岩手県(県及び大船渡市)
毛布(18,000枚)	岩手県 福島県 東京都		
ウクライナ	毛布(2,000枚)	3月17日	栃木県
国際電気通信連合(ITU)	衛星移動通信端末等の貸与(152台)	3月17日 ~22日	岩手県 宮城県他
インドネシア	毛布(約10,000枚)	3月18日 ~20日	岩手県 山形県 埼玉県
キルギス	水(ミネラルウォーター約2.5トン)	3月18日	宮城県

フランス	毛布(8,000枚)	3月18日	山形県	
	毛布(8,970枚)、マスク(97万2千枚)、防護服・防護マスク(約2万着)、放射線計測機(250個)、ポンプ10台、発電機5台、コンプレッサー5台、環境測定車2台、環境測定検査車1台、医薬品5トン、消毒用アルコール12トン、食料品10トン、水(0.5L×10万800本)	3月25日	岩手県 宮城県 福島県 茨城県 他	
	防護服(1,000着)	4月6日	防衛省	
シンガポール	毛布(4,350枚)、水(0.5L×1万本、1.5L×1万本)、マットレス(200個)、ボリタンク(20L×3,000個)、非常食(4,400食)	3月19日	宮城県	
韓国	毛布(6,000枚)、水(100トン)	3月19日	福島県	
	食料(レトルト焼餅(30,000個)、チョコパイ(12,000袋)、ラーメン(128,024袋)等)、長靴(4,000足)、ゴム手袋(12,000個)、ペットボトル茶(14,000本)	3月27日	宮城県	
	水(480トン)、海苔、レトルトご飯	4月2日	宮城県	
	マスク(2万個)、石けん(2万個)、作業用手袋(3,500組)、レトルト炊き込み御飯(2,800食)	4月5日	岩手県	
ロシア	毛布(1.72万枚)、水(3.6トン)	3月19日	宮城県	
コロンビア	水、黒砂糖、食料、調味料、トイレットペーパー等	3月22日	宮城県	
ウズベキスタン	テント200点、毛布2,000枚、防寒長靴2,000足	3月23日	福島県 宮城県	
イラン	缶詰5万個(ツナ及びインゲン豆:各2.5万個)	3月24日 3月31日	宮城県	
EU	オランダ	マットレス(1,998台)	3月24日	茨城県
	デンマーク	毛布(23,310枚)	3月24日 3月29日	茨城県 栃木県
	リトアニア	毛布(2,000枚)、寝袋(300点)	3月24日	茨城県
	フィンランド	放射線計測モニター(50台)	4月5日	茨城県
	ハンガリー	食料品(カップラーメン(39,884食)、缶詰(8,640個)、チョコパイ(27,000個)、チョコかけアップルチップ(28,800袋)(合計16.7トン分))	4月6日	宮城県
	スウェーデン	履外作業用手袋(10,000点)、ゴムブーツ(296足)		
	スロバキア	衣料品(Tシャツ(1,000点)、ズボン(1,000点)、シャツ(1,000点)、プルオーバー(1,000点))、靴(1,000足)、寝袋(112点)、テント(14張)		
ベネズエラ	毛布(5トン)、缶詰(1,180箱)、水(約2.8トン)	3月24日	福島県 宮城県	
マレーシア	食料品パック(約2,000個)	3月24日	宮城県	
国連世界食糧計画(WFP)	栄養強化ビスケット(50万個) 可動式倉庫20基、プレハブ20棟 各国等からの支援物資(毛布、食料等)の国内輸送を実施。	3月24日 3月25日	宮城県(県及び石巻市)	
フィリピン	食料品パック(1,500個)、カップめん(12,000個)、パスタ(1,000枚)、マット(1,000枚)、防護マスク(8,000枚)	3月25日	宮城県 岩手県	
パキスタン	水(1.5L×500本)	3月26日	岩手県	
	常温保存可能牛乳パック(8トン)、高カロリービスケット(13.5トン)		宮城県	
ネパール	毛布(5,000枚)	3月26日 3月27日	埼玉県	
イスラエル	携帯トイレ(150個)、手袋(8,290組)、アクリルフリース毛布(6,000枚)、コート(1万着)	3月27日	福島県	
メキシコ	保存食料(約8.4トン)、衛生物品セット(約3.4トン)、水(約6.8トン)	3月27日	宮城県 茨城県	

英国	水(約100トン)	3月29日	茨城県
	放射線計測機、個人検量計、ヨウ素吸着マスク、ヨウ素吸着用缶、防護服、防護フード等	4月2日	調整中 (一部福島県)
国連難民高等 弁務官事務所 (UNHCR)	ソーラーランプ(1,794個)	3月29日	宮城県
バングラデ シュ	毛布(2,000枚)、ゴム長靴(500足)、ゴム手袋(1,000組)	3月31日	新潟県 宮城県
トルコ	毛布、シーツ(5,000枚)、ツナ缶(約49,000個)、ウズラ豆缶(約20,000個)、水(18.5トン)	4月4日	東京都 福島県 宮城県
ウルグアイ	コンビーフ缶(4,600缶)	4月4日	宮城県
グアテマラ	食料(缶詰、クラッカー等)、栄養ドリンク、水(600ml×10,000本)	4月8日	宮城県 茨城県 神奈川県
タンザニア	インスタントコーヒー	在京大が本邦で 購入	宮城県

※本表は、外国政府等から提供された物資支援及び義捐金・義捐金の提供をまとめたもの。
 ※諸外国等からの物資支援の希望については、被災者生活支援特別対策本部事務局等における被災地のニーズとの調整を踏まえ、受入れ作業を順次進めている。

東日本大震災への対応について

平成23年4月11日

厚生労働省

災害救助法の適用について

(1) 災害救助法

- 災害に際して、応急的に、必要な救助を行うもの。

(2) 災害救助法の適用

- 宮城県全35市町村、岩手県全34市町村、福島県全59市町村等に災害救助法を適用。
- 岩手県、宮城県、福島県の3県に当面の救助費計301億円を支出。
(決定3/28、交付3/29)

(3) 災害救助法の弾力運用

- 被災地でない都道府県が避難所や応急仮設住宅を設置した場合や旅館やホテルを借り上げた場合でも相当な経費を国庫負担(被災自治体の財政力に応じ、最大9割)。

被災地における医療支援について①

(1) 被災地における医療の現状

- 地震が発生して3週間程度が経過し、求められる医療の内容は災害時の救急医療から慢性疾患対応を中心とするものに変化。

＜宮城県・福島県・岩手県の災害拠点病院の診療体制＞（4月7日11時00分現在）

宮城県 14病院のうち、入院制限なし13病院、外来制限なし 11病院
福島県 8病院のうち、入院制限なし 7病院、外来制限なし 7病院
岩手県 11病院のうち、入院制限なし10病院、外来制限なし 10病院

(2) 医療保険制度による対応

- 氏名、生年月日等を申し出ることによって被保険者証なしで医療機関を受診することが可能。
- 被災地にお住まいで生活にお困りの方は、医療機関での窓口負担を免除。（震災後に他の市町村に移った方も同様）

被災地における医療支援について②

(3) 医療スタッフの派遣

- 日本医師会等の関係団体に対し、被災地への医師等の派遣を依頼。124チーム(575人)が活動中。
- 全国の自治体の保健師等の被災地への派遣を調整。132チーム(436人)が活動中。
- 精神科医、看護師等から構成される「心のケアチーム」の被災地への派遣の調整。28チーム(142人)が活動中。

(4) 入院患者等の福島県外等への搬送

- 屋内退避指示が出ている福島第一原発20～30km圏内の病院・介護施設等の患者・入居者(約1,700人)について、福島県と協力都県間のマッチングを行い、搬送手続を実施。
 - ・ 6病院、約700人の搬送終了(3月21日)、18施設、約980人の搬送終了(3月22日)

被災地における感染症対策について

(1) 感染症予防に係る注意喚起

- 被災者に対して、手洗いの徹底、トイレの衛生管理、発熱者への対応等について留意する旨の注意喚起。
- 被災地での感染症流行防止を含め、健康管理等の留意事項を都道府県に対して、周知を依頼。
- 国立感染症研究所の専門家チームを現地に派遣し、現地の課題等について調査を実施。

(2) 感染症予防に必要な医薬品等の確保

- 抗インフルエンザウイルス薬に関し、新型インフルエンザ対策のための都道府県が備蓄している「行政備蓄用タミフル・リレンザ」について、避難所生活をしている被災者のインフルエンザ罹患予防及び治療用として使用できることとした。

※ 岩手県、宮城県、福島県においては、必要数量を管内の保健所に分配済み。

被災地における介護支援について

(1) 介護職員等の被災地への派遣

- 全国の都道府県等に対し、被災地の社会福祉施設等への介護職員を依頼。派遣可能人数は8,203人

<派遣状況> 実績:439人 (岩手県127人、宮城県193人、福島県119人) (4月7日現在)

(2) 要援護者の被災地からの受入

- 全国の都道府県に対し、被災地の要援護者の社会福祉施設等への受入れ依頼。

<受入状況> 実績:1,459人 (岩手県227人、宮城県941人、福島県291人) (4月7日現在)

このほか福島第一原子力発電所事故に伴う退避者(介護施設等入所者)の受入れ 約1,500人

(3) 介護保険制度による対応

- 氏名、生年月日等を申し出ることによって被保険者証なしで介護サービスを利用することが可能。
- 現在、要介護認定を受けていない被保険者も、市町村の判断により介護サービスを受けることが可能。

被災地における子ども達へのケアについて

(1) 児童福祉関係職員等の被災地への派遣

- 全国の都道府県等に対し、被災地の避難所や児童相談所等への児童福祉関係職員（保育士、児童福祉司、児童心理司等）の派遣を依頼。派遣可能人数は396人

<派遣状況> 実績：岩手県17人、宮城県33人

(2) 要援護児童の被災地からの受入

- 全国の都道府県等に対し、被災地だけではなく広域的な対応も調整できるように里親や児童福祉施設等への受入れ依頼。受入可能人数は7,148人

被災地における水道について

(1) 水道における被害状況

○ 8県で少なくとも14万戸の断水被害が生じている状況。これまでに復旧した総数は202万戸。

※なお、4月7日の余震により、8日時点で、6県で少なくとも11万戸の追加の断水被害が発生。

(2) 応急給水・復旧への対応

○ 給水車の派遣要請に対し、全国413の水道事業者において合計553台を確保。現在244台派遣し、応急給水を実施中。

※宮城県143台、岩手県63台、栃木県7台、茨城県 2台、福島県27台、千葉県2台(合計244台派遣)

○ 水道施設の復旧作業を迅速に進めるため、関係者で構成する東日本大震災水道復旧対策特別本部を設置(3/20,3/26,4/5に開催)。

(主な構成団体・機関)

日本水道協会、全日本水道労働組合、全日本自治団体労働組合、厚生労働省 等

○ 日本水道協会工務部及び各都市の技術職員を被災県に担当割りし、断水調査、応急復旧計画の策定等を行う。なお、一部市町村においては、復旧計画を策定し、復旧工事に着手。

被災地における医薬品・物資調達について

(1) 医薬品の搬送

- 避難所に対する医療用医薬品の供給については、各県集積地に搬送し、各県の実情に応じ県薬剤師会等の協力により、避難所に搬入。
- 一般用医薬品については、各県集積地に搬送し、生活物資と併せるなどして避難所へ搬入。

(2) 物資の搬送

- 日本生協連は、被災者支援のための緊急支援物資を配送。被災県の各生協に水・食料・毛布等を約602万点を提供。
- いわて生協、宮城生協などは、被災地で炊き出しなど食事提供。
- 各地の生協は、被災地現地での物資搬送等のためのガソリン31kℓ、軽油104kℓ、灯油38kℓをタンクローリーで提供。

原発事故への対応について①

(1) 健康相談について

- 放射線に関する健康相談について、都道府県等の保健所に対し、相談窓口を設置するよう依頼するとともに、一般人向けQ&Aを周知。

(2) 医療チームの派遣

- 福島県からの要請を受け、被ばく不安解消のためのスクリーニング対応医師等の派遣。9チーム(29人)が活動中。

(3) 入院患者等の福島県外等への搬送

- 屋内退避指示が出ている20～30km圏内の病院・老健施設等の患者・入居者(約1,700人)について、福島県と協力都県間のマッチングを行い、搬送手続を実施。

- ・ 6病院、約700人の搬送終了(3月21日)、18施設、約980人の搬送終了(3月22日)

原発事故への対応について②

(4) 食品中の放射性物質検査

- 原子力安全委員会により示されていた「飲食物の摂取制限に関する指標」を食品衛生法上の暫定規制値とし、これを上回る食品については食用に供されることのないよう措置。
- 魚介類から放射性ヨウ素が相当程度検出されたことから、魚介類に対する放射性ヨウ素の暫定規制値を設定。

・検査件数 1269件、規制値超過件数169件(4月10日現在)

<参考>原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限・摂取制限 (原子力災害対策本部長指示)

(4月10日現在)

(1) 出荷制限

【福島県】原乳(一部地域)、非結球性葉菜類、結球性葉菜類、アブラナ科の花蕾類、カブ

【茨城県】ハウレンソウ、カキナ、パセリ 【栃木県】ハウレンソウ、カキナ

【千葉県(一部地域)】ハウレンソウ、シュンギク、チンゲンサイ、サンチュ、パセリ、セルリー

(2) 摂取制限

【福島県】非結球性葉菜類、結球性葉菜類、アブラナ科の花蕾類

原発事故への対応について③

(5) 水道水中の放射性物質への対応

○ 水道水中の放射性物質の

指標等

- 放射性ヨウ素300Bq/kg(乳児の摂取は100Bq/kg)
- 放射性セシウム200Bq/kg

を超過した時には、厚生労働省より、水道事業者に対して、水道水の摂取制限及び広報を要請。

(6) 水道水のモニタリング方針

○ 福島県を中心に、東北・関東一円において、水道水の検査を継続的かつ定期的に実施。

➡ 厚生労働省において調査結果を収集し、公表。

○ 摂取制限実施・解除の目安について、直近3日分の検査結果の平均値等に基づき判断するよう明確化。

被災地における年金制度の支援について

(1) 被災地における年金保険料の納付期限の延長、免除等

- 厚生年金保険料の納付期限の延長及び猶予を行うとともに、延長期間中の口座振替を停止する旨の通知を发出。
- 国民年金保険料について、申請に基づく災害時の保険料免除が可能である旨の通知を发出。

(2) 企業年金の掛金等の納付期限の延長等

- 厚生年金基金や国民年金基金の掛金等の納付の期限延長及び猶予を行う旨の通知を发出。

(3) 年金相談への対応

- 日本年金機構の年金事務所等の職員による被災地における出張巡回相談の実施。
- 日本年金機構において「被災者専用フリーダイヤル」を開設(平成23年4月11日～)。

御遺体の円滑な埋火葬を図るための対策について

(1) 埋火葬手続の特例措置

○ 円滑な埋火葬を図るため、埋火葬手続の特例措置を講じた(3月14日)。

(特例措置の内容)

- ①死亡届出受理市町村以外の市町村でも埋火葬の許可が可能。
- ②市町村の許可がなくとも、墓地・火葬場の管理者により埋火葬が可能(死亡診断書等の確認が必要)。

(2) 民間事業者の活用推進

○ 被災者の救援等の民生支援に自衛隊が十分取り組めるようにするため、民間事業者の活用を推進。

- ①御遺体の墓地・火葬場までの搬送や墓穴の掘削等について、自治体に対して、民間事業者の活用を要請(民間団体にも協力依頼。3月22日)。
- ②本省職員を現地に派遣し、関係者間の連絡調整や協議を実施(3月25日～)。
- ③関係省庁会議を設置し、情報や課題を共有(4月1日)。

➡ 現在では、自衛隊が御遺体の搬送等を行っている自治体はない。

※埋葬を実施しているすべての自治体(6市町)が民間事業者を活用。

近隣県や関東の都県でも火葬について協力。

避難所における取組について

(1) ワンストップサービス

- 避難所生活を余儀なくされている方々の生活支援に幅広く対応するため、福祉・くらし・年金の相談、雇用・労働の相談等を、労働局、社会福祉協議会及び年金事務所等の職員が避難所等で共同で行うワンストップサービスを実施。

<実施状況> 避難所15箇所で実施(4月8日現在)

(2) 「生活支援ニュース」の配布

- 被災された方向けに、健康維持や生活支援、仕事探しなどのための情報を掲載した「生活支援ニュース」を発行し、避難所等に配布。

義援金について

(1) 義援金配分割合決定委員会(日赤等が設置。厚労省が協力)

○ 日本赤十字社等に寄せられた、東日本大震災に係る義援金を被災都道県等に配分するため、4月8日に発足。

被災者生活支援特別対策本部からの依頼に基づき、厚生労働省がこれに協力。

○ 第1回会合(4月8日)で、第1次の各都道県への配分が決定された。

(第1次配分割合)

死亡・行方不明者	1人当たり	35万円
住宅全壊(焼)	1戸当たり	35万円
住宅半壊(焼)	1戸当たり	18万円
原発避難指示・屋内退避指示圏域の世帯	1世帯当たり	35万円

(2) 今後について

○ 今後、被災都道県は速やかに配分委員会を設けて正式決定し、義援金が被災者に配分されることとなるが、事務処理体制、県外避難者への周知、行方不明者確認等の様々な課題があり、各地での体制づくりと関係府省の協力も必要。

東日本大震災における緊急の雇用労働対策について

雇用保険（震災被害者への失業手当の特例支給）

- 事業所が災害を受けたことにより休止・廃止したために、休業を余儀なくされ、賃金が支払われない場合、実際に離職していなくても失業手当を受給できる特例を実施（休業）
- 災害救助法の指定地域にある事業所が災害により事業が休止・廃止したために、一時的に離職を余儀なくされた方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業手当を受給できる特例を実施（離職）
- 交通の途絶や遠隔地への避難などにより住居地を管轄するハローワークに来所できないときは、来所可能なハローワークで失業給付の受給手続きを可能とした。
- 厚労省の地震関連情報のHPで周知しているほか、岩手、宮城、福島等の労働局でも周知（岩手、宮城、福島労働局における相談件数：約5,200件（4月7日現在））

職業紹介

- 就職活動を開始する被災者が増えてくると考えられることから、ハローワークが全国ネットワークを活用し、次のような職業紹介を実施
 - (1) 被災者ニーズの把握 ～ 避難所等におけるアンケート等により就職ニーズを把握
 - (2) 出張相談の実施 ～ ハローワークから避難所等へ出向き、多様な就業形態(※)に関する職業相談、雇用保険の手続きの相談等、労働相談、メンタルヘルス相談等を実施
 ※ 即時就労可能な求人、社宅付き求人、出稼求人、シルバー人材センター等
 - (3) 広域職業紹介の実施 ～ 全国の求人情報が検索できるシステムによる広域的な職業紹介の実施。職業転換給付金制度（「広域求職活動費（面接旅費）」「移転費（転居費）」の支給）の活用
 - (4) 被災者の雇い入れを行う求人の確保 ～ 全国のハローワークにおいて寮・社宅付き求人を確保
 - (5) 東北の被災者のため、大都市圏等において合同求人面接会を開催
- 民間の職業紹介会社等が、避難所等での被災した求職者に対して行う職業紹介を容易に実施できるよう要件を緩和

雇用調整助成金

- 雇用調整助成金の活用促進に向けたQ&Aを作成するとともに、活用事例を休業時の賃金等の扱いと併せて事業主に周知
- 青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野、の9県の災害救助法適用地域に所在する事業所の事業主について、以下の①から③の特例を設ける。また、これらの地域に所在する事業所等と一定規模以上の経済的関係を有する事業所や、計画停電の実施地域に所在し、計画停電により事業活動が縮小した事業所についても以下の①、②の特例を適用。

【特例の内容】

- ① 事業活動縮小の確認期間の短縮(3か月 → 1か月)
- ② 生産量等が減少見込みの場合でも申請を可能に
- ③ 計画届の事後提出を可能にするとともに、3月11日まで遡及して助成
- 申請関係書類の提出が困難な事業主には申立書等による代替を認めるなどできる限り手続きの簡素化を図る。
- 関係省庁並びに災害救助法適用地域及び計画停電実施地域の事業主団体に対して、雇用調整助成金の活用促進についての周知を依頼
- 震災に係る雇用調整助成金関係の相談件数（3月18日現在）
約3,800件（うち5県の災害救助法適用地域の事業主からの相談件数 約1,000件）

地元優先雇用への取り組み

地元の被災した方々の雇用を確保するため、

- 当面の復旧事業については、適切な地域要件の設定等により、地域の建設企業の受注の確保を推進する(地方公共団体についても同様の取組を求める)
- 復旧事業等の求人をハローワークに提出するよう民間事業者に求める
- 重点分野雇用創造事業の「震災対応分野」として行う事業については、被災した方々を雇用

被災した離職者を対象とした雇入れ助成金の創設

○特定求職者雇用開発助成金

被災した離職者を対象にした雇入れ助成金（特定求職者雇用開発助成金（大企業50万円、中小企業90万円））によりインセンティブを付与して地元の方を紹介する。（補正予算成立後に実施）

○実習型雇用支援事業

被災地の企業において、被災地に居住するフリーターなどの求職者及び被災地の事業所を離職した求職者を雇用する場合、トライアル雇用である本事業の対象とし、地元での雇用を促進する。（試行雇用1人につき月額10万円（最大6ヶ月）、その後正規雇用化した場合は6ヶ月ごとに50万円（2回））

雇用創出基金事業

- 東日本大震災により仕事を失われた方々の雇用の場を早急に確保するため、雇用創出のための基金事業（重点分野雇用創造事業、緊急雇用創出事業）の要件緩和を実施

（4月5日より）

◆ 重点分野雇用創造事業

- 対象分野に「震災対応分野」を追加するとともに、雇用期間の複数回更新を可能とする。
- 都道府県又は市町村の臨時職員等として雇用し、以下のような事業を実施することが可能。
（企業、NPO等への委託による実施も可能。）

- ・ 避難所や被災地域の治安確保のためのパトロールを行う事業
- ・ 避難所での子どもの一時的預かり、高齢者宅の片付け支援を行う事業
- ・ 被災地域の環境美化、まちづくりのための植栽を行う事業

◆ 緊急雇用創出事業

- 雇用期間の複数回更新を可能とする。

<岩手県>

義援金の受付、支援物資の仕分け、自宅にいる被災者の現況確認のための臨時職員の雇用などに活用することとし、4月7日付けで59人の求人をハローワークに登録

※ 災害救助法において全域が対象となっている3県への交付状況（重点分野雇用創造事業及び緊急雇用創出事業）

※ 残額：交付額から22年度までの見込み額を差し引いた額

・岩手県	交付額:138.2億円	残額: 51.4億円
・宮城県	交付額:156.0億円	残額: 59.6億円
・福島県	交付額:187.7億円	残額: 81.9億円
・全国	交付額:8,000億円	残額:3621.4億円

新卒者

- 内定取消しを防止するため、新入社員を当面の間、休業させる場合の雇用調整助成金の適用（「雇用保険被保険者期間6か月以上」要件の適用除外を活用）
- 厚生労働大臣及び文部科学大臣から、以下の内容について主要経済団体等（258団体）に要請（3月22日）
 - ・採用内定を出した新卒者を可能な限り入社できるよう、また、予定期日に入社できるよう努力すること
 - ・被災地の学生の入社時期やエントリーシートの提出締切等について柔軟に対応すること
 - ・震災により採用内定取消しにあった学生の採用に協力すること（求人提出など）さらに、民間就職情報サイトへも東北地方の内定取消しにあった学生を積極採用する事業所の特集などを組むこと等について要請（3月22日）
- 全国の新卒応援ハローワーク等に「学生等震災特別相談窓口」等を設置し、採用内定取消しなどを受けた方等への相談や就職支援を実施。（3月28日）
- ハローワーク紹介により、「被災地」の卒業後3年以内既卒者を採用する事業主に対する奨励金について、支給金額の拡充・要件緩和を実施。（4月6日）
 - ・「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」：被災地に居住する3年以内未就職既卒者が対象の場合は、トライアル雇用後の正規雇用で雇い入れに対する奨励金額を50万円から60万円に拡充。
 - ・「3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金」：被災地に居住する3年以内未就職既卒者が対象の場合は、100万円（1事業所1人限り）を120万円（1事業所10人限り）に拡充・緩和。
- 被災した学生を受け入れる求人の確保・ジョブサポーターによるマンツーマン支援や広域職業紹介を実施。

「日本はひとつ」ハローワークプロジェクト

(1) 被災地におけるマッチング機能強化

○「日本はひとつ」しごと協議会の創設

都道府県労働局が中心となり、自治体、国の出先機関、関係団体による協議会を都道府県単位で設置。

そして、

- ・復旧事業の受注企業等の情報収集やとりまとめ
 - ・被災した方々、被災地の企業、資財の優先的な雇用・活用
 - ・復旧事業の求人のハローワークへの提出
- を地域レベルで合意し、推進していく。

○「日本はひとつ」ハローワーク機能の拡大

- ・様々な機関とのネットワークの構築
- ・農林漁業者、自営業者に対する支援
- ・避難所へのきめ細かな出張相談
- ・職業訓練の機動的な拡充・実施

○被災地域の就労支援等

- ・被災者向けの合同企業説明会の開催
- ・業界団体等に要請し、被災者の受入に積極的な企業を発掘

(2) 被災地以外におけるマッチング機能強化

- ・住居の確保・地元生活情報の提供
- ・農林漁業者、自営業者などの就業機会の確保

「日本はひとつ」しごとプロジェクト フェーズ1 (第1段階)

～日本中が一つとなって、あなたのしごとと暮らしを支えます～ (被災者等就労支援・雇用創出推進会議第1段階とりまとめ)

1. 基本的対処方針

- ① 復旧事業などによる被災した方々への就労機会の創出、被災地企業、資材の活用
- ② 被災した方々や地元の意向を十分踏まえつつ、希望する被災者が被災地以外の地域に就労可能にしていくことなどにより、被災した方々のしごとと暮らしを、いわば日本中が一つとなって支えていく。

2. 当面の緊急総合対策

復旧事業等による確実な雇用創出

○復旧事業の推進

- ・インフラ復旧、がれきの撤去、仮設住宅の建設被災住宅の補修・再建

◎重点分野雇用創造事業と緊急雇用創出事業の拡充

- ・「震災対応分野」を重点分野雇用創造事業の対象に追加
- ・雇用期間の1年の制限を廃止

◎地元優先雇用への取組

- ・当面の復旧事業における地域の建設企業の受注確保を推進
- ・ハローワークへの復旧事業の求人提出を民間事業者に要請
- ・被災離職者を対象にした雇入れ助成金によるインセンティブ付与

被災した方々としごととのマッチング体制の構築

(1) 被災地におけるマッチング機能強化

○「日本はひとつ」しごと協議会の創設

都道府県労働局が中心となり、自治体、国の出先機関、関係団体による協議会を都道府県単位で設置

○「日本はひとつ」ハローワーク機能の拡大

- ・避難所へのきめ細かな出張相談
- ・農林漁業者、自営業者に対する支援
- ・職業訓練の機動的な拡充・実施

○被災地域の就労支援等

- ・被災者向けの合同企業説明会の開催
- ・業界団体等に要請し、被災者の受入に積極的な企業を発掘

(2) 被災地以外におけるマッチング機能強化

- ・住居の確保・地元生活情報の提供
- ・農林漁業者、自営業者などの就業機会の確保

被災した方々の雇用の維持・確保

◎雇用調整助成金の拡充

- ・5県の特例をさらに必要な地域に拡大
- ・被災地の事業所との取引関係が緊密な被災地外の事業所・計画停電の影響を受けた事業所に新たな特例措置

○中小企業者等の経営再建支援

○新卒者の内定取消しの防止等

- ・被災新卒者内定取消し防止作戦の実施
- ・奨励金の拡充による被災学生などへの就職支援

・重点分野雇用創造事業等を活用した自治体による雇用

・被災地域の新卒者等を雇用する企業の発掘・公表

○解雇・雇止め・派遣切りへの対応

3. 効果的な広報による被災者の方々への確実な周知

雇用促進住宅

○ 雇用促進住宅の活用状況等（4月7日現在（速報値））

雇用促進住宅利用可能戸数

	利用可能戸数	確保済戸数	入居決定戸数
岩手県	2,334(241)	367	109
宮城県	687(46)	283	45
福島県	574(35)	999	265
3県以外の 都道府県	35,892(12,792)	2,266	816
全国計	39,487(13,114)	3,915	1,235

(注1) () 内は即時入居可能な戸数。それ以外は入居までに、原則2～3週間程度、修繕が必要となる。

(注2) 公営住宅等の延べ提供可能戸数は、公営住宅等：20,033戸、UR賃貸住宅：2,585戸、国家公務員宿舎等：9,521戸となっている（国土交通省住宅局（4月4日時点））。

(注3) 確保済戸数：市町村災害対策本部等によって確保されている戸数（利用可能戸数には含まれない）

○ 被災された方々に対する雇用促進住宅の提供の取組

- ・ 緊急避難の方々に雇用促進住宅を一時入居先として提供できるよう、（独）雇用・能力開発機構に要請。併せて、自治体からの要望に応じ緊急避難場所として活用することを同機構に要請
- ・ 福島第一原子力発電所周辺の自主避難を含む避難者に対する支援については、その事情を十分考慮して対応するよう同機構に要請
- ・ 雇用促進住宅の一時入居先としての提供期限について、原則、平成23年9月末日までとしていたが、被災者が希望する場合には6か月ごとに最長2年（平成25年3月末日）まで更新可能とした。

○ 家賃、敷金は無料。

○ 引き続き、被災した地域においては、使用できる住宅の被災者の受入手続きを進めるとともにライフライン等の壊れた住戸についても、修繕等の実施により復旧に努力。



管理事務所で入居手續の説明を受ける被災者



福島から千葉の住宅に避難した家族

派遣労働者、有期契約労働者及びパートタイム労働者の雇用維持・確保

- 震災等の影響により、いわゆる「派遣切り」のおそれがある派遣労働者、解雇や雇止めのおそれがある有期契約労働者及びパートタイム労働者について、事業主が雇用の安定とその保護を図るために最大限の配慮をしていただけるよう、厚生労働大臣名で、人材派遣関係団体や主要経済団体に対して要請（3月28日、3月30日）。
- 被災された派遣労働者や求職者と人材を必要とする企業との迅速なマッチングに向けて、様々な広域的なネットワークも活用しながら積極的な取り組みをいただくよう大臣により人材ビジネス事業者団体に要請書を手交。（4月8日）
- 派遣労働に関する労働者、派遣会社・派遣先からの相談には、ハローワークの「震災特別相談窓口」で対応。各都道府県労働局へその旨を周知するリーフレットを送付し、派遣労働者等へ周知するよう指示。
- 労働者派遣事業適正運営協力員（労使に委嘱）に対して派遣元・派遣先事業所における「派遣切り」防止のための相談等を依頼するよう指示。

労働相談への対応

- 地震に伴う休業時の賃金、派遣労働者の雇用管理、解雇などの取扱いについて、「労働基準法等に関するQ&A」を作成（第2版を作成済。今後随時更新）し、被災地域及び計画停電の対象となる地域の事業主団体に、雇調金の活用と併せて周知
- 被災地域等の労働局及びその管内の労働基準監督署を中心に労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償等に関する労働者や事業主からの相談に的確に対応するため、緊急相談窓口を開設
- 全国のハローワークに「特別相談窓口」を設置し、被災者の仕事に関する相談に対応。新卒応援ハローワークでは採用内定取消などを受けた学生・生徒などの相談に対応（学生等震災特別相談窓口の設置）

未払賃金立替払

- 地震の直接的な被害により事業活動が停止した被災地域の中小企業に雇用されていた労働者に係る未払賃金の立替払について、申請に必要な書類の簡略化を行うなど、迅速な処理を実施

労災保険給付

- 労災診療や休業補償の請求が医療機関や事業主の証明がなくても可能とする弾力的な取扱いを実施
 - (1) 労災保険給付請求に関して、事業主証明や療養担当の医師証明なしでも請求可能とした。併せて、業務遂行中に地震による建物の倒壊等により被災した場合には業務災害であることを示した。
 - (2) 労災保険の療養の給付の請求について、任意な様式でも可とした。
- 労災保険給付の請求に関して、被災地では労災認定のための資料が散逸していることが予想されるため、資料がない場合の調査要領を定めて、迅速な労災補償を行うこと等について労働局に指示し、以下の柔軟な取組等を実施
 - (1) 管轄外を含めた全ての労働局又は労働基準監督署で労災診療や休業補償の請求の受付を可能とした。
 - (2) 労災認定のための事務処理について、関係資料を喪失した際に代替資料でも可能とした。
- 震災・津波に遭遇した場合の労災保険の取扱いのQ & Aを作成し、被災者やそのご遺族に、労災保険の考え方をわかりやすく紹介

労働保険料

- 労働保険料の納付期限の延長等
 - ・ 被災地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県）における労働保険料の納付期限（7月）等を、申請など特段の手続の必要なく延長
 - ・ 納付期限の延長の対象地域以外の事業主でも、震災により財産に相当な損失を受けた場合には、事業主からの申請に基づいて、個別に労働保険料の納付を猶予

中小企業退職金共済制度及び勤労者財産形成持家融資制度の特例措置

- 中小企業退職金共済制度について、掛金納付期限の延長手続の簡素化、掛金後納による割増金の免除や退職金請求手続の簡素化等を実施
- (独)雇用・能力開発機構が行う勤労者財産形成持家融資を返済中の方に対しては、最長3年間償還元金の返済を猶予(返済猶予期間中は貸付利率を最大1.5%引下げ)する等の特例措置を実施

健康確保対策

- 産業保健推進センター、地域産業保健センター等で、事業者、労働者及びその家族等被災された住民に対するメンタルヘルスを含む健康問題について電話での相談を受付
- メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」(<http://kokoro.mhlw.go.jp/>)に被災された労働者やその家族、支援者の方向けの特設ページを設置

復旧工事における災害防止対策

- 建築物等の解体、改修工事、がれき処理における対策や応急仮設住宅建築における対策等、喫緊に予定される災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底を図るよう建設業団体に要請するとともに、粉じん障害防止のため、防じん用のマスクを配布。

職業訓練の機動的な拡充・実施

- 訓練定員の拡充や被災者向けの特別コースの設定など、被災地や被災者の受入先等における公的な職業訓練（建設関連分野など）を機動的に拡充・実施するとともに、ハローワークによる効果的なマッチングを図る。

雇用保険を受給できない方への訓練期間中の生活支援

- 基金訓練（訓練・生活支援給付の支給）
被災により、緊急人材育成支援事業による職業訓練（基金訓練）の受講が困難となった場合でも、受講期間中の生活支援である訓練・生活支援給付を支給する。
- 訓練手当の支給
被災により、離職を余儀なくされたり、内定を取り消された方が、公共職業訓練を受講する場合に、受講期間中の生活支援である訓練手当を支給する。

職業訓練等に関する相談への対応

- （独）雇用・能力開発機構の青森、岩手、宮城、福島及び茨城センターに、職業訓練受講者や事業主等からの職業訓練や助成金の取扱い等の相談援助を行う「震災特別相談窓口」を設置。

東日本大震災（第44報）概要版

国土交通省
平成23年4月11日
10時00分現在

1. 国土交通省の主な対応

- 3月11日14:46 非常体制、15:15 国土交通省緊急災害対策本部設置
- 3月11日15:45に第1回緊対本部会議を開催以来、4月8日16:00までに37回開催
- 政府調査団として、11日から市村政務官（宮城）、12日から津川政務官（福島）を派遣
- 国土交通省職員の派遣（4月11日207人、のべ12,623人）
うち緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣（4月11日180人、のべ10,027人）
- 災害対策機材（照明車、排水ポンプ車、衛星通信車、対策本部車等）の派遣
（4月11日191台、のべ5,780台）
- 海上保安庁の対応勢力（4月11日巡視船艇等54隻、航空機19機、特殊救難隊等16名、
のべ1,713隻、618機、710名）
- 応急仮設住宅7,454戸着工済み（うち36戸完成）、2,825戸着工予定（大臣より概ね2ヶ月
で約3万戸供給、さらにその後の3ヶ月で3万戸程度の供給が行えるよう、（社）住宅生産団体
連合会に対し要請）
被災者へ提供可能な空き室について、公営住宅等約22,000戸のうち約3,500戸が入居決定（4
月11日時点）、UR賃貸住宅約5,100戸のうち約650戸が入居決定（4月11日時点）
- 被災県の要請を受け、被災市町村の復興計画の策定等の技術支援のため、国土交通省及び都市
再生機構の職員を13日より派遣予定

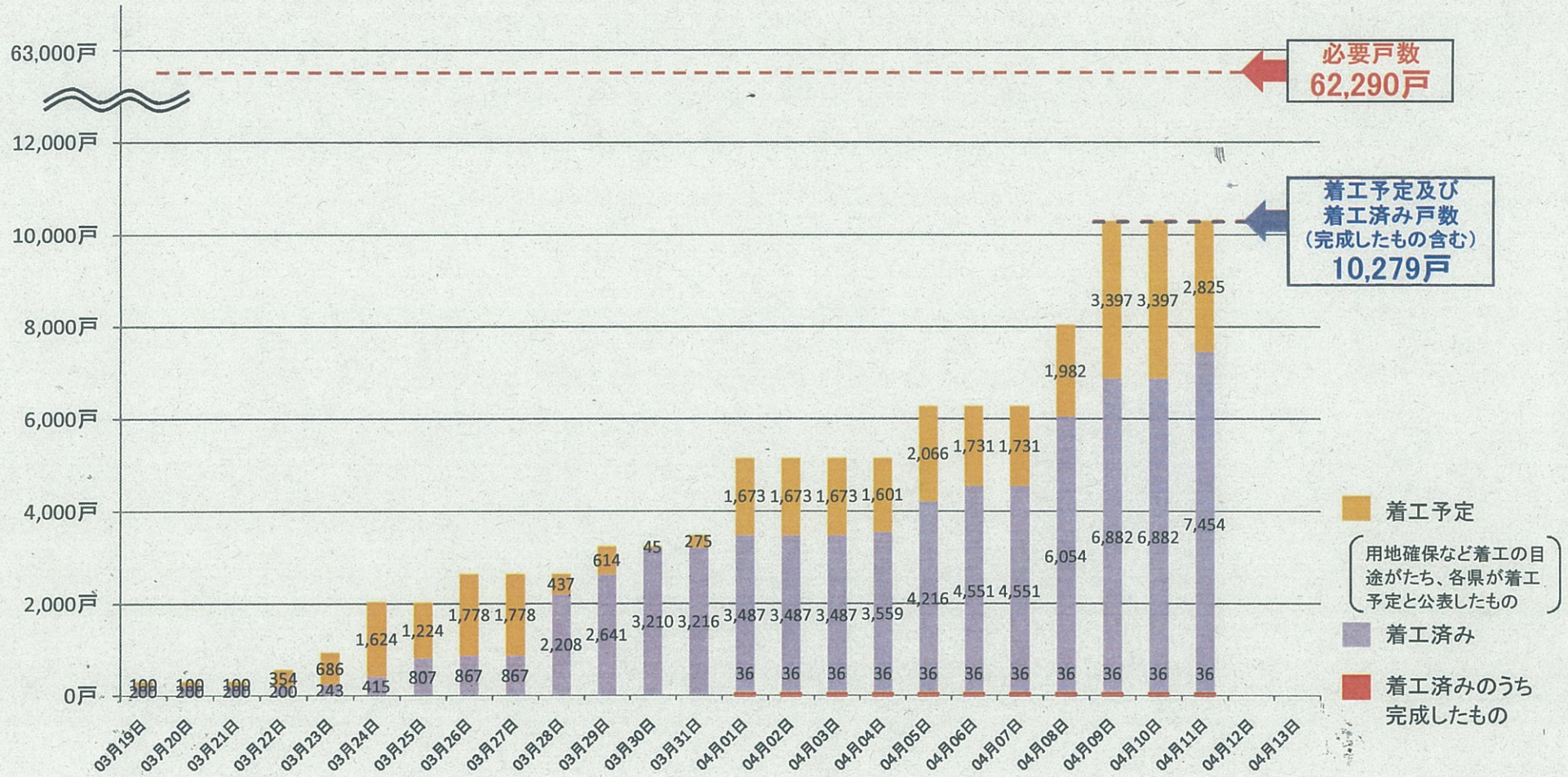
2. 所管施設等の被害

- 道路 高速道路1路線、直轄国道16、補助国道29、地方道227の区間で通行止め
うち4/7の地震により補助国道2、地方道11の区間で通行止め
- 鉄道 旅客鉄道7事業者24路線で運転休止中（東北新幹線を含む）
うち4/7の地震により1事業者8路線で運転休止中（東北新幹線を含む）
- 空港 仙台空港のみ閉鎖（ただし救済機のみ3,000m滑走路24時間運用中）
- 港湾 被災港湾の暫定利用可能岸壁数（水深4.5m以深の公共岸壁）：129/367バース（施設の
大部分で復旧工事が必要で吃水制限や上載荷重制限がかかっている）
- バス 23事業者で一部運休中
うち4/7の地震により11事業者で高速バス路線の一部運休・迂回運行が発生
- 離島航路 4事業者中3事業者が限定運航再開、1事業者運休中
- 河川 北上川、阿武隈川、利根川等の直轄河川で堤防崩壊等1,828箇所の被害発生
- 海岸 岩手県、宮城県、福島県3県の海岸堤防約300kmのうち約190kmが全壊・半壊
津波により507km²が浸水被害（航空写真及び衛星画像判読済み分）
- 砂防 土砂災害95件ほか土砂崩壊多数発生
- 下水道 1都11県において63箇所の処理施設、72箇所のポンプ施設が被害。下水道管渠も
被害発生。

※ 詳しい災害情報は、国土交通省ホームページ（<http://www.mlit.go.jp/saigai/index.html>）でご覧いただけます。

応急仮設住宅 着工戸数の推移

住 宅 局
平成23年4月11日
10時00分現在



必要戸数
62,290戸

着工予定及び
着工済み戸数
(完成したもの含む)
10,279戸

■ 着工予定
 (用地確保など着工の目
途がたち、各県が着工
予定と公表したもの)
 ■ 着工済み
 ■ 着工済みのうち
完成したもの

防災上の留意事項

気象庁

- 余震は次第に少なくなってきたが未だ活発な状況で、震度5弱以上となる大きな余震が時々発生しています。今後も、最大震度5弱以上の余震が発生する可能性があり、場合によっては、震度6弱～6強となる可能性もありますので警戒してください。最大震度5強以上（マグニチュード7クラス）の余震が発生する確率は10%です。大きな余震が発生すると津波が発生する可能性があります。
- なお、余震活動地域の外側の静岡県東部、長野県北部、秋田県内陸北部でも震度5強以上の地震が発生しています。このように、余震活動地域の外側でも若干地震活動が高まっていると考えられますので、常日頃から地震への備えをお願いします。
- 東北地方の太平洋側と関東地方では、上空に寒気が流れ込んでいるため、11日は雨が降り、雷を伴う所があるでしょう。その後12日から15日は高気圧に覆われて概ね晴れますが、16日から18日は曇りの日が多く、雨の降るところもある見込みです。
- 最高・最低気温は、11日は平年並みか平年より高い見込みですが、12日から13日にかけては平年より低くなり、最低気温が0度前後まで下がる所もある見込みです。寒暖の差が大きいため体調管理に注意してください。
- 福島第一・第二原子力発電所付近の風は、11日は東よりの風1～6m/s、夕方から西よりの風1～6m/s。12日は北西の風1～8m/s、夜は西よりの風1～4m/sの見込みです。

平成23年 東日本大震災の対処の状況

平成23年4月11日 0700現在

統合幕僚監部

自衛隊の活動状況

4月11日0700現在

自衛隊 (総数)

- 人員：約106,450名
(即応予備自：364名を含む。)
- 航空機：488機
- 艦艇：49隻

海災部隊

- 現場兵力：49隻
- 航空機：153機
(固定翼:84機、回転翼:69機)
- 人員：約14,400名

陸災部隊

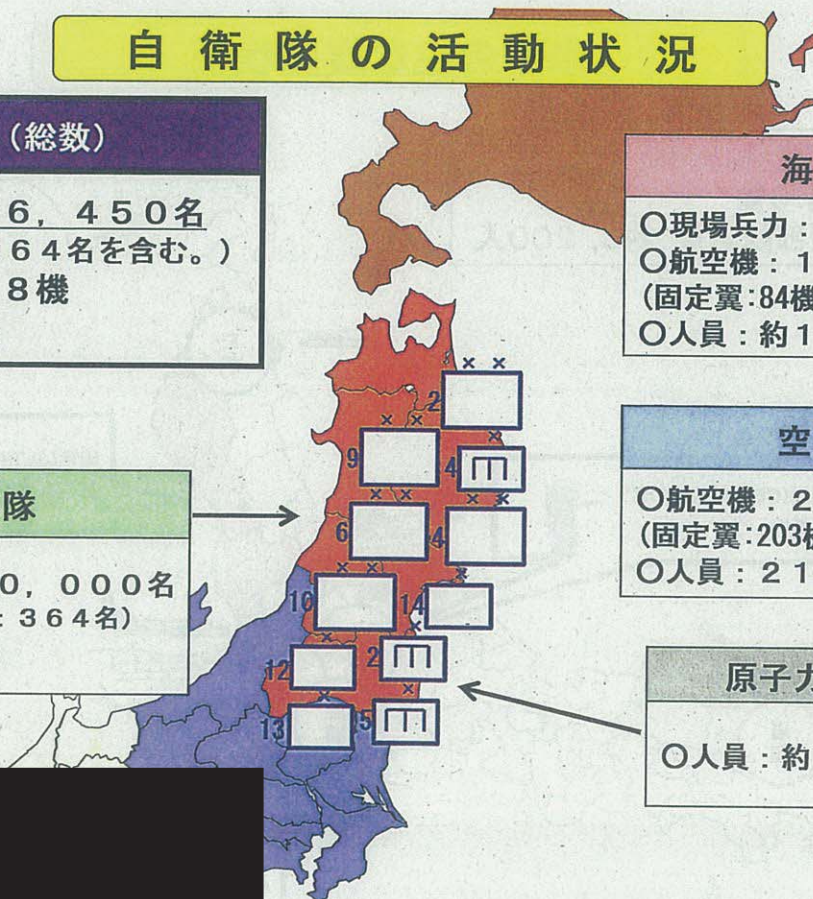
- 対処部隊：約70,000名
(即応予備自衛官：364名)
- 航空機：99機

空災部隊

- 航空機：236機
(固定翼:203機、回転翼:33機)
- 人員：21,600名

原子力災派部隊

- 人員：約450名



自衛隊の活動実績等

4月11日0700現在

細目	総計 (内数)	細 部			
		陸	海	空	
人命救助等	人命救助	19,247名			
	ご遺体収容	8,372体 (100体)			
	ご遺体搬送	1,004体			
物資等輸送	物資等輸送	5,816.0t (86.9t)			
	医療チーム等輸送	6,474名 (144名)			
	患者輸送	175名			
生活支援	給水支援	201,810t (857.3t)			
	給食支援	2,196,690食 (65,400食)			
	燃料支援	1,294.0KL (6.1KL)			
	入浴支援	242,114名 (13,231名)			
	衛生等支援	17,432名 (452名)			
		陸災部隊	海災部隊	空災部隊	
活動の特記事項			行方不明者の捜索		
当面の活動の焦点		【津波・地震救援活動】 生活支援、物資輸送、遺体収容、応急復旧 【原子力災害対処】 放水作業、除染作業、住民避難支援	【地震・津波救援活動】 行方不明者の捜索、入浴・生活支援等の救援・支援活動の継続、被災港湾データの整理・記録 【原子力災害対処】 福島第1原発施設の不測事態に即応し得る態勢の維持、隊員の安全の確保(放射線対策の徹底)	【津波・地震救援活動】 松島基地及び山田分屯基地における災害派遣活動(捜索、生活支援、応急復旧、輸送支援等) 【原子力災害対処】 原発関連活動(放水活動支援、被害情報収集等)	

第2回集中搜索実施結果等

【自衛隊勢力】約23,000名
 (陸)約15,000名
 (海)約7,400名
 (空)約600名
 航空機 86機
 艦艇等 46隻

【自衛隊以外の勢力】

- 海保勢力(船艇:28隻、航空機:10機、潜士:25名)
- 警察勢力(宮城県:225名)
- 米軍勢力(約100名、回転翼×1)

【陸災東北部隊重点地域】

各師(旅)団長が定める地域

【海災部隊重点海域】

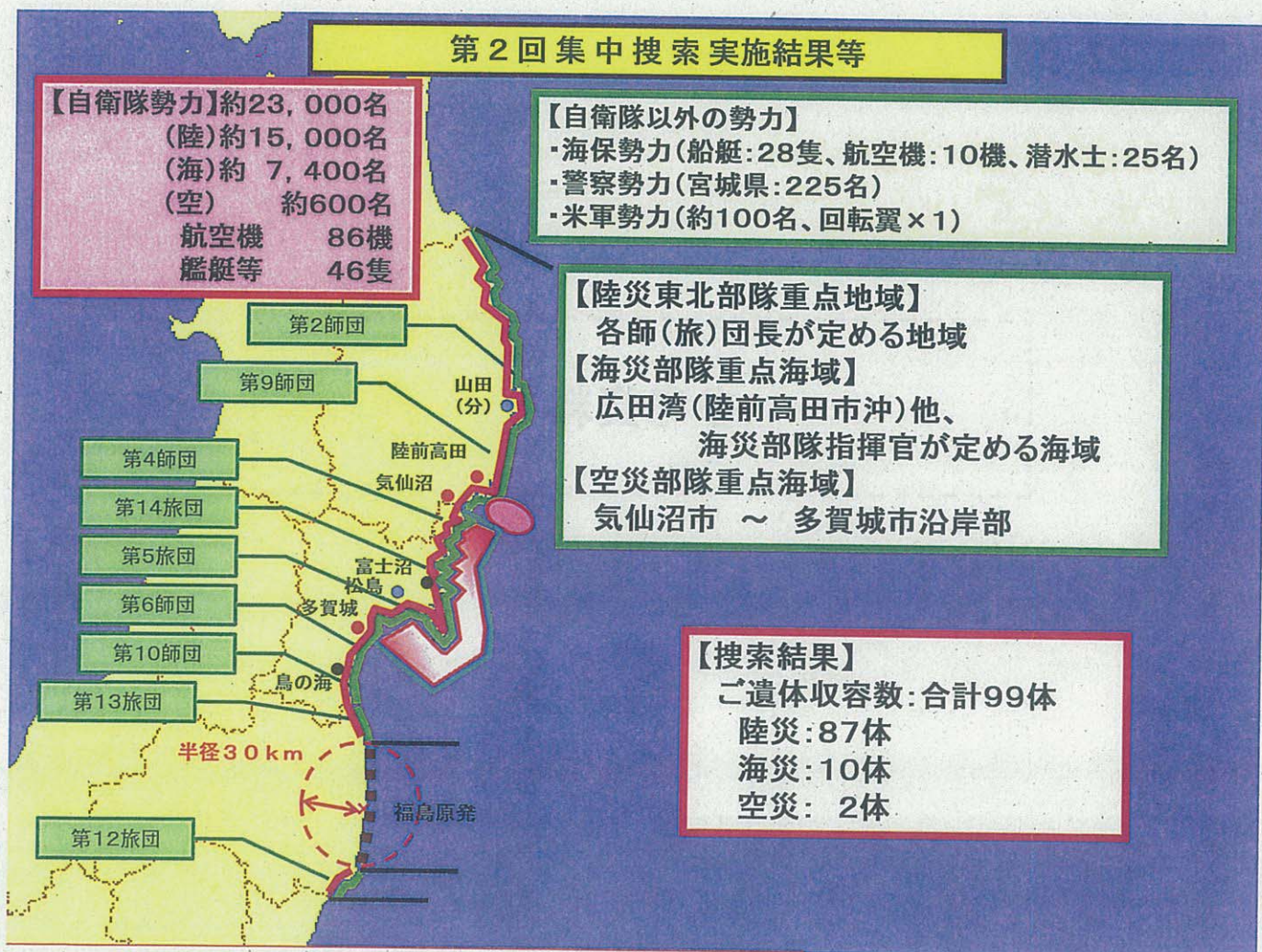
広田湾(陸前高田市沖)他、
海災部隊指揮官が定める海域

【空災部隊重点海域】

気仙沼市 ~ 多賀城市沿岸部

【搜索結果】

ご遺体收容数:合計99体
 陸災:87体
 海災:10体
 空災:2体



原子力災害対処業務予定(当面)

4月11日0700現在

		昨日(10日(日))	本日(11日(月))	明日(12日(火))
自衛隊の活動		消防隊JVで待機 1600-1915 除染所運営	除染所運営	除染所運営
東電の活動		原子炉淡水化、汚染水移送 窒素封入(1号機) (T-HAWK) 1559-1628	原子炉淡水化、汚染水移送 #1窒素封入 #1点検等 (T-HAWK) 0730-0900	原子炉淡水化、汚染水移送 1号機漏えい状況点検等 (T-HAWK) 0730-0900
地上放水等	1号機	注水なし	注水なし	未定
	2号機	FPC(本設)による注水 1037-1238	注水なし	未定
	3号機	1715-1915 シマウマ1号	注水なし シマウマ→ゾウ1号へ配置換え	ゾウ1号 淡水注水
	4号機	注水なし	注水なし ゾウ1号→ゾウ2号へ配置換え ゾウ2号 サンプルング準備	ゾウ2号 淡水注水 ゾウ2号 サンプルング
航空機運用	ヘリ映伝	なし	予定なし	予定なし
	モニタリング・サーモグラフィ	(CH-47) 0719-0743	予定なし	(CH-47) × 1
	RF偵察	(RF-4) 0827-0900	(RF-4) 0830-0910	(RF-4) × 1
	集塵	なし	予定なし	予定なし
真水給水(バージ)		接岸待機	予定なし(接岸待機)	予定なし
除染支援		除染活動(8ヶ所)	除染活動(8ヶ所)	除染活動

参考資料

活動実績 (1/3)

4月11日0700現在

活動の特記事項	
当面の活動の焦点	【津波・地震救援活動】生活支援、物資輸送、遺体収容、応急復旧 【原子力災害対処】放水作業、除染作業、住民避難支援

※ 青字は、4月10日0500以降の実績

	人命救助等(把握分)	輸送支援	生活支援	復旧支援
陸 災 部 隊	○人命救助 14,937名	○物資等輸送 ・灯油:242.5KL(1.66KL) ・軽油:214.1KL ・ガソリン:102.1KL ・その他:2,519t以上(71t)	○給水支援 約18,773t(747t)	○道路啓開 286km(11.2km)
	○御遺体収容 7,440体(87体)		○給食支援 1,989,000食(59,000食)	
	○御遺体搬送 1,004体		○入浴支援 219,755名(12,932名) ○衛生支援 12,519名(392名)	

活動実績 (2/3)

4月11日0700現在

活動の特記事項	行方不明者の捜索
当面の活動の焦点	【地震・津波救援活動】行方不明者の捜索 入浴・生活支援等の救援・支援活動の継続 被災港湾データの整理・記録 【原子力災害対処】福島第1原発施設の不測事態に即応し得る態勢の維持 隊員の安全の確保(放射線対策の徹底)

※ 青字は、4月10日0500以降の実績

	人命救助等	輸送支援	生活支援	復旧支援・その他
海 災 部 隊	○人命救助 896名	○物資等輸送 ・毛布11,710枚(10枚) ・主食・糧食 233,083食 ・飲料水 346.66KL(3.24KL) ・灯油 90.47KL ・軽油 40.26KL ・ガソリン 13.47KL	○給水支援 1,511トン ○糧食等支援 1,370kg ○入浴支援 八戸:1,445名(18名) 横警(石巻):2,694名(281名) おおすみ:843名 くにさき:1,594 ぶんご:48名 ちよだ:160名 くろべ:43名 あぶくま:28名 ひゅうが:407名 あすか:234名 せとゆき:109名	○米海軍油槽所復旧支援 (土砂、漂流物の撤去) ○八戸市街地応急復旧支援 (堆積物の除去) ○岩手県における被災状況の確認
	○御遺体収容 273体(10体)	○輸送支援(医療チーム等) ・医師 11名 ・DMAT等 28名 ・スイス救助員 2名	○避難者支援(八戸) 5,560名(85名) ○車両支援(八戸) ・支援物資の集積 ・小中学校登下校支援	○宇島漁港復旧作業及び周辺道路の土砂除去
		○輸送支援(陸自北部方面隊) ・大型トラック、軽油 ○その他 衛生資材、日用品	○診療支援(八戸) 113名 ○メンタルヘルスケア(八戸) 1,087名(16名) ○移動衛生班による被災者診療等支援 2,205名	○福島第1原発施設に対する給水支援 ○漂流船回航 1隻

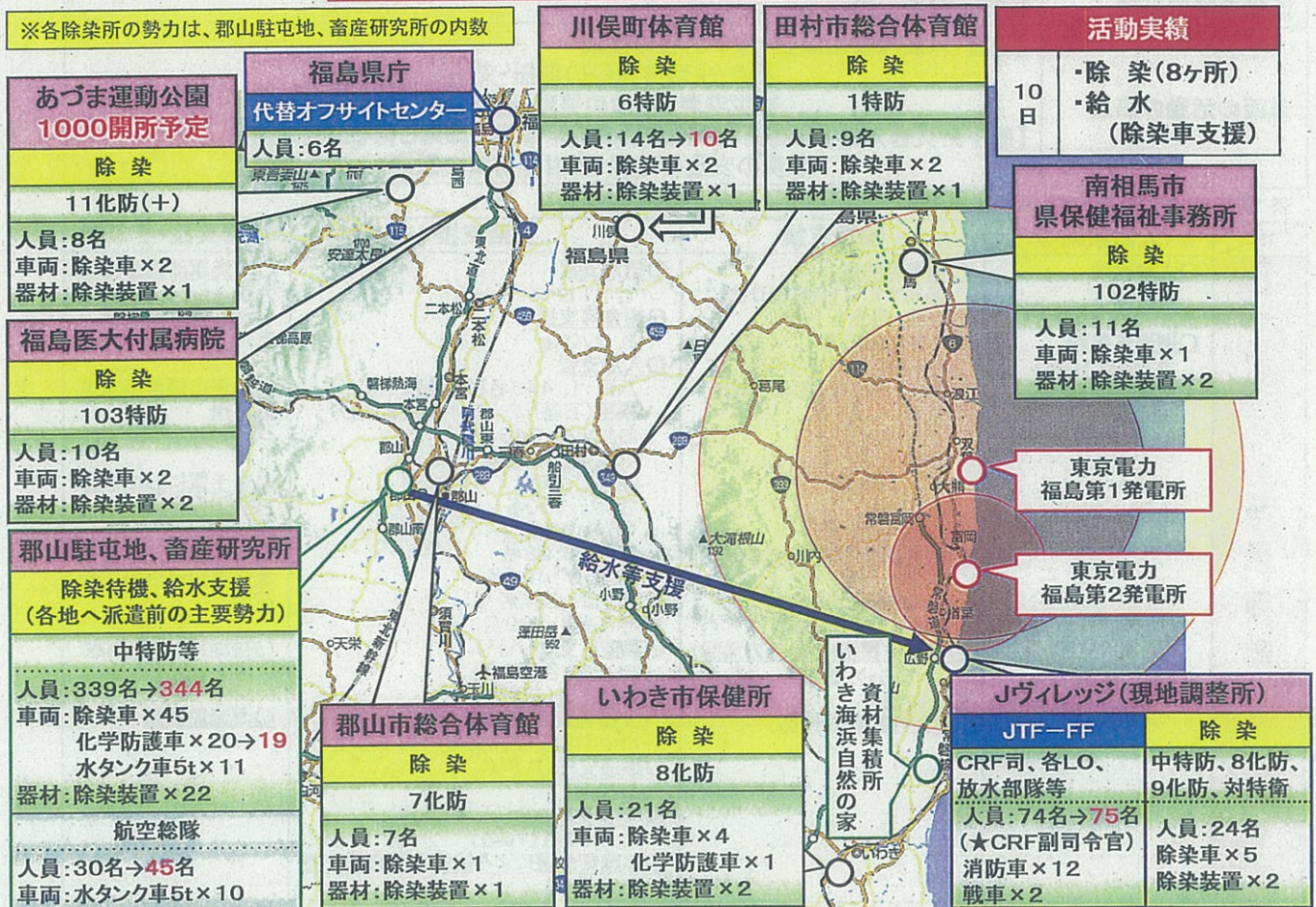
活動の特記事項	第2回集中捜索
当面の活動の焦点	【津波・地震救援活動】 松島基地及び山田分屯基地における災害派遣活動(捜索、生活支援、応急復旧、輸送支援等) 【原子力災害対処】 原発関連活動(放水活動支援、被害情報収集等)

※ 青字は、4月10日0500以降の実績

	人命救助等	輸送支援	生活支援	復旧支援・その他
空 災 部 隊	○人命救助 3,414人	○物資等輸送 ・物資 3,297t(15.9t) 毛布 糧食(パン、米、水等) 救援物資(粉ミルク、紙おむつ、簡易トイレ、医薬品等) 灯油等 車両 エンジン(F-2用) 化学防護衣等 ・人員 6,433名(144人) DMAT 支援要員 援助隊等	○給水支援 1,525.8t(110.1t) ○医療支援 巡回診察患者数: 1,575名(44名) ○給食等支援 ・給食 約195,690食 (6,400食) ・防寒用毛布貸与 約4,720枚	○被害情報収集 169ソーティー ・偵察機:83ソーティー (原発47ソーティー(1ソーティー)) ・戦闘機等:28ソーティー ・救難機:61ソーティー ○航空情報提供等 ・早期警戒管制機等: 83ソーティー(3ソーティー) ○集じん飛行 ・T-4:11ソーティー ○空中消火 ・CH-47:16ソーティー ○松島基地復旧 ○道路啓開 ○がれき除去
	○御遺体収容 658体(2体)	○患者輸送支援 175人	○入浴支援 4,920名 ○燃料支援 ガソリン:24.4KL 灯油:185.3KL(0.4KL) 軽油:37.5KL 重油:5.8KL	
	○集中捜索 ・発見数:12(2) ・救難機等: 59ソーティー (15ソーティー)			

原子力災害派遣状況

4月11日0700現在

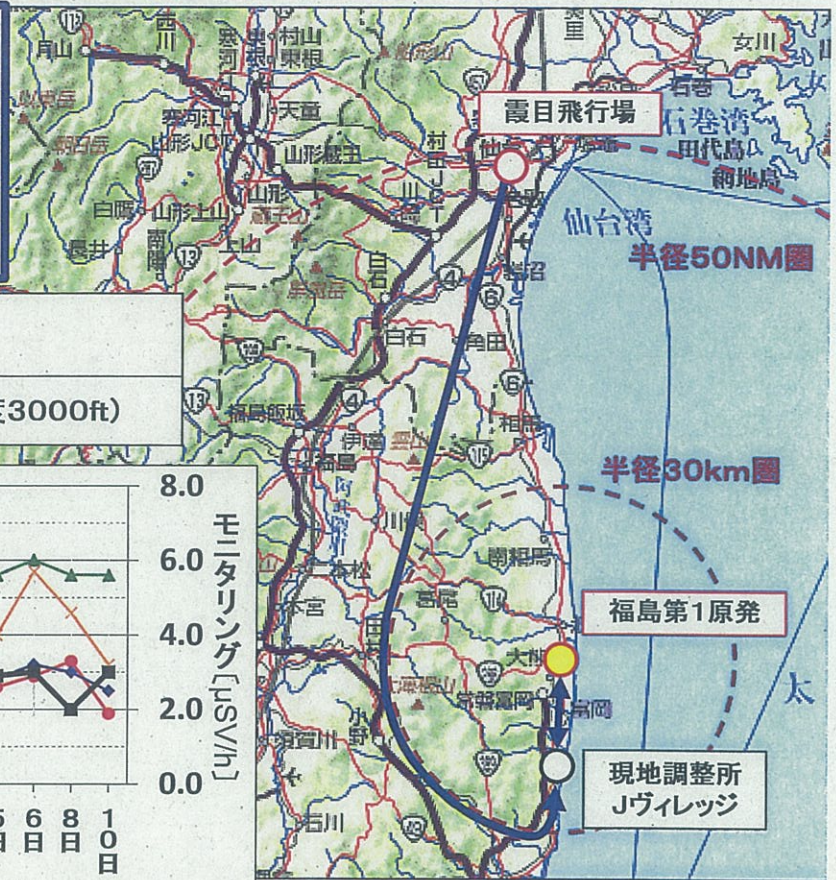
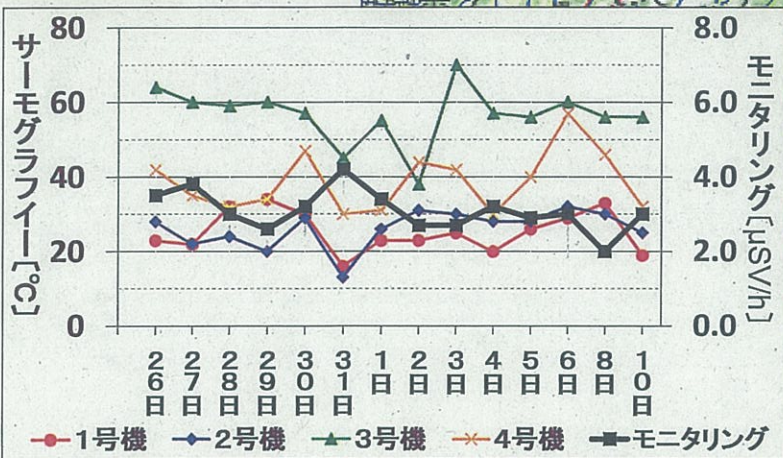


4. 10 福島第1原発サーモ・モニタリング結果

4月11日0700現在

サーモ・モニタリング機(CH-47)×1
 0636 霞目離陸
 0706 Jヴィレッジ着陸
 0711 Jヴィレッジ離陸
 (0719~0743)
 ・サーモグラフィー撮影
 ・モニタリング
 0753 Jヴィレッジ着陸

サーモ グラフィー ピーク値 56°C
 (3号炉プール上)
 モニタリング ピーク値 3.0μSv/h(高度3000ft)



福島第1原発の状況

4月11日0700現在

	現状(4/10日の実績)	今後の予定	備考	
燃料プール	1号機	注水なし	注水なし	淡水注入ラインに切替済(3/28)
	2号機	FPC(本設)で注水 (4/10 1037~1238:約60t)	注水なし	淡水注入ラインに切替済(3/29)
	3号機	シマウマ1号による注水 (4/10 1715~1915:約30t)	注水なし シマウマ→ゾウ1号へ配置換え	淡水注入ラインに切替済(3/28)
	4号機	注水なし	注水なし ゾウ1号→2号へ配置換え サンプリング準備(ゾウ2号)	淡水注入ラインに切替済(3/28)
原子炉	1号機	淡水注入(仮設電動ポンプ) 窒素封入継続(4/6 2230~)	淡水注入継続 窒素封入(~4/11 1030予定、事後 点検等実施予定)	燃料棒が一部露出疑い
	2号機	淡水注入(仮設電動ポンプ)	淡水注入継続	燃料棒が2度全面露出疑い 圧力抑制室が損傷の疑い
	3号機			燃料棒の一部露出の疑い
タービン建屋の排水	1号機	H/W→CSTへ移送終了 (4/3 1355~4/10 0930)	予定なし	H/W: Hot Well 復水溜め (復水器内部の水溜め) CST: 復水貯蔵タンク SPT: 圧力抑制室用水タンク R/W: 放射性廃棄物集中処理 建屋
	2号機	トレンチ立坑→H/W移送準備	トレンチ立坑→H/Wへ移送予定	
	3号機	H/W漏水、状況確認中	H/W→CST移送準備 (状況により移送開始)	
	4号機	予定なし	予定なし	